

平成28年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

平成28年9月12日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	職員課長	原島真二君
産業振興課長	小川泉君	子育て支援課長	鈴木礼子君
青少年課長	中村修君	市民生活課長	大法努君

福祉推進課長 嶋田 淳 君  
みのり福祉園長 石川 伸治 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
下水道課長 廣瀬 裕 君  
中央公民館長 尾又 恵子 君

障害福祉課長 小川 則之 君  
健康課長 志村 明子 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
給食課長 齋藤 謙二郎 君  
中央図書館長 當摩 弘 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 和地仁美君

○副議長（中間建二君） 9月9日に引き続き、15番、和地仁美議員を指名いたします。

○15番（和地仁美君） おはようございます。

金曜日は、市長答弁、教育長答弁、ありがとうございました。では、御答弁を踏まえまして再質問を始めさせていただきますと思います。

まずは学校教育についてですが、金曜日の教育長の御答弁では、東大和市の伸びている点や課題など、具体的な例も挙げて御丁寧な御答弁、ありがとうございました。学校教育だけではなく、東大和市の教育全般ということで、毎年発行されます「東大和市の教育」平成28年度版が先日配布されていましたが、ここには各学校の教育目標と教育委員会の教育目標などが書かれています。この教育目標なんですけれども、一度決めたら変えられないものなのか、もしくは変更するためのルールや手続などといったものが決められているのか、まず教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 基本的には、市の教育、市教委の教育目標を受けまして学校教育目標というのがございます。学校教育目標は、その学校で目指す児童・生徒像でございまして、その実現に向けてさまざまな教育活動が展開されております。教育目標は、絶対に変えられないというものではございません。しかしながら、開校当時からのその学校にかかわる学校関係者とか、保護者、地域の方々の期待や要望等に応えられてつくられたものでありますので、簡単に変えるということは難しいというふうに思われます。特に変更のためのルールとか手続とかというものについては、決まったものはございません。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今回、学校教育を取り上げさせていただきましたのは、東大和市の全体の学校教育というものについて確認したいという思いがありまして、そうしますとこの「東大和市の教育」という中に、まず東大和市の教育委員会の教育目標が書かれていると思います。ポイント的な言い方をしますと、教育長の御答弁にもありましたように、知・徳・体というそれぞれのテーマについての教育目標を市教委のほうで決めているというふうに思うんですけれども、この市内の学校全部の教育目標を見ましたけれども、この市教委の教育目標とほとんどリンクしているということは見受けられたんですが、ちょっと具体的に申し上げますと、五中の教育目標がとても個性的というか——になってまして、ほとんどの学校が知・徳・体というふうに、3項目の箇条書きになっているところ、五中の教育目標の中に体がないんですけれども。一方で、徳の部分でいいますと、五中は学校の解説の中で、東大和市で一番厳しい指導を行っていますというふうに書かれていたりするんですが、この市教委の教育目標と学校の教育目標というのは、リンクすべきという形になっているんでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 先ほども私のほうからちょっとお話をさせていただきましたが、市教委の教育目標を受けて学校教育目標というものがございます。五中の教育目標の中に、キーワードの中には、その体

についての具体的な表現というものはないのですけれども、学校教育目標には、そのキーワードの前文にリード文みたいなものがございます、その中には心身ともに健康で主体的に生きるということで、体にかかわる部分というものも記載されてるということになります。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 学校を訪問させていただいた際に、教室の黒板の上のなどに、この学校教育目標の3つの箇条書きになっている大きなポイントなどが各教室に張ってあるのを目にするんですけども、そうしますと五中の場合、体の部分はリード文に入ってるということですが、生徒たちが日常的に目にする学校の教育目標というところでは、リード文というのはなかなか目にしないと思うんですが、そういったことの影響というか、そこら辺の効果という、何と言ったらいいんですかね、影響について市教委のほうではどのように考えられているのか教えてください。

○学校教育部参事(岡田博史君) 確かに子供が日ごろ教室に掲げてある教育目標を目にするときに、その体という部分が目に触れないというところはあるかもしれません。しかしながら、学校教育目標の中に必ずその体の文言を入れなければいけないという決まりはございません。教育目標は教育目標であるのですけれども、その教育目標の具現化をするための取り組みの中には、必ず知・徳・体の取り組みが学校では絶対に行われているということで、その五中の教育目標を具現化するためには、体のことにつきましても、子供たちも目標を持って取り組んでいるということ、私たちのほうでは認識してるところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 私、特に五中の教育目標がよくないとか、そういうことではなくて、市全体、東大和市のどの学校へ行っても、一定のというところを考えたときの素朴な疑問でしたので、今の御答弁で、では五中のほうも市教委の教育目標に沿った形で進められているというふうに理解しました。

ところで、この「東大和市の教育」って毎年発行されるんですけども、この中に市内の小中学校の各学校を紹介するページがあるんですけども、この紹介の仕方が、各校さまざま項目が、大きく言えば似ている項目なんですけども、レイアウトであったり、取り上げるものであったりというのが、いろいろと各校、違うんですけども、いろいろな教育の活動について紹介されていますが、今現在というか、今市内全校で取り組んでいる不登校対策研究協力校であったり、学校と家庭の連携推進事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業であったり、学力ステップアップ、理科授業特別プログラムなど、これは市内の小中学校全校で取り組んでいる取り組みだと思うんですけども、それを明記している学校と明記していない学校があるんですね。最初、それを知らないで読んでると、その学校だけの特徴的な教育なのかなというふうに思うんですが、後ろのほうにしてみると、これは市内全校が取り組んでいるということであれば、それぞれの項目に対してのその学校の具体的な取り組みというふうに並べて書いていただかないと、それぞれの学校の特徴あるということと、ちょっと誤解までは言いませんけれども、いろいろと見るときに生じてしまうんじゃないかなと思うんですが、この学校紹介のページの内容については、一定のルールの中で明記されてるんでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) この学校の紹介のことについてですけども、校章の由来、それから学校教育目標、特色ある教育活動につきましては記載をするようお願いをしているところです。その内容とか、レイアウトについては特に決まったものはございません。市内全校で取り組んでいる取り組み、先ほど例を挙げさせていただきましたけども、そのような取り組みについても、また学校独自の取り組みについても、確かにこのページの中には一緒に書かれているというような事実がございます。その学校がどんな取り組みをしているかと

いうことについては、やはりこれから、さらにわかりやすくここに記載をしていくというようなことを、学校のほうにも投げかけて工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そうですね、例えば各学校の教育目標を先ほど取り上げましたけれども、3点なり4点なり各校、持っておりますが、その中で今年度の重点目標というものを明確に二重丸であったり、各校の中で注意書きを書いている学校と、特にことし、今年度の重点目標というものを掲げていない学校などありまして、ちょっとこれを市内の学校、この学校はこうなんだなというふうに、特徴を比較ではないですけども、見て検証したりするときに、ちょっと何となくばらつきがあるので、同じ物差しの上で書かれてないなという感じがしまして、そもそもこの学校の取り組みや学校紹介というのは、基本的に誰に向けて、何を伝えたくて作成しているものだというふうにお考えでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) この「東大和市の教育」、この冊子そのもの自体につきましては、公共の施設を中心に配布をしております、保護者とか地域に、全体にこの冊子を配布するというものではございません。この内容については、保護者、地域の方々、ホームページでごらんになることはできます。学校の取り組みについては、保護者、地域の方々を中心に、その学校での教育目標を具現化するための手だてとして伝えていきたいというふうに思っておりますけれども、そのことについては、より詳細なことについては学校のホームページ、または学校日より等で保護者、地域の方には伝えていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 伝えていくということであれば、より読み手というか、受け取る側のほうがわかりやすいような明記の仕方というものを、今後研究していただきたいなと思います。

例えば不登校対策研究校として、こういう取り組みをしていますって書いてある学校と書いてない学校がありますと、書いてる学校はやってるんだけれども、書いてない学校はやってないのかなというふうに、この紙面上では受け取られかねませんので、東大和市の教育全体がこういうことをやっているということが、よりわかりやすく伝わるような形を工夫していただければなと思います。

各学校のというところをもう少し細かいところまで発展させますと、金曜日の教育長の答弁の中で、課題として挙げられたのが、学校長がかわっても、その学校の特色をしっかり引き継ぎ、さらにより実践に発展させていくことというものが挙げられていたと思うんですけども、保護者の方の中では新しい校長先生が来ると、あの先生はどうかというお話でちょっといつとき盛り上がる時があるというのは、皆さん御承知のところだと思うんですが、この学校のトップである校長先生がかわられることで、何かしら問題とか弊害のようなものが起こっているという上での課題提起だったのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 校長がかわることによって、問題が発生するというようなことは全くございません。今までの校長のリーダーシップのもと、実践されてきた取り組みの成果とか課題というものを鑑みまして、さらにそのときの児童・生徒の実態に即した取り組みを実践して、教育目標を具現化していくというようなことで、新たな校長がそこから先を発展させていくというような考えでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そうしますと、学校長がかわっても、今までの取り組みを発展させるという意味での効果という部分はあるけれども、今までの取り組みというものを新たな校長が、またちょっとやるやらないと

というようなことをして、判断されるというようなことはないというふうに考えてもよろしいですか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 校長がかわったときに、今までやっていた取り組みというものが、発展してやるという場合もございますし、また今までやってきたけれども、今の子供たちには、例えばですけども、合っていないかですね、これはもうやらないで、こっちの次の取り組みのほうが、よりこの子供たちが学校教育目標に向かうためには、とてもいい取り組みなんだというふうに校長が判断した場合には、以前やっていた取り組みがなくなってしまうということもあるかもしれないということで認識しております。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** そのときの子供の実態や、世の中というか、いろいろなことに寄り添った形という御答弁だったと思うんですが、各学校のいろいろな取り組みを見ますと、その学校しかやっていないのかなというような取り組みも、学校紹介の中にあるんですけども、先ほどのように市内全体を、推進校であったり、研究校であったりというふうにしていないもの以外に、個別の学校で取り組んでいるということがあると思うんですけども、その中の取り組みの中で、ぜひ効果があったので、今後、市内の全校に波及させたいというふうを考えてるものは何かあるんでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 教育長の答弁の中にもありましたけれども、三小の期末テストや二小、五小で行っている海外の学校との交流、六小の保育園との連携、また五中の体力向上に向けた実践等ございますけれども、各校が他校へ情報発信をしている状況でございます。その市教委のほうも、積極的にそういうよい取り組みにつきましては、情報提供を随時しているところなんですけれども、やはりその学校の実態がございまして、全てそれを、全ての学校で取り入れていくことがいいのかどうか、できない場合もございますし、できる場合もあるんですが、一応情報発信しながら各学校長が判断をして、取り入れてやっていこうというふうにやっていく場合もございますが、特段、今、全体でやりましょうというふうな取り組みについてはないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 例えば三小のほうで、QUを活用しているということが明記されてまして、このQUを活用している学校は三小だけしか書かれてなかったんですけども、例えばこのような取り組みというのは、もし効果があった場合は全校で取り入れてもいいんじゃないかというふうに個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** QUの取り組みも、なかなか効果のあるというんでしょうか、いい取り組みだなというふうに思っているところがございます。しかしながら、なかなかQUもお金がかかったりとかする部分もございますし、またその効果というもの、実際に学校の中で取り組んでいくわけですけども、その効果というものを、やはりきちんと全体で検討しながら、市の中で全体でやったほうがいいのかどうかは検討しながらやっていかなければいけないというふうに思っているところです。いずれにしてもQUについては、子供たちの個別指導、支援に役立っていると、それから学校全体の経営の一助になっているということについては認識してるところでございますので、今後考えていけるところかなというふうには思っているところでありますけれども、また研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** QUは一定の費用がかかるということは、私のほうも認識しておりますが、全校でいろいろなものにいい効果があるような、今御答弁でしたけれども、予算もかかることなんですという、今内容

だったのかなというふうに受けとめました。

その予算というところにかかわってくることなんですけれども、決算特別委員会、予算特別委員会でも、私やほかの議員のほうでも何度か質問が出ている宿泊を伴う学習行事についても、一定の予算がかかると思いますし、これについては実施している学校と実施していない学校があることは、皆さん御存じだと思います。5年生で実施している小学校は4校でして、今回の平成28年度の「東大和市の教育」でも書かれていました。この学習効果については、市教委としてはどのように評価していて、今後どのようにしていったらいいというふうにお考えでしょうか。というのも5年生の宿泊の補助金は、市のほうから1人当たり2,200円、出ているんですよ。実施していない小学校は、この補助金を受けての学習経験というか、機会を逃しているという受けとめ方もできると思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 5年生の移動教室についての効果についてでございますけれども、6年生で2泊3日の移動教室を実施しております。その前段階というようなことですね、1泊2日の宿泊を経験することで、集団生活のルール、それからマナー、そういうものが子供たちに身についていくと。それから、協力して生活することの意義というものを学んで、その5年生の後、6年生で実施する2泊3日の移動教室が充実したものになるというふうな、そんな効果があるというふうに考えております。

要するに、6年生での集団生活、6年生で行く移動教室の中で集団生活というものを教える必要がなくなって、実際の学習に集中できるというようなところが、効果があるというふうに思っておりますが、実際にその効果を今見ているところなんですけれども、学校によってはやはりさまざまな事情、ほかの行事等の兼ね合いもございまして、5年生の移動教室を実施していくかどうかというのは、今後検討していかなければいけないんですけども、小学校の校長会とも連携して、これから全校で実施したほうがいいのか、またどうなのかということについては、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 今回この学校教育について取り上げさせていただいたのは、最初、壇上でも質問させていただきましたが、学校の特色化という部分とか、今までも私が学校教育のことを取り上げたり、ほかの議員の方が一般質問で学校教育などを取り上げた際には、よく校長の学校経営とか、校長の判断によりという御答弁があったり、あと保護者の方なども一つの例として、5年生の宿泊のあるなしについて、東大和市、いい意味でも非常にコンパクトな市ですので、お子さんが違う学校に通っている保護者の方が会話を交わす機会があったときに、そんな話をしたときに、学校に聞かれる保護者の方もいるようですけど、どうしてうちの小学校はそれないんですかというようなことを聞かれることもあるようですけども、それは学校の特色化ですというお答えをもらったりすることがあるということなんですけれども、学校を地域の特色に合わせた、もしくはそのときの児童・生徒に合わせた学習内容にするということは非常にいいことだと思いますし、学校長の経営の判断によっていろんなことを発展させられていくことというのは、決して私も悪いことではないと思うんですけども、東大和市という市全体の学校を見たときに、行った学校というか、住んでいるところの学区で、学校選択制をとっていないわけですから、その学校に行ったら5年生のときに宿泊体験があった、この学校に行ったらこういう学習内容があったということが、その東大和市の教育のスタンダードという考え方でいったときに、果たしてどうなのかなというふうには私は思っております。

例えば教育の内容をイメージしますと、東大和市全体というのを土台だとしたときに、地域の特色を1階部分とか、子供たちの特性を1階部分として、その上に人についてくる担任の先生が合っているとかがあるといま

す。校長先生のお考えという部分が、3階建て部分としたときに、私は土台を一番厚くした安定感というものが必要だと思うんですけども、市教委としては、この市全体の教育と、その地域や子供たちの特色と、あと指導者の人にかかわる部分のこの割合というものは、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 教育内容につきましては、市長の答弁のほうにもございましたように、内容については学習指導要領に定められておまして、どこの学校でも必ずこれは内容を学習しますよというふうになっております。先ほどもちょっとお話いたしました、各学校では教育目標を達成するため、さまざまな取り組みをしているのですけれども、その角度から、その手だてや取り組みを考えることになって、その角度の違いで取り組み内容というものも変わってくるというふうに捉えております。

市教委としては、学校を支援するというような立場でございます。当然市教委の方針に基づく取り組みとして、これはやってほしいと、全校共通にこれはやってほしいというようなものはございますが、議員がおっしゃる土台というものが何%になるかということについては、ちょっと今、ここでこれぐらいですということでは申し上げられませんが、各学校のほうは共通の取り組みと、それから学校がチームとして考える取り組みをそれぞれ展開していくというふうになります。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 市教委は、各学校のチームを支援する立場だという、今御答弁だったと思うんですけども、子育て世代の御家族というか、そういう方たちが学校、住む場所を選ぶときに、やはりお子さんの教育環境というものを非常に重視すると思います。東京都の場合は、私立の小中学校もたくさんありますので、そういった選択肢もあるかとは思いますが、そういう私立の小中学校というのは、基本的にはその特色が非常に安定してますし、それを選んだほうも選んだ責任の中で、多分お子様の教育をお願いしているという部分もあると思うんですね。公立でいいますと東京都なんかは、一昔前という言い方をすればいいのかわかりませんが、学校単位で、例えば番町の小学校がいいだとか、日比谷中がいいだとか、そういう話が出たりとかしていた時代もあると思いますけども、今傾向としては、例えば何々区の教育が充実してるらしいよとか、何々市のと。もう少し大きい単位で言いますと、全国的にも有名なのは秋田県という形で、自治体の取り組みで子供たちの教育環境というものの安定性、それは学校の先生というのは皆さん異動がありますから、その何々校長が好きでも異動されてしまうと。担任の先生も、翌年の学年のときにはかわってしまうところの、楽しみな部分、不確実な部分があるのは、どの保護者の方も十分承知してる中で、住むまちの自治体がどういう学校教育を安定的に提供してくれるかということ、その学校教育、子供を育成する、子育てしやすいまちかどうかというところの基準に持っていったらいいんじゃないかなというふうには私は思うんですけども、先ほど市教委は学校のチームを支援する立場というふうに御答弁あったと思うんですが、そういう自治体単位で教育のことを語られるようになった現在、東大和市の教育について統括し、全体を向上させるということに対しては、どこ、もしくは誰が担っていくというふうに理解すればよろしいのか、教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東大和市の教育につきまして、統括する部分ということでございますけれども、それを統括する部分については、市の教育委員会ということになるかと思いますが、ただ市全体の教育を向上させていくということについては、具体をやったりやっていくというものについては、各校の校長が中心となって、また校長会がリードして、それを向上させていくということになるかと思いますが、今後やはり市教委も、それから校長会も、一緒にこの東大和市の教育をどうしていくか、どう向上させていくかというこ



とを、しっかりとお互いに考えを出し合って連携していくことが大切であるというふうに、市教委としても認識しているところでございます。

以上でございます。

- 15番（和地仁美君） 先ほどQUのことであったりとか、宿泊体験学習などの件でも、予算が伴うもので各学校によって体験できること、もしくは学習できる機会というものが、ちょっとばらつきがあるところについては、ぜひとも市教委リードで、東大和スタンダードという考え方で、東大和市の全体の教育というもののレベルを上げるというようなやり方で、取り組んでいただきたいと思います。

学校特色化、再度になりますけれども、悪いことではないと思いますけれども、保護者の皆様に、その特色化というものが間違っただけで伝わっていると、やっぱり家庭と学校との連携というところで、100%のパワーを發揮しないと思いますので、学校の取り組み、市の取り組みというものを、より保護者の皆様に理解していただいて、東大和市で子供の教育を受けさせてよかったというふうに、何々小学校がよかったではなく、市全体としての評判が上がるような、土台を厚く進めていただければというふうに要望して、この項目は終わらせていただきます。

続きまして、今度は社会教育についてなんですけれども、壇上でも申し上げましたように、市民大学というものができて、東大和市の学習機会というものも、より深く広く充実してきたのではないかなというふうに思いますけれども、そもそもこの市民大学って、大学という名前がつきますけれども、一般的に全国にいろんなところで市民大学がありますが、都道府県ですとまた違う法律があるようなんですけれども、いわゆる都道府県ではない地方公共団体が開設する大学には、老人福祉法の第13条に基づく、老人の心身の健康の保持のためというような、教育講座などというような定義でつくられている市民大学、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条に基づく、いわゆる条例で定める教育の機関の設置というものと、社会教育法の中の公民館のところで、市町村の教育、学術及び文化に関する各種の事業などというところにかかわって設立される市民大学というものが、大きく分類するとあるようなんですけれども、金曜日の御答弁を聞きますと、東大和市の市民大学を受講されている方の年齢層なども鑑みて、うちの市の市民大学は老人福祉法を根拠にした設置というごとの理解でよろしいのでしょうか。

- 中央公民館長（尾又恵子君） 市民大学の設置の根拠ではありますが、公民館について直接定めた社会教育法でございまして。

- 15番（和地仁美君） としますと、公民館の延長線上というふうに理解をされましたけれども、東大和市の市民大学の——じゃ講座というのは、各公民館もいろいろ講座を開催しておりますけれども、市民大学の講座というものも公民館事業の延長線、公民館の講座の延長線という認識でよろしいのでしょうか。

- 社会教育部長（小俣 学君） 市民大学の設置の根拠につきましては、ただいま課長のほうから御答弁をさせていただいたところでございまして、社会教育法の第20条に基づきまして、目的に沿ってそちらの市民大学を開設したという状況でございまして、その第22条というのもございまして、公民館の事業の中にあります定期講座という項目がございますが、そちらに位置づけて開設をしておりますので、議員の言われました理解でよろしいというふうに認識してございます。

以上です。

- 15番（和地仁美君） そうしますと、御答弁にありました今までの受講生、70代が一番多かったのかなというふうな御答弁だったかと思いますが、市民大学が開設された当初、市長の施政方針などでも開設につ

いて取り上げられたりして、この市民大学というのは、いわゆるリタイアをして、いわゆる現役から一步退いて、いろいろなゆとりの出ている世代の方に教育の機会を与えるというよりも、広くいろいろな年代の市民の方の教育の場になるというイメージがあったんですけども、実態はそのような受講生の年齢層にはなっていないということに対して、どのような御認識で分析などしていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民大学につきましては、市長答弁にもありましたが、平成25年6月に開校しまして3年を経過したところでございます。これまで3年度やってきて、実際その結果、あとの乖離という部分でございますけども、この市民大学の内容を決める際には、市民の方にも入っていただいた企画運営委員会というところで御意見などいただきながら、プログラム、内容を組んでいるところでございます。その3カ年については、勤労世代の方々も参加できるようなことを想定しまして、土曜日に開催をしてきたということでございますが、結果を見ますと、確かに議員も言われていますとおり、高齢者の方、とりわけ60代、70代の方が多い結果になってございます。ただ、全く若い方がいないかという、そうでもなくて、ちょっと紹介させていただくと、25年度には30代の方がお一人いまして、26年度には20代の方がお一人、27年度には40代の方がお二人いたと、そういうことはございますが、確かに全体的に見ると、やはり高齢者の方が多かったということは間違いのないところでございます。そういうこともありまして、今後ですけれども、その企画運営委員会、そういう市民大学を考えている中で、年齢構成、そういう企画運営委員の年齢構成なんかも配慮する必要があるかなというふうにも思いますし、講座の内容、これが全てだと思いますけども、そういう内容についても若い方が参加をしたくなるような内容について検討していき、応募者の方に年齢構成の面で偏りがないように工夫していく必要があると。そのように分析をしております、努めてまいりたいと、改善してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（和地仁美君） そうですね、市のホームページの市民大学の説明のところには、受講資格として、対象の方を、在勤、在学、在住、平成13年4月1日以前に生まれた方ということで、15歳以上を対象にしていますので、そういった対象年齢を見ますと、そのような方たちが興味関心、学べる場なのかなというようなテーマを、ぜひ設定していただいたほうがいいかなというふうに思います。

ほかの自治体にも、さまざま市民大学があるので、どれが一番いいということもありませんし、自治体によっては、その区画、区内というか、その中にいっぱい、いわゆる本当の大学というかが、そういった教育機関がたくさんあるような地域もありまして、その環境の違いはあると思うんですけども、うちの市民大学の今年度の講座なども見てみますと、ちょっと1つしかコースがないんですけども、例えば世田谷区などは政治、社会、経済、人間という4つのコースを毎年設定していたり、ほかの自治体ですと、いわゆるサラリーマンの方の朝活講座という形で、直接仕事に直結できるような上手なプレゼン方法であったり、パソコンのスキルであったりというのを朝の時間帯にやったり、あとは土日にお子さんを預かってくれるということで、子育て関係であったり講座を設けているところであったり、あとはもう具体的に協働を目的として、まずその自治体のことを勉強してもらって、それがいわゆる普通の大学で言う1・2年生がとる必修のように、いわゆる一般的なその自治体のことを勉強して、その後に例えば花のあるまちづくりについて学ぼうとか、そういうふうにとちょっと分野を分けて、具体的に協働ということを軸に置いた大学の設定というような自治体もあるんですけども、そもそもうちの東大和市の市民大学の目的とか理念というものについて、あれば教えていただきたいんですけども。

○中央公民館長（尾又恵子君） 東大和市民大学実施要綱第2条、基本理念で、市民大学は、生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いに触れ合い、自己実現の機会を提供することを基本理念とすると定めさせていただいております。各年の募集案内にも目的として記載しております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 理念は、地域で学び、互いに触れ合い、自己実現ということで、公民館の各種講座も同じような理念の上で開催されているのではないかなと思います。先ほどの御答弁でも公民館の講座との延長線に市民大学はあるということでしたが、具体的に公民館の講座と市民大学は何が違うのでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館では、今までの講座では、自主グループをつくるという地域の皆さんが知り合い、つながり合い、支え合いということで、グループ活動に及んでいただきますよう講座を組んでおりました。この市民大学につきましては、そういうグループの活動をするだけでなく、地域に貢献できる人材づくりという観点で、皆さんが地域に課題を持ち、地域活動に進んでいくということで、市民大学を行っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 私がホームページなどを見た限りでは、市民大学の説明のところでは、市民大学では1年間じっくり学習していただくシステムですというふうに書いてあるんですけども、例えば今年度はAコース、Bコースってありまして、まだBコースは内容も決まってないようですけども、Aコースについては「福祉を学ぶ～誰でもできるボランティア～」、全10回、9月14日から2月8日ということで、1年間の講座ではないんですけども、説明のところに1年間って書いてあって、具体的なAコースを見ると1年間ないということで、この学ぶ期間の——いわゆるシリーズ化されているのが市民大学で、公民館の講座は1回、2回で終わる。ただ、うどんなどはシリーズ化されてますよね。なので、ちょっと公民館の講座との違いが、ちょっとよくわからなかったんですが、まずこの1年間というのは、説明で書いてあって実際に違うということについて御説明いただければと思います。

○中央公民館長（尾又恵子君） 平成25年に市民大学を開設し、初年度と2年間は年間を通して講座を行いました。そして、3年目の内容を企画運営委員や修了者を集めまして開催しました意見交換会を行ったところ、1年間は長過ぎて予定が立たないとの御意見が非常に強く、1年では受講生が集まらないという可能性が高かったので、半年コースで実施することにいたしました。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ちょっとそうなると、市民大学の定義の1年間じっくり学ぶというところが、ちょっと変わってきてしまうと思うので、実態に合わせてホームページの説明を変えていただくか、その市民大学の定義をもう一度、御検討いただいたほうがいいと思います。これについては御答弁、要りません。

例えば市長答弁のほうでも、講座修了生の活躍の場に苦慮しているというような内容があったと思いますし、先ほど学校教育のほうで取り上げました「東大和市の教育」、平成28年度のほうの社会教育のところ、市民大学の充実のためにというところで3点挙げられてるんですけど、幅広い年齢層の要求に応えられる学習機会を提供する、修了生の協力を得た事業に取り組む、市内の人材を活用していくという3点なんですけども、この修了生の活躍の場というところを考えたときに、具体的にはいろいろあると思いますが、今年度のAコース、福祉について取り上げているこのコースなんですけども、修了生が実際に市内で活躍いただくためには、福

社部や社会福祉協議会などとの連携をしないで内容を決めていっても、なかなかこの修了生の具体的な活躍の場をイメージした内容にならないと思うんですが、この今回の今年度のテーマを決めるに当たって、関連部署、課などときちんと協議をして、実態というか、非常に実現性のあるような内容ということを検討されて、この勉強というか、学習内容は決められているのかについて教えてください。

○中央公民館長（尾又恵子君） 今回のAコースのプログラムにつきましては、社会福祉協議会に御協力いただき、いろいろ相談させていただきながら実施してきております。その中で、福祉分野でボランティアが不足しているという現状も伺っております。今後、修了者が活躍できるよう、社会福祉協議会や、また市の福祉関係を管轄しております福祉部とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） やはり御答弁、市長の答弁や、今挙げられたような修了生の協力を得たという形で、どこにも東大和市の市民大学の理念や目的などのところでは、具体的に協働というような言葉を今お聞きはしてないんですが、載ってるのかわかりませんが、やはり市民大学が公民館の講座の延長線上とはいえず、大学という名前で、また別の形で位置づけられたものとして設置しているのであれば、その修了生の方がやはり一定の期間、深く勉強したことを市内で生かしていただくような、そのような道筋というか、やはり何かこう、ないでやっていると、なかなか魅力も増しませんし、差別化もできないというふうに思うんですが、この差別化というところで、一つほかの自治体のもものと比べて思ったんですが、市民大学というふうにつけて運営していって、しゃるような自治体では一定の受講料をとってるところがあるんですね。やはり大学の先生であったり、専門家の方であったり、NPOの代表であったりというような、一つの分野に対して非常にいろいろなことを専門的に御存じの方を講師としてお迎えするに当たって、一定の受講料というものをとってやるというやり方をしているところが非常に多いです。1講座単位が1,000円とか何百円というところから、いろいろありますけれども、東大和市は基本的に無料となっておりますけれども、これは一定、公民館の講座と差別化して大学というところであったときに、授業料というか、受講料をとって運営するということの御検討をされたことはないのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員のほうから2つお話があったかなと思います。

最初のほうは、やはり修了者の活躍の場についてでございます。こちらについては、開設当初から念頭に置いて、例えば教育ボランティア、それから人材バンクでの登用などを初め、ボランティア活動ができる道筋というのも必要な内容だというふうには理解してきておりますが、なかなか難しい部分もあるなというふうには実感をしているところでございます。

そういう中で、ただ平成27年度で行いました自然をテーマにした市民大学の修了したときには、その後、修了した方が雑木林の会というところに3名入って活動をされているということをお伺いしております。なかなか目に見える成果というのが、なかなか出にくい部分はあるかなというふうには思いますが、市民大学を出た方が着実に行動されているのではないかなというふうな認識は持っているところでございます。

それから、受講料についてでございますけれども、公民館の講座そのものにつきましては、教育基本法第4条、教育機会の均等というところの中で、そうですね、ちょっと長いので読みませんが、教育上、さまざまな要件において差別をされないと、そういう項目がございまして、公民館としては無料の原則で、これまでほかの講座も含めてになります。無料で実施をしてきているところでございます。ただ、内容によっては、講師の方に、有名な方になればなるほどですけども、お金がかかる場合もあるかなというふうには考えてござい

す。そういう中で、今後その検討をしていく中では、その一部を負担していただくようなことも出てくるのかなというふうには考えているところでございます。今のところまだ、そういう受講されてる方からお金をいただくような、そういうことには至ってございません。

以上です。

○15番(和地仁美君) どっちが先かわかりませんが、例えばやはりいわゆる専門家の方をお呼びすると、無料では難しいと思うので、市のほうの予算の中で、それが充当できれば受講生は無料になると思いますけれども、東大和市の市内には、いわゆる一般的な大学はないですけれども、中小企業大学校もありますし、市境を越えれば国立音楽大学という大学もございます。そういった近隣の大学に、講座の内容に御協力いただいて、東大和市の市民が、東大和市に住んでいたから、一般のところよりも、こんなに割安で非常に有意義な学習機会を得ることができたというような機会の創造に、そういった教育機関と連携してやるということを検討したことがあるのかどうか、もしくはそもそも無料でやるという前提だったので、検討もするような段にはなかったのか、その点、教えてください。

○中央公民館長(尾又恵子君) 企画運営委員会を行う際に、内容を中心にまず確認させていただいております。内容の中でいろいろ議論の結果、もちろん近隣の大学などに御協力できる場合には協力していくという課題が発展したかと思うんですけれども、現在までのテーマのところでは、それらの大学と連携するような内容に至っておりませんので、そちらのお話をさせていただいていないという状況でございます。

以上でございます。

○社会教育部長(小俣 学君) 近隣の大学としては、今議員が言われました中小企業大学校と国立音楽大学というところで想定してきた経過はございます。市民大学を開校するときにも、市内全域をキャンパスにと、それから公民館の中だけで活動するのではなく、さまざまな場所において学習をすると、そういうことは開校当初から考えてきているところはございます。ただ、しかしながら今までやってきている市民大学の講座の内容から、ほかの大学や中小企業大学校などで講義をするというようなところに至ってきていないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) すぐには言いませんけれども、やはり東大和市の特色として、中小企業大学校が市内にあるということは、ぜひ生かしたほうが良いと思います。ただ、まずは講座の内容から決めてということでしたので、今はAコース、Bコースで1年間に半年ずつぐらいで2つ、今年度はコースになってますけれども、ほかの自治体の市民大学校を見ますと、各分野で並行的に講座が運営されてますので、常にそういったビジネス講座というものを1本設けて、毎年、課題を変えてやるとか、そういうような、もしくは文化の講座というところをつくって、そこに国立音楽大学の先生に御協力いただく年もあったり、ほかには美術関係の方というようなことがあったり、要するに毎年、Aコース、Bコースという形で、この学部みたいなものがないんですよ。なので、それを見ると、本当に公民館の講座、なおかつそのシリーズ化が大学というような、通称で呼ばれているようなイメージしか持てないんですけども、今御答弁を聞いても。また、本当に自治体の中では、満員御礼で早く申し込まないと入れないという市民大学もあるような自治体もいっぱいありますが、今後、東大和市はこの市民大学というものをどのように発展、育成させようと考えているのか、今後の展望についてお聞かせいただきたいのと、そのために今足りないもの、必要なものというのは何かと。予算なのか、人なのか、わかりませんが、何だとお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと聞かしていただきました。私も市民大学、私自身が提唱して。本来、今の市民大学というのは、公民館の延長と、講座の延長ではないかなという考え方を持たれる方が多いと思いますし、私も少しそんな感じもしないわけでもありません。

本来的に市民大学って、その大学を出た方々が、市民大学そのものを経営していただく、NPOでも結構でございますけども。そして、もう一つは、それぞれ、例えば先ほど福祉だとかいろんなお話が、環境もいろいろありましたけども、その講座をきちっと1年なり2年なり卒業した方に実際に、例えば私どもでいえば狭山丘陵を、保全を今一生懸命してるわけです。人手が足りないというのが……その技術をしっかりと身につけていただいて、なおかつその活躍の場というか、そういうふうなものを実際にしていただく、そういう方々がその丘陵を保全するに当たって団体をつくる、NPOをつくる、あるいは任意団体でも結構でございますけども、そんな形になっていって、そういう方々がさらに市民大学の今度は講師として、一つの講座を持って、次なる方を育てていっていただくということ。簡単に言うと実社会の中で活動ができるというか、活躍できるような、そういう人たちを育成しようというところ。

これは先ほど若い人から、15歳からって言ってましたけど、私は余り15歳、考えてなかったんですけども、正直な話ね。書いてあるから、そういうことなんだと思いますけども、15歳で果たして市民大学に来る子がいるかどうかという問題はあるかもしれませんが、ただ役所ですから幅広い年齢層でということで、多分載せたんだというふうには私は理解しているわけですけど。これからそういった意味では社会貢献人口、あるいは地域貢献人口と言ってもいいかもしれませんが、そういう方々が実際に卒業して、NPOなりを一定の運営をしていけるような、そんなふうな技術、だから大学と言いつつも実業学校に近いようなところもあるかもしれませんが、そんなものができればなど。また、農業なんかにつきましても、農地を実際に使って農業をしていただけるような形にしていければいいのかなというふうに思ってます。そういった意味では、福祉関係、そして教育もそうですね、それから環境、それから農業関係、そういう方々の東大和の中においでになる方々の知識、要するに経験というのは非常に重要だというふうに思いますし、そういう方々の知識、経験を体系立てて大学としてきちっとやって、そして卒業された方には、そういう世界で現実に活躍。

ただ、やっぱり世の中へ出て、全てが全てみんな就職できるわけでもなさそうですけども、実際の中でも。それと同じように、市民大学を出て、全てがそういうふうになる必要はないというふうには思っていますけど、ただそういう方々を育成していく、そして地域で活躍していく方々を育成して、そういう目的でこれからも、多少方向転換というか、見直しをする必要があるかなというふうには思ってますけど、そんな形で進めていければというふうに思ってます。

○15番（和地仁美君） 市民大学は、市長の1期目のときの思いで実現したというふうに私も記憶しておりますけれども、今の市長の思いを、市長が、御自身が手を動かしてやるということではなくて、それをやっぱり担当している部署の皆さんが、より具現化するということで、今のお考えを聞いてみますと、もうちょっと自信を持ってやっていいんじゃないかなって思います、御答弁を聞いてて。

というのは、無料だからという言いわけがどっかにないですかと。有料でも生徒が集まる講座ですという内容を充実させて、有料というのは出すほうも自信がないと出せませんし、ただ一般ではなくて公共がやっておりますので、行政が。その部分は、非常に受講される方も割安感で、なおかつ東大和に住んでるから、この機会が得られたというような気持ちになるようなものをつくっていただけたほうが、私は公民館の講座ではなく、大学という名前にふさわしい内容になるんじゃないかなって思ったのが1点と。

あとは先ほどの市長の思いからいいますと、例えば浦安市さんのように、もう具体的にまちづくり活動を行うために、必要な知識と技術を学び、市民みずからが地域貢献する協働の担い手として活躍するための学びの場として設置したというふうにはっきり言うてしまうと、あとは狭山市、近くにありますがけれども、そちらでは地域の防災リーダー養成講座とか、今後の活躍を具体的に期待するような、曖昧なところで受けるほうも学ばいいのかなというような、なおかつ無料だし、なおかつ都合がつかないから半年にするみたいな、妥協の塊みたいになってしまうと、当初の市民大学の思いからは随分違う形に育っていつてしまう危険性があるかなというふうに思いましたので、もう一度基本に立ち返って、市民大学の名にふさわしいような、教育の場の創造をしていただければなというふうに思いますが、市長、何か御所見ございますか。

○市長（尾崎保夫君） 済みません。市民大学、学費をとれということなんで、私、その前に入試をしたいなと思ってます。その後、学費はどうするかというのは決めたいと。そのくらいの大学を目指したいなというふうには思っています。まあ、その辺のところ。

以上です。

○15番（和地仁美君） 市長の入試というのは、私の有料というものと同じところでの意味だと思いますので、ぜひとも、いいな、東大和市に住んでると、ああいう市民大学があるんだなというふうに近隣の方からも言われるような、ちょっと特別なものとしての市民大学を、ぜひ実現していただけたらなというふうに思います。

この項目は以上です。

最後に、オリンピック・パラリンピックについてを教育的観点から取り上げさせていただきました。壇上でも申し上げましたとおり、今リオのパラリンピックやっていますけれども、その前に閉会しましたオリンピックでも、いろいろな選手の感動的なことで、子供たちも非常に勇気づけられたり、希望を持ったり、いろいろな教育的ないい効果があったのではないかなと思いますが、それが2020年には東大和市のある東京で行われます。私は、これは非常に暗い考え過ぎるかなと思って、自分でも自分を戒めていますけれども、地球の裏側でやっているオリンピックのときに、私たちはテレビの前で、東大和市民、観戦してますけど、2020年もまちの様子が全く変わらず、皆さん地球の裏側でやってるオリンピックと同じように、東京オリンピックを経験するようなことが、まさかないように、東大和市もいろいろな教育機会の創造ということで準備をしていただきたいと思って、今回取り上げさせていただきました。

学校教育については、教育長の書かれている教育長日記の中で、オリンピック・パラリンピック教育の内容を何回か取り上げていただいていると思うんですけども、先日、6月9日ですかね——付の教育長日記では、一校一国運動に関連した取り組みを始めたということが書かれていましたが、それは各学校の担当する国の名前が一覧表になってましたけれども、具体的にはどのような活動をするような予定になってるんでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 世界ともだちプロジェクトというようなものでございまして、世界の多くの国々のさまざまな人種や言語、文化、歴史、スポーツなどを学ぶことを通しまして、単に知識を広げるということだけではなくて、世界の多様性を知り、さまざまな価値観を尊重するということの重要性を理解するものでございます。具体的には、大会3カ国のうち、複数の国を幅広く学ぶ取り組み、調べ学習というふうになってきますが、そんなことを行っていきます。また調べる内容としては、文化、それから歴史、特徴的な国技、スポーツ、言語というものが考えられます。その後、調べた国の中から交流可能な国を選んで、間接的、また直接的な交流を行って、交流を深める活動につなげていくというようなことを考えております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) オリンピック・パラリンピック以外にも、普通の通常というか平時の学校でも、先生方、非常に忙しいと。授業時間も足りないという声を耳にするんですけども、例えば今回幾つかの国を各学校が調べ学習なり、学ぶということが、指定というか、割り当てられていると思うんですけども、言語であったり、交流ができればということでしたが、忙しい学校を、市の教育委員会として具体的に何かフォローする、例えば総領事館であったり、大使館であったり、もしくは何とか文化センターという各国の文化センターであったりというところがありますので、そういうところにコンタクトをとって、ぜひ学習の機会をつくってあげるようなというようなことは、学校でやるということなのか、もしくは市教委のほうで取りまとめてやるほうが、私はいいんではないかなと思いますけれども、そのようなフォローは予定されてるのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 全て学校にお任せというわけではございませんで、東京都教育委員会のほうでは、オリンピック・パラリンピック教育支援事業ということで、7月下旬のほうから実施しております、この事業につきましては、各学校はさまざまな取り組みを進めるに当たりまして、各国の大使館、領事館、関係団体、機関との連携を支援するため、事務局というものを都教委のほうで設置しております。そして、各学校のほうでウェブサイトで最新情報等の確認と、コーディネート事務局を通しての申し込みができるというものでして、市教育委員会でも、その最新情報というものを随時確認していきまして、その学校の取り組みに合った内容があれば、積極的に周知をしていきたいと、支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そうしますと、東京都の教育委員会のほうでは、ウェブサイトをつくってくださるということで、それを活用していくということだと思いますけれども、オリンピックの教育効果について、教育長のほうから幾つかポイントを教えていただいた中に、ボランティアマインドというものも挙げられていたと思います。観戦をして、その選手の活躍や、いろいろな場面を見て、いろいろ体験することもありますし、今まで知らなかった国を知る機会として、オリンピックというものが生かされるという部分もあると思うんですけども、やはり自分自身の体験という形、要するに自分も参加するという形で、大きな効果が得られるのはボランティアとしての参加というものがあると思います。東京都のほうの発表では、大会ボランティアについては8万人、都市ボランティア、いわゆる観光客や観光案内、道案内みたいなもののボランティア、1万人のボランティアが必要というふうにウェブサイトでも発表されてます。この募集については、2018年の夏から募集を予定しているということになってはいますが、それ以外、そのウェブサイトで得られる情報以外に、ボランティアとして参加できる何か情報というのは、市のほうで得ているかというのは、教育に聞けばいいんでしょうか。

済みません、じゃ市民生活のほうでお願いします。

○市民生活課長(大法 努君) 私ども市民生活課で把握しておりますボランティアに関する情報でございますが、外国人観光客が安心して東京に滞在できる環境を整えるため、東京都では外国人おもてなし語学ボランティアの育成を行うとしております。なお、こちらの対象でございますが、中学生を除く15歳以上となっております。

以上でございます。



○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時46分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（和地仁美君） 先ほどの御答弁ですと、東京都では実際に海外から日本にお越しになった方たちにおもてなしをするということで、生きた英語を学ぶ機会、それと実践を2020年に控えているというような形で、外国人おもてなし語学ボランティアというものを開催するという御答弁だったんですけども、私も少し調べたところによりますと、平成27年度から本格的な育成をするというふうに東京都では計画してるようですが、その前の年の26年度、トライアルとして八王子市、小金井市、港区の3会場で外国人おもてなし語学ボランティア講座というものを開催しているようです。今年度もこのおもてなし講座、3時間掛ける30分を1回という講座で、あと語学講座、2時間掛ける4回という内容だそうですね。隣の立川市でも会場として開催されるということですし、あと全自治体の中でも開催するというので、東大和市もことしの12月に1回開催されるということが東京都のホームページでわかったんですけども、この立川市でそういった外国語というか、英語ですけども、学ぶ機会があったり、東大和市でも1回ですけども、中央公民館ですかね——かどこかでやられるのかと思いますけれども、この講座が開催されるということ、東大和市の広報で余り目にしたことがないんですけども、こういうことを、この学習機会というものを市民に知らせるということはされているのでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 外国人おもてなし語学ボランティアにつきましては、東京都主催の事業と各区市町村主催の事業がそれぞれ実施されます。東京都主催の講座につきましては、東京都広報紙や、東京都ホームページ等において周知がなされているというところがございます。今のところ、市から積極的な広報はいたしてございません。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 東京都がやってるから、東京都の広報というお考えなのかもしれませんが、隣の立川市、都心のほうでやってる講座というのにわざわざ行くということで、東大和市の人に積極的に広報する必要はないと思いますが、隣の立川市で会場があるというのであれば、ぜひやってみたいという方もいっぱいいると思いますし、ましてやことしの12月には東大和市内で講座が1回あるわけですから、これは皆さんの御予定というものも、立てるというのもあると思うので、早目に広報されたほうが私はいいと思うんですけども。なおかつ、東京都と各自治体でやるこの講座なんですけれども、東京都の関連のホームページで一覧表があるんですけども、例えば狛江市などはそれ5回やるんですね。東大和市1回、各1回だったりとか、各自治体によって、この講座の回数が5回から1回まで結構開きがあって、これ人口じゃないかなというようなこのばらつきなんですけれども、東大和市の会場が各1回しかないというのは、これは何か理由というのを把握されていたら教えていただきたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） こちらの回数でございますが、各市、違いがあるということでございます。恐らくこちらのほうは、会場の確保、あるいは職員体制の充実度、そういったものによるものではないかというふうに認識してございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 会場の確保と人員の関係だって今御答弁ですけど、それって東大和市側でしょうか、東京都側でしょうか。東京都のほうの割り当てで、東大和市は1回だなというふうに決められたのか、東大和市が1回ずつしかできませんよって東京都に言ったのか、その点を教えてください。

○市民生活課長(大法 努君) 先ほど申し上げた答弁、こちらのほうは私ども東大和市の事情もそうございまして、まず会場の確保、あるいは私どもの職員体制の充実と、そういったものを鑑みて、東京都の事前の調査におきまして、1回やりたいということで手を挙げさせていただきました。そうした情報を東京都が集約いたしましたして、他市の要望なども勘案いたしまして、最終的には東京都が1回というふうに決定したものでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そうですか。人員の体制であったり、会場の確保であったりといういろいろな事情があつて、東大和市は1回ということのようですけども、例えば先ほどの市民大学というのが、15歳以上が対象ということで、この東京都の取り組みを融合させて、例えばこのような、似たような外国文化であったり、語学であったり、日本のおもてなしであったりというのは、市民大学の講座で特別にオリンピック・パラリンピックの前で設けて、機会を得た特別な学習機会というような形で検討されているようなことはないでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 市民大学の中でオリンピック・パラリンピックの関連の講座はということでございますけども、今のところ企画運営委員会という市民大学を検討するような会議の中では、話としては出てきてございません。今後その委員会の中で、検討テーマとして提示をして、できるかできないか、その会議の決定にはなりますけども、話としては出してみたいと思います。

以上です。

○15番(和地仁美君) 先ほどの東京都の講座は、15歳以上で中学生は対象ではないということなので、学校のほうでも最初に教育長からあったように、さまざまなオリンピック・パラリンピックについての学習を進められていくと思いますので、そのようなところでは情報を非常にキャッチしながら、機会を生かすというような、このときに生まれてよかったと思えるような体験を、子供たちにもしてもらえればなというふうに思います。

ボランティア以外に、東京が開催地になることで体験できる、そこに住んでいる住民として体験できるというようなことというのは、オリンピック・パラリンピックで一般論としてどのようなことがあるのか、またそれが東大和市で実現できるのか、できないのかなど、ございましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 学校のほうでは、教育についてということで、学校ではこの2020オリンピック・パラリンピックが開催されるまで、東京都では各学校においてオリンピック・パラリンピック教育というものが実施されておまして、その中で社会教育というふうなところとも連携しながら、オリンピック・パラリンピックの経験のあるアスリート等をお呼びして、交流をして、体験、そんなようなことが継続できるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) オリンピック・パラリンピック関係の教育機会という形で、ボランティアということを中心にお聞かせいただいたんですけども、オリンピックについては連日の報道などでも、リオのほうは面白い話題が多いんですけども、東京のほうはいろんな問題の話題ばかりで、私個人としてはいろいろな災害

が起きてる中で、果たして本当にこのタイミングで、東京でということに対しては、両手を挙げて賛成という立場ではございませんが、ただ東京オリンピックというものを開催することは決まって、少なくとも東大和市の市民の税金も投入されて、なおかつこんなまたとない機会が来ることに決定しておりますので、それを東大和市の市民がきちんと情報を得られて、それが経験できてよかったというような大会になるように、それはやっぱり行政主導のほうで情報発信していただかないと、東京都のホームページを皆さん、毎日、見ているわけではございませんので、ぜひとも地球の裏側でやっているリオオリンピックと同じように、テレビの前だけで東京オリンピックを過ごさないような、よい機会としていただけるような大会にするよう、行政主導でさまざまな情報発信していただければと思います。学習機会についての充実というのは、子育てしやすいということも直接的には関係すると思いますし、やはり東大和市の住みたいまちにするというのには、非常に大きな効力のある分野だと思いますので、今後も充実をさせていっていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 佐竹康彦君

○副議長（中間建二君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成28年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、豪雨による災害への対策についてです。

自然環境の変化に伴い、近年、全国各地で豪雨による災害が頻発しています。東大和市においても、今回たび重なる豪雨に見舞われました。特に8月22日に上陸した台風9号による被害は、大変大きなものとなりました。市内では、豪雨によって毎回と言っているほど大きな被害に見舞われる地域があり、そこに住む市民からは雨が降るたびに水害への苦情が寄せられます。その中には、雨が降ると不安で寝られないと、市外への転居も考えざるを得ない、浸水対策に多くの金額がかかり日常生活に支障があるなど、安心した日常生活を送ることができない不安、不満の声が多くあります。自治体として、市民が安全で安心できる日常生活を過ごすことができるように力を尽くしていくことは、重要な役割であると認識されていることと思います。豪雨等による災害に対して、これまでも東大和市で努力を積み重ねてきたことは高く評価をするものです。しかし、今夏の状況を鑑み、市民の声に耳を傾けるとき、市民が満足するものとしてはまだまだ道半ばであると考えざるを得ません。

そこで、以下の質問で、市の豪雨による災害への対策について確認をいたします。

①今夏の豪雨による市内の被害状況とその対応について。

ア、今夏の豪雨によって引き起こされた市内各所の被害状況はどのようなものか。

イ、各被害に対して行われた市の対応はどのようなものか。

②被害状況の原因分析について。

ア、豪雨によるたび重なる道路冠水や住居への浸水被害などについて、その原因を市はどのように把握し分

析しているか。

イ、今後、被害を極力軽減していくために、どのような方策をとろうと考えているのか。

ア、インフラ整備の面ではどのような方策があるか。

イ、被害軽減のために新たな補助制度などを設けることについての認識はどのようなものか。

③東大和市駅前から市道1号線（用水北通り）周辺及び青梅街道周辺地域の被害対策について。

ア、豪雨の都度ごとに被害の出る原因はどこにあるのか。

イ、今後の対策について。

ア、市道1号線の今後の道路整備において、歩道改善とともに雨水対策をどうするのか。

イ、青梅街道の道路改良の効果はどのようなもので、今後その効果をどう生かしていくか。

イ、そのほかに、市道1号線周辺及び青梅街道周辺地域への全域的な取り組みとしてどのようなことができるか、市の考えを伺う。

2点目は、学童保育所における長期休暇期間の昼食についてです。

学童保育所において、夏季休暇等の長期休暇期間では、朝から児童が来所し、夕方まで1日を過ごします。当然昼食は学童保育所でとることになりますが、現状は保護者が弁当をつくって持たせている場合がほとんどです。学童保育所に児童を預ける保護者は、乳幼児の時期は保育園に預けていることが多く、保育園では昼食が提供され、小学校に上がったなら給食が提供されますので、保護者が弁当をつくって持たせる機会はまれです。しかし、長期休暇に入って学童保育所を終日利用するようになると、昼食については保護者が弁当をつくって持たせることになり、日常生活サイクルに出勤前の弁当づくりが加わり、そのことが大変負担であるという声が利用者である保護者の側にあります。

こういった現状の中、ことし第二学童においては、保護者による長期休暇中の昼食の外部発注が行われたと聞いております。また、他の学童においても同様のことが行われているようです。そこで、明年から稼働する新給食センターを活用し、これら保護者のニーズに応えるサービスができないものかと考え、以下の質問をいたします。

①保護者がどのような要望を持っているか、市は把握しているか。

②各学童保育所において、現在の状況はどのようなものか。

③新学校給食センターの開設に伴い、新センターを活用した学童保育所における長期期間中の昼食の提供について、市の認識と今後の展望を伺う。

3点目は、図書館事業についてです。

漫画は日本のすぐれた現代文化として、その作品が海外で高い評価を得ており、クールジャパンの重要なコンテンツとして国民にも広く認知されております。かつて悪書として追放運動などが展開された時代があったことを思うと隔世の感があります。自治体が運営する公共図書館においても、漫画を収集し、市民へ利用提供している箇所もあります。近隣では、東久留米市がことし8月に市民の声を受けて試験的に漫画の提供をいたしました。私も現地を視察いたしました。当日も児童が複数名、熱心に読んでいた姿を見ました。子供たちの読書離れが指摘されて久しいですが、子供たちがまずは本を手にとる、本を読む習慣を身につける、また図書館に足を運ぶという意味において、その導入口として漫画を活用することも一つの有効的な手段と思われる。

そこで、以下の質問で市の考えを伺います。

①市内図書館における漫画の収書及び利用者への提供について。

ア、現状はどのようなものか。

イ、漫画の収書及び利用者への提供について、市立図書館としての認識はどのようなものか。

ウ、図書館の利用促進及び読書習慣を身につけるための導入としての効果について、市の認識を伺う。

また、図書館における学習スペースの提供について、この夏も中央図書館で試験的な取り組みが行われました。学習スペースの提供については、これまでも議会で多くの議員が発言をされております。市の教育機関の拠点として、図書館へのこの面でのサービス向上を望む市民も多くおられます。

そこで、以下の質問で市の考えと今後の展望を伺います。

②学習スペースの提供について。

ア、各館での現状はどのようなものか。

イ、中央図書館での今夏の試験的取り組みの成果はどのようなものか。

ウ、今後の取り組みについて、市の展望を伺う。

4点目は、子育てに関して市が主催して行う講演会についてです。

去る7月29日、中央公民館において行われた「発達障害のある子どもが抱える困難さとは～幼稚園・保育園・学校が連続して地域で支えるために～」との講演会に参加させていただきました。大変示唆的な内容で、得ることの多い講演会でした。この内容を多くの市民、特に子育て世代の方に知っていただきたいと思いましたが、講演会当日は平日、日中の開催となったため、来場された中にその世代の方が少ない印象を受けました。市は年間を通して市民への啓発事業などで多くの講演会を開催されると思います。これまでもその幾つかに私自身も参加させていただき、内容は大変よいものであったと感じております。しかし、その場に参加される方の人数には限界があり、当日、来たくても来られないという市民もいらっしゃると思います。せっかく企画したものが、その場限りで終わるのではなく、開催日以降も多くの市民がその内容を知ることができれば、啓発という観点からも講演会を開催した意義もより深まるのではないのでしょうか。そこで、子育てに関して市が主催して行う講演会について、これを映像資料として記録、保存をし、活用することについて以下の質問で市の考えを伺います。

①現在、市が主催して行う子育て関連の講演会はどのようなものがあるか。

②講演会の内容を、市はどのように記録・保存しているか。

③講演会の内容をより多くの市民へ周知するために、映像資料として公開し活用していくことが有益と考えるが、市の認識を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、今夏の豪雨による市内各所の被害状況についてであります。他の議員にもお答えしたとおり、市内で多くの被害が報告されており、各被害に対して行われた市の対応につきましては、現場確認を初め土のう要請への対応、道路冠水に対するグレーチング清掃や通行どめ対応、避難所の開設などを行い、豪雨等の被害が最小限となるよう努めたところであります。

次に、被害状況の原因についてであります。近年、多発しております局地的かつ短期間の集中豪雨につき

ましては、1時間降雨に換算しますと100ミリを超える勢いの豪雨になることもあり、雨水排水管の処理能力を超えるものとなっております。このため道路に集まる雨水が排水されず、地形の低い地域を中心に各所で内水被害が発生しているものと考えております。

次に、被害軽減のためのインフラ整備についてであります。近年の豪雨は雨水排水管のみでは処理し切れなくなってきておりますことから、雨水浸透施設の設置や既設集水ますの浸透化の改良、雨水排水管の清掃等を実施し、溢水被害の軽減に努めております。これらの対応を行いながら、今後は雨水貯留施設等の設置について検討する必要があると考えております。

次に、被害軽減のための新たな補助制度などを設けることについてであります。日本各地で局地的な大雨等による浸水被害が増加していることから、浸水被害を軽減するため、床面や駐車場のかさ上げ工事や止水板の設置などに対し助成を行っている団体があることは認識しております。本市では、雨水の流出抑制等を図るため、雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置補助を実施しております。

次に、東大和市駅前から市道第1号線周辺及び青梅街道周辺の被害についてであります。この地域は地形が低く、周辺から雨水が集まりやすいことと、雨水排水管の処理能力及び浸透施設の浸透能力を超えると短時間の豪雨や長時間の降雨により、道路冠水が発生すると認識しております。

次に、市道第1号線の道路整備における雨水対策についてであります。道路の改良整備を実施する際、雨水の排水対策を行う必要があると考えております。

次に、青梅街道の道路改良についてであります。東京都は平成27年度に南街4丁目交差点から南街交番交差点手前までの間におきまして、雨水対策を盛り込んだ道路改良工事を行い、溢水被害軽減に一定の効果があらわれていると認識しております。平成28年度に引き続き、南街交番以北の工事を予定しており、平成27年度と同様の効果が得られるものと期待しております。

次に、市道第1号線及び青梅街道周辺地域の取り組みについてであります。当該地域の地形の状況や、市内の雨水排水管の布設状況を踏まえた上で、浸水の軽減効果を発揮できる抜本的な対策の検討が必要であるとと考えております。

次に、学童保育所における長期休業期間の昼食についての要望であります。東大和市学童保育クラブ父母の会協議会より、学校の休日、長期休業の際の昼食をお弁当持参ではなく、給食または仕出し弁当を出してほしいとの要望は受けております。

次に、現状の状況についてであります。現在長期休業中の昼食につきましては、お弁当を持参していただいているところであります。ことしの夏期休業中の第二学童クラブ並びに桜が丘学童クラブにおきましては、昼食を保護者が独自に仕出し屋にお弁当を発注し、学童指導員が配膳を行っております。

次に、新学校給食センターによる学童保育所における長期休暇期間中の昼食の提供についてであります。新学校給食センターにつきましては、安全安心な学校給食の提供を行うため、平成29年4月1日の稼働に向けて準備を進めているところであります。なお、新学校給食センターは大量の調理を前提とした施設であることから、少量の調理を行うことは困難と考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館事業における漫画の収書及び利用者への提供についてであります。現在市内図書館においては平成6年に定めました選書における判断基準により、漫画については蔵書として購入しないことを規定しておりますことから、現在漫画の収書及び利用者への提供は行っておりません。その他、詳細につきましては教

育委員会から説明をお願いします。

次に、市内図書館における学習スペースの提供についてであります。市内図書館における学習スペースの提供につきましては、市民の皆様からの御要望等を踏まえ、平成27年12月以降、児童・生徒の長期休業期間中などに中央図書館会議室を自習室として開放する試行を行っているところであります。試行の成果や今後の取り組み等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、子育てに関し、市が主催して行う講演会についてであります。市や教育委員会では所管する事業の一環として、講演会や講座などを行っております。その中で、子育てに関する事柄をテーマに取り上げた講演会につきましては、主なものとしましては、平成28年度では教育委員会が「支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会」を7月29日に中央公民館で行っております。また、平成27年度では市が子育て応援事業としまして、子育て中の父親を対象としたパパスクールを全6回をハミングホールで実施しました。

次に、講演会の内容の記録、保存についてであります。講演会の内容はおおむね写真による記録、配布資料及びアンケート集計などとともに、文書として保存しております。

次に、講演会の内容の周知についてであります。講演会の内容をより多くの市民の皆様にご覧いただくことは有益なものと認識しております。映像資料として公開することにつきましては、講師の意向などもありますので、より多くの方に内容を知っていただくためには、どのような方法が考えられるのか、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 新学校給食センターによる学童保育所における長期休業期間中の昼食の提供についてであります。新学校給食センターにつきましては、個々食器の導入、アレルギー対応など、学校給食におけるさまざまな課題への対応を行うことを目的としており、現時点で他への活用は考えておりません。また、大量の調理を行う専用の設備を導入しておりますので、少量の調理には適したものではありません。さらに夏休み期間を利用して、建物、空調、電気、ガス、水道、調理機器・器具、給食用品など、さまざまな点検整備を行う必要があることから、対応は困難であると考えております。

次に、図書館事業について御説明をいたします。

1点目の市内図書館における漫画の収書及び利用者への提供の現状についてであります。市長答弁にありましたとおり、図書館では平成6年に選書における判断基準を定めており、この中で漫画については蔵書として購入しないことを規定しております。このため、現状では収書及び利用者への提供は行っておりません。

2点目の漫画の収書及び利用者への提供に対する図書館としての認識についてであります。図書館の書庫のスペースが限られていることや、漫画の取り扱いには特に基準を設けることが難しいことから、漫画としての収書及び利用者への提供は困難であると認識しております。ただし、地元出身の作家による漫画等の場合などには、地域資料等の他の分類の中で収書できると考えております。

3点目の漫画による児童・生徒の図書館利用の促進及び読書習慣の定着につきましては、漫画を置くことで確かに利用者がふえるなど一定の効果が期待できることが考えられます。しかしながら、図書館の蔵書スペースや選書の判断基準が難しいなどの理由から、導入については慎重に判断しなければならないと考えております。

次に、市内図書館における学習スペースの提供について御説明いたします。

1 点目の市内図書館における現状についてであります。基本的には中央図書館及び地区館 2 館には自分の資料を持ち込んで学習できるスペースはございません。しかし、中央図書館につきましては、市民の皆様からの要望を受け、平成27年12月から児童・生徒の長期休業期間等に合わせ、原則として5年生以上の小学生及び中学生、高校生を対象に、2階の会議室を自習室として開放する試行を行ってまいりました。

2 点目の夏休みにおける試験的取り組みの成果といたしましては、静かで涼しく、勉強に集中できたというアンケートの回答が多く、6回以上利用していただいた生徒もおり、おおむね公表であったと認識しております。また、市外からの利用者もあり、広範囲の方に利用していただいていることもわかりました。

3 点目の今後の取り組みにつきましては、児童・生徒の長期休業期間中を基本に引き続き試行を重ね、利用希望者がふえた場合にどのような対応がとれるのかなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、豪雨による災害対策についてでございます。

この数年でも規模の大変大きなものとして、ことしの夏、豪雨被害が市内各所でございましたけれども、今市長答弁にございましたけれども、被害の状況等につきましてももう少し詳しい内容をお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 詳細をとということで、少し長くなりますが御容赦ください。

他の議員にお答えしたとおり、平成28年度は7月から現在まで大雨洪水警報は6回発令されました。このうち、被害が報告されたものについて御説明いたします。

まず、7月14日の大雨です。総雨量38ミリ、時間最大雨量35ミリで、被害状況としては、道路冠水がいちょう通り、ゆりのき通りの2件でございました。

次に、8月10日の大雨です。総雨量39ミリ、時間最大雨量20ミリで、被害状況といたしましては、床上浸水が向原6丁目で1件、道路冠水がいちょう通り、第一光ヶ丘公園周辺道路、用水北通り、南街2丁目の市道の4件でございます。

次に、8月18日の大雨です。総雨量56ミリ、時間最大雨量25ミリで、被害状況といたしましては、道路冠水が大和通り、南街4丁目交差点、市道13号線の3件でございます。

次に、最後ですが、8月22日の台風9号です。総雨量205ミリ、時間最大雨量76ミリで、被害状況としては、床上浸水が湖畔、向原、高木、南街、立野地区で10件、それから床下浸水が芋窪、狭山、向原、高木、上北台、新堀、蔵敷、南街、立野地区と全域で16件、それから道路冠水が大和通り、用水北通り、いちょう通り、ゆりのき通りなど全部で26件、それから倒木が狭山と南街地区で2件、土砂災害が蔵敷地区で1件で、土砂流出が、これも蔵敷地区で1件でございました。

なお、台風9号の被害状況につきましては、8月23日に速報として議員の皆様へ情報提供いたしました。その後、直近で北多摩西部消防署から情報等をいただき、追加いたしましたので、今御説明したのは件数の変更をしてございます。

それと、また対応といたしましては、警戒パトロール、それから市民からの現場確認や土のう搬送の要請への対応ですね。土のうの要請への対応としましては、急遽、市職員により土のう約4,000体を追加で作成しまして、土のうをとりに来られない高齢者世帯などに対しては、職員による搬送をあわせて行いました。また、



ほか冠水の状況による通行どめの実施、グレーチング清掃等も行っております。また、台風9号では他の質問者にも答弁したとおり、市内6カ所の施設において避難所を開設し、非常事態の対応に努めたところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

市内各所で大変大きな被害があったということ、またそれに対して市としても十分に対応に努めていただいたということは理解させていただきました。

その災害対策、対応によって具体的にどのような効果があったと認識しているのかということと、そこまで対応していただいたにもかかわらず、大きな被害が出た市内の各地域ではどのような点が不足していたのか、この点についての御認識を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 対応による具体的な効果ということですが、先ほど御説明した土のうにつきましては、職員が搬送したものと、あと市民の皆様がとりに来られたのを含めまして、約4,600体の土のうが搬出されました。これによりある程度の浸水被害防止に効果があったというふうに考えてございます。

それから、不足した点につきましては、冠水や浸水のおそれが迫ってきたあたりから、電話での現場確認依頼とか土のう要請がひっきりなしにありまして、時間がかかってしまったという面があったということを確認してございます。

続いて、道路関係につきましては、土木課長より答弁いたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路冠水に対する効果でございますが、効果とまで言えるかどうかわかりませんが、市内4カ所の冠水箇所をいち早く通行どめしましたことによりまして、通過車両による波を抑えることができ、沿線宅地の被害の軽減が図れたと思っております。また、通過車両の水没も毎回1件程度出るケースがございますが、これも回避ができたものと考えてございます。

また、どのような点が不足していたかという点でございますが、市長の答弁でもございましたように、雨水排水管の処理能力が不足していたということを確認してございます。また、不足していたという分ではないかもございませんが、事前に集水ます等の清掃をしてございます。清掃をしてございますが、豪雨の場合には新たな落ち葉やごみによりまして、集水ますがまた塞がってしまったことで冠水を引き起こしてしまった箇所もございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

通行どめのことにつきましては、市民の方からも波が来ない分だけ大変ありがたかったというようなお声もいただいております。対応、ありがとうございます。

しかしながら、不足部分も、やはり電話での対応ですとか、また処理能力が超えていたというような点、認識をさせていただきました。この市の対応に関しまして、市民の方の反応はどのようなものであったんでしょうか。浸水被害者宅へのごみ等の撤去、また消毒、床下の水の排除など、市としてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 市民の皆さんの反応といたしましては、例えば土のうを搬送してもらったお礼ですとか、それからいち早く通行どめしてもらってよかったとか、避難準備情報を発表して避難所を開設したのは評価できるといった御意見がありました。

その一方で、現場にすぐ来ないと、何度も電話していると、冠水の対策が進んでいない、それから避難準備情報を発表されても、あの雨の中どうしろというのかといった苦情がございました。

また、浸水被害されたお宅への撤去、消毒、床下の水の排水、排除などについてでありますけれども、基本的に個人の私有地内のことでありますので、基本的には所有者本人が行っていくことになるというふうを考えてございます。その際、今後ボランティアの活用ということも考えられますし、また個別に高齢者とか、御自分でやるのが困難な方については、個々のケースを考えて対応していきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

特に消毒のことについてなんですけれども、前回、2008年に雨水被害が遭ったときに、消毒してくれたのに今回はしてくれないねというようなお話があったんですけども、この点についてどうして今回はできなかったのか、お伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 台風や大雨などによる浸水のうち、汚水の浸水において感染症発生予防のために市が衛生対策等を講じることが必要となっておりまして、今回、浸水した家屋の対応について、市民の皆様からのお問い合わせに対しましては、不要なものを片づけたり、水で洗い流したり、しっかり乾かすことを御説明させていただきまして、また消毒に関しましては、完全に菌を死滅することができないことを御理解していただいた上で、必要最小限の範囲を行っていただくことをお勧めいたしました。今回、浸水におきましては、個人の方の敷地ということで消毒のほうはいたしておりません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 先ほどの個人の私有地なのでできないということと、今の御答弁でやはり個人のところはできないというような御答弁をいただきました。しかしながら、市民としては、行政のほうで何かやってほしいというような、そういった思いが強くなります。今回もさまざまな形で被害に遭われた方のお話を伺いましたけれども、行政がやってほしいなど、手伝ってほしいなどというなお声、たくさんいただきました。ぜひとも今後それに対応できるような取り組みをしていただきたいと思いますというふうに、これは要望させていただきます。

もう一点、避難準備情報の伝達が適正に行われたのかどうかについてなんですけれども、やはりあの大雨の中で、防災無線で非常に聞き取りにくかったというようなお声もいただきました。お隣の県境の入間市では、エリアメールが配信をされまして、東大和市にいながらも入間市のエリアメールが届いたんですけども、今後こういったエリアメールを活用した伝達についてはどのように考えておられますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難準備情報の伝達につきましては、ほかの質問者にもお答えいたしましたとおり、防災行政無線のほか安全安心メールや市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、またDISというやつですね、経路によるテレビ、ラジオ、インターネットなど、その辺のさまざまな媒体を通じて周知に努めたところでございます。ただし、今御質問にありましたエリアメールにつきましては、今回はちょっと避難所を6カ所ということで地域を限定しましたので活用いたしませんでした。今後につきましては、活用する方向で考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしくお伺いいたします。

今携帯電話、持ってらっしゃる方、高齢者の方もほとんど持っていらっしゃいますので、こういったエリア

メールがあるとすぐに情報を得られますので、ぜひとも御対応、よろしくお願いいたします。

このたび重なる被害の原因として、市の分析の御答弁もいただきましたけれども、従来よりそのような認識があったものなのかどうか、それに対してどのような対策をとって、どのような効果があったと認識されておられるのかお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 従来から大和通りや、また用水北通り、それからいちょう通り、ゆりのき通りなど、同じ箇所での冠水は把握してございます。また、近年は温暖化によります気候の変化や市内の宅地化などによりまして、さらに雨の降り方が激しくなっているとも認識してございます。

対策効果についてでございますが、市では昭和59年度から平成27年度まで市内冠水箇所に23カ所の雨水浸透施設を設置してございます。また、平成21年度から毎年でございますが、仲原地区にあります大口径の排水管の清掃ですね。それから、市内一円の集水ます清掃、それから雨水浸透施設、雨水浸透井の清掃など、計画的に清掃を実施してございます。今回の台風9号のような時間76ミリの豪雨では、効果が目に見えるような雨量ではなく、判断できないところもございましたが、この8月10日の大雨につきましては、降雨時間が30分程度と短く、また激しく降った雨が20分程度であったため、冠水も少なかったことから、このような、このぐらいの雨量の雨でございましたら、対策前と比較すると少しおくれて冠水し、また引きも早くなっているという効果はあると認識してございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

地道な努力によって、そういった効果が少しずつではあるけれども、目に見えてる。しかしながら、環境の変化によって、やはりそれに対応し切れていない、先ほど御答弁で何回もございましたけれども、処理能力を超えているというような現状があるというふうなことであったかと思えます。

東大和市の下水道総合計画によりますと、今年度から中期に入りまして、その浸水対策として幾つか挙げられておりますけれども、広域的な雨水対策については関係機関との調整と事業実施時期の検討というふうになっております。具体的に現在使用されている道路排水管の改良、改善について具体的な記載がございません。しかし、この間の被害状況を鑑みますと、これは一刻も早く何らかの対応をしなければならない、市民の方に安心していただけないというふうに思えます。

そこで、速やかに、今暫定的に道路排水管というようなことだと思いますけれども、公共下水道の整備を目指して、今後について東京都及び近隣市との連携をいち早く進めていくべきであるというふうに考えますけれども、この現状がどのようなものなのかということと、またあわせましてそれまで時間がかかるのであれば、今の道路排水管について、暫定的とはいえ、当面、公共下水道が整備されない見込みがあるのであれば、排水管そのものを全体的に大きくしていくような改善、改良していくべきだというふうに考えますけれども、この点についていかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東京都及び近隣市との連携についてでございますが、立川市、武蔵村山市と浸水に対して広域的な対策を効果的に実施するため、3市で情報交換等を行っております。また、東京都とも情報交換等を行っております。今後も東京都及び3市で、雨水排除について連携し、問題解決について協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路の排水管を全体的に大きくしていくような改良ということでございますが、

増径という形で言いますが、道路の排水管の増径を行う場合、下流の空堀川放流口から冠水地域までの排水管を全て増径しないと効果は薄くなります。また、その費用と期間は相当なものとなると考えてございます。排水管を全体的にはなくて、一部のスパンに貯留管的なものを設置するとか、あるいは公園とかに貯留施設の設置について、この費用対効果を検証しながら必要性について検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） もう一点、重ねての質問になると思うんですが、道路排水管、そういう状況だとやはりなかなか難しい。しかしながら、一部でも公共下水道を整備して被害軽減を図れないのかなというふうに、市民の方からもよくお話いただくんですけども、この点につきましてはいかがでございましょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 一部でも、その地域でも雨水事業を行うためには、雨水の公共下水道の計画の検討をする必要がございます。その上で、現計画の変更を行いまして、事業認可をとらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） やはり時間とお金がかかるのかなというふうに認識をさせていただきました。

国のほうといたしましても、この防災対策につきましては大変力を入れて、ここ数年、入れてきております。2016年度の第2次補正予算案の中では、これから国会、審議されますので、仮定の話でしかないんですけども、生活に密着したインフラ整備に関する予算も計上されているということで、国の姿勢としても、この災害対策、力を入れているというような状況でございます。ぜひとも、そういった国や都の予算の活用なども視野に入れて、いち早く事業に着手できるように情報収集と、また準備をしていくべきというふうに考えますけども、この点についての市の御認識はいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま御質問いただきました国の第2次補正予算の関係でございますが、私のほうでも国土交通省の8月に補正予算の概要というものをホームページから引いて、その中でどのような項目に補正がもらえるかというようなことで確認はしてございます。その中で、公共施設——インフラの整備につきましては、社会資本整備総合交付金と防災安全交付金の2種類が手立てされるものでございますけれども、今防災安全交付金のほうで水害や土砂災害に対するものを見ていくんだというようなところがございまして、当市において先ほど雨水計画の中に、まだ位置づけがはっきりしていないといったようなことがございまして、長寿化計画等の策定もこれからといったようなことがございまして、どこまでのものがこの対象になるかといったことを注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざま計画との兼ね合い等もあるかと思えますけれども、ぜひとも早くやっていただきたいなというふうに思うんです。やはり市民の方からは、もういつになったら安心して、雨が降ってもゆっくり寝て暮らせるのかと、寝れないんだというようなお話もいただいております。

雨水対策の抜本的な対策、これをいつごろ改修をしようというふうに思ってもらっしゃるのか、いつごろ完了するというふうな見通しなのか、どのようなスケジュール感を持って行おうとされているのか、この点について再度お伺いさせていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ここで頻発しております短時間に強い雨が降るといった状況ですね、これには多分に地球全体の気候変動といったものが影響していると思えますけれども、このような降り方、雨の降り方に

よって降る雨というものは相当の量になります。想定を超えている。現在、東大和市の公共下水道の雨水計画の決定は、河川整備でも言われてるように、時間雨量が50ミリということで整備が進んできて、それに対応できるようなものを今後考えていこうというふうにしているわけですが、現在、区部では対策をとっている河川流域では75ミリ、多摩部でも対策をとっている流域では65ミリ、当市の周辺では60ミリといったような対策を今後考えていく必要があるということで、豪雨対策基本計画が定められているところですが、このようなピークのことをどうするかといったことに対応していくためには、非常に経費がかかります。そういったことで、今後の財政運営の健全性を維持しながら、確保しながら、こういう投資にどれほど効果的に、また効率的にやっつけられるかといったようなことは、やはり全体的な雨水計画を定めていかないと、見定めができないというような状況でございますので、下水道総合計画では中期にそういったことを考えていこうという考え方もございます。ただ、先ほど御指摘のように、雨水計画について、下水道総合計画では明確にもう少し踏み込んだ形のもの表現できておりません。そういったことを含めまして、担当部署といたしましては、具体的な計画をもう少しきちんと示せるように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その具体的な検討を、ぜひお願いいたします。市民の方からも、どのような対策をとれば、この状況が改善されるのかっていつも聞かれるんですけども、そういった具体的なものがあれば、私どもお示しできます。市のほうとしても、具体的なものがあれば、それに向かって進んでいきやすいかと思えますので、いち早くそういった御検討をよろしくお願いします。

それとともに、やはり経費がかかるということと、さまざまな全体的な状況を勘案しなきゃいけないということで、まだまだ時間はかかるということで認識をさせていただきました。その点を踏まえた上で、その補助制度というお話なんですけれども、浸水被害のあった世帯へ、例えば駐車場のかさ上げや止水板購入、また設置など、種々の浸水被害対策への補助金をつけてほしい、これは今回被害に遭われた市民の方からもたくさんお声をいただきました。市として、そういうものを検討し、いち早くそういった仕組みをつくれなどうかという点なんですけれども、今回被害に遭われた市民の方にお話を伺いまして、ほぼ全ての方々が、やっぱり駐車場のかさ上げをするのに補助金ないのとか、止水板を設置するのに補助金ないのというようなお話をされました。

他の自治体を見ますと、例えば我孫子市などではこういった補助金が設置をされておまして、ちょっと御紹介させていただきますと、そうですね、大雨により住宅、店舗、事務所、駐車場等に浸水被害を受けた方が、浸水被害軽減を図るために行う浸水防止工事の助成制度があるということで、ちょっとざっと御紹介します。

助成対象者が、過去に浸水被害に見舞われて、市が被害状況を把握している方、過去に浸水被害が発生した地域にお住まいの方で今後被害が発生するおそれのある方、かなり幅広くとっておられます。例えば給湯器、エアコン、温水器等の設置機器のかさ上げ、駐車場のコンクリート、砂利等によるかさ上げ、建物基礎部のかさ上げ工事、または敷地の盛り土工事、玄関先、店舗内、事務所内、その他の室内外の床面のかさ上げ工事、住宅等の出入り口、または敷地内に防水板、そのほか浸水を防ぐ設備の設置工事、敷地内に浸水を防ぐためのブロック壁の設置工事、そのほか改修工事等々でございまして、助成対象となる工事の経費の2分の1で30万円を限度とするというような形で、かなり幅広く、こういった制度を設けておられるようでございます。

また、ほかにも同様ではございませんけども、やはりそういった浸水被害の補助制度として、東京では杉並、板橋、北品川、千葉では先ほど申し上げました我孫子市とか千葉とか茂原市、大阪、寝屋川、新潟市等々、さ

まざま自治体でもそういった制度を設けております。

東大和市下水道総合計画の今後の施策の中期の中では、自助、共助による自主的な対策に対して、支援、協力をを行うというふうにございます。このような制度、補助制度を設けることは、この計画の趣旨にも沿うものと考えますけども、いかがでございましょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他の自治体におきまして実施しております補助につきましては、浸水被害の防止や軽減を図ることを目的として補助していると考えております。当市におきましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、自主的な対策に対する支援、協力といたしまして、水循環の保全や雨水の流出抑制等を図ることを目的といたしまして、現在雨水浸透施設と雨水貯留施設の補助を実施している状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今現在、東大和市である制度は理解をさせていただいておりますし、私ども公明党としても薦めさせていただいたものでございます。それではやはり浸水被害に遭われた方々に対して、もう少し手厚い市の補助制度があってもしかるべきではないかなというふうに思います。ぜひとも、この補助制度について御検討いただいて、なるべく早い段階でそういった制度をつくっていただければなというふうに思います。この補助制度の検討について、どのようなスケジュール感を持って進めていくのかということなんですけれども、多くの方がやっぱり待てない状況なんです。一刻も早く制度の創設をしていただきたいというふうに願っております。その際、また例えば今回の台風によって被害が出た市民が、既に自助努力で対策をした場合でも、さかのぼってその補助が適用されるように、ぜひともお願いしたい、このようなお声もいただいております。抜本的な対策までに非常に時間がかかるというようなお話がございました。自助努力、自助努力、自分たちの敷地内だから自分たちで、それも一つのお考えかもしれませんが、かといって行政が何も応援してくれないということであれば、被害に遭われた市民にとっては大変な不安と不満を行政に対して持たざるを得なくなる状況にあります。市民の安全で安心の暮らしを守るためにも、きちんと市民のニーズを把握していただいて、急ぎ対応していただきたいというふうに思うんですけれども、この点についてのお考えはいかがでございましょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ただいま、いろいろ貴重な御意見をお伺いいたしました。新潟市や都内23区で行われてるさまざまな補助制度については、私ども当然把握してございますけども、例えば防災にかかわる関連法の中に、災害救助法とか、それから被災者生活再建支援法というのがございます。どちらも都道府県知事が認めた場合に、国の補助とか基金などを使いまして行う支援策ということになってございますが、それは家屋の全壊とか半壊ですとか、居住できない状態などというような、条件が非常にかなり厳しい内容になってございまして、対応につきましても個人の財産形成になるので柔軟に対応するのは困難というのが、これまでの国の考え方でございます。

市といたしましても、そういった考え方に準ずるといいますか、沿った形で個人の資産形成にかかわる補助制度につきましては、やはり慎重に行う必要があるというふうに考えてございますので、当面はちょっと情報収集に努めながら研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市のお考えはよくわかりました。しかしながら、他の自治体では同様、御紹介申し上げたようなこともやっておりますので、ぜひとも早く検討して、早く制度をつくっていただきたいと思います。根本的な、抜本的な対策、長くかかってしまうわけですから、せめてその部分でも、個人の財産形成にかかわ

るということの部分もあるかと思うんですけども、ぜひともいち早い検討、実施を強く要望させていただきます。

次に、市道1号線の件なんですけども、特に駅前から新堀への浸水、冠水の被害が大変大きいわけです。特にこの東大和市駅のロータリーのところには、大変大きく冠水をするわけでございます。従前より、この市道1号線については、歩道の整備に関する要望も上がっておりまして、これも早急に進めていただきたいんですけども、それと同時に雨水対策として浸透施設、また地下貯留池などを整備していただくなど、より冠水、浸水がないような対応をとっていただきたいと思うんですけども、この点についての見通し、お考えについてお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第1号線、用水北通りでございますが、東大和市駅前の交差点から市道第3号線、けやき通りまで、およそ970メートル程度でございますが、こちらにつきましては平成20年度、21年度で舗装・補修工事を実施してございます。それから、整備後、七、八年経過しておりますが、舗装はまだ傷んでないような状況でございます。そのような中で、道路改良としては、歩道幅員を1.5メートルから2メートルに拡幅する考えはございますが、今現在のところ計画はございません。計画はございませんが、今後整備を行う際は、雨水対策としまして、市道6号線、富士見通りでも取り入れてますが、環境型側溝ですね、歩道と車道の境の下のコンクリートの下のところに環境型の側溝を入れてございます。そのような手法とか、雨水浸透ますですね、それから車道については排水性舗装を導入したり、また歩道については透水性の舗装かインターロッキング舗装、そのようなことを考えていく必要があると考えておりますが、もう一つ、抜本的な対策としても取り組みが可能かどうかは、今後それについても検討していくようになるかと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） やはりこの前の台風9号のときにも、私、現地に行かしていただきまして、ちょうどファミリーマートのあるところが、いち早く冠水をしてしまうような状況でございますので、この市道1号線につきましては、早急に対応をお願いしたいなというふうに思います。

次に、青梅街道の点なんですけども、道路改良の効果については伺いました。しかしながら、依然としてこの青梅街道につきましては、今回の豪雨によりまして冠水被害が引き続き起こってるわけでございます。この青梅街道につきましては都道でございますので、東京都の管轄であるんですけども、市には東京都へさらに何かしらの対策をしていただくように強く要望していただきたいというふうに思いますし、また東京都と連携して市としてできることを積極的に、迅速に行っていただきたいというふうに思います。この点についてのお考えと、またこの青梅街道での雨水対策の成果、これを市内各所に今後生かしていく、展開していくということについてのお考えを伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 都道の青梅街道の工事でございますが、平成27年度の東京都による大和通りの道路改良工事についても、東京都と市で雨水対策の確認をとりながら工事を進めていただきました。また、今後につきましても、東京都と連絡を密にとりながら、また協議しながら進めていきたいということで考えてございます。また、この青梅街道での成果を市内各所でということでございますが、青梅街道と同様の手法として、例えば市道第6号線、富士見通りでも、先ほど申し上げましたとおり、環境型側溝を平成26年度から初年度工事から取り入れてございます。市内幹線各所における道路において、道路改良工事を行う際は、このような対策等を含めて、できる限り青梅街道の手法や、また新たな対策を取り入れればということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひと、その成果を市内に生かしていただきたいということと、重ねてなんですけれども、やはりこの地域、商店街があつて、やはり今回もお店の中に水が入ったというようなお話も伺ってますので、なるべく早い時期にそういったことがないような対策をとっていただければなというふうに思います。

この向原、南街の各地域についてなんです、ぜひとこの地域、特に駅前を中心として向原6丁目、南街4丁目、5丁目等々、非常にやっぱり毎回、毎回そういった被害が出ますので、今以上にこの浸透施設を可能な限り多く設置していただければなというふうに思います。また、これとあわせて、例えば浸水被害軽減のための浸透施設の設置ですとか、先ほど申しあげた側溝のことですとか、またアクアロード等々、さまざまな手法を検討し、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

市民からは、この地域について、例えば東大和市駅前ロータリーに大規模な浸透施設や貯留施設を設置してほしいというふうな御要望もございまして、大がかりとなつてもいいので、劇的に状況が緩和されるような施策を行ってほしいという強い要望がございまして。抜本的な対策の検討というお話もございましたけれども、これについてもいつまでにどのような検討をし、抜本的な対策を施して、いつごろになれば安心して暮らせるのかと、このような点で市民の方、非常に不安に思っている部分もございまして、こういった点、向原、南街地域にさらに多くの浸透施設を設置する等々、さまざまな手法を駆使していくということ、この点についてのお考えを伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほども下水道総合計画の今後の検討という課題の中でも説明させていただきましたけれども、雨水整備計画を考える上では、今、佐竹議員から御指摘いただいたように、雨水浸透施設や貯留施設といった流出抑制の施設をあわせて考えていく必要がございまして。そういったものを総合的にどこに配置したら効果的かといったようなことと、どのようにそれを予算を確保していくか、補助金をどうかみ合わせていくかといったようなことを検討していく必要がございまして、既に庁内の中では検討部会をつくって、どういう場所が効果的かといったようなことの具体的な検討にも入っております。そういったようなことと、雨水計画全体をもう一度きちんと検討して、スピード感を持って進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

種々御答弁いただきました。行政としても、これまで最大に力を傾注して、さまざまな対策を行ってきていただいておりますということは、我々も認識をしておりますし、市民の評価も非常に高いものもございまして。しかしながら、御答弁にもございましたけれども、自然環境の劇的な変化に対応が追いついていないというのが実情でございますので、市民のためにもぜひインフラ整備、また先ほど申し上げました補助制度など、あらゆる施策を相当のスピード感を持って展開していただきたいというふうに強く要望させていただきます。この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中間建二君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。

2点目の学童保育所における長期休暇期間の昼食についてでございます。



さまざま御答弁いただきまして、以前より同様の趣旨の要望が保護者からあったと、連絡協議会等で情報共有しているということでもございましたけれども、改めまして現在の保護者の負担感に関して、市として調査したことがあるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○青少年課長（中村 修君） 保護者の負担に関しましては、調査は特別行っておりませんが、学童の保護者との連絡会におきまして、保護者の負担につきましても意見交換をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、市としては調査はしてないけれども、要望としては当然認識をしていて、さまざまな意見交換もしているということでもございます。

保護者にとって、負担であるということ、この点についての市の認識を伺いたいんですが、やはり保護者の方に伺いますと、この夏休みのお弁当はとても負担だと。きょうから学校が始まって、ほっとするというような感想を何人もいただくわけですね。やはり生活サイクル等の観点から、壇上でも申し上げましたけれども、今まで保育園に預けて、夏休み期間中も、7月、8月も保育園で食べさせてもらってたのが、いきなり自分でお弁当をつくらなきゃいけないと、こういったことが非常に出勤前の貴重な時間を、これに割かれるというのが非常に負担感が大きいと。当然別の考え方としては、親なんだから弁当ぐらいつくるのは当たり前でしょうと。それも、わずかな子育て期間のいい思い出にもなるんじゃないかという意見もお聞きしたことあるんですけども、それはそれとして負担を感じてらっしゃる保護者の方がいらっしゃる、これは事実な点でございますので、そういった意味でこの点については、市の認識はどのようなものであるのかということについてお伺いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、佐竹議員がおっしゃったように、授業があるときには学校給食があるわけでもございますけれども、長期休業中は保護者の方、その分、お弁当をつくるということで、早起きをしなければならないということで非常に負担がふえる、朝の忙しい時間帯に時間をつくるということで、負担があるということはお話を伺っているところで認識しておるところでございます。また、学童保育所によっては、保護者会の御協力によりまして、仕出し弁当を発注してやっているような学童もあるわけでもございますけれども、その場合でも役員の方の負担はあるというふうに認識しておるところでございます。

また、今議員のほうからもお話があったように、その仕出し弁当ですと、お母さんのほうのお弁当のほうが全然おいしいよというような御意見を言っているお子さんもいらっしゃるようでもございますので、保護者の捉え方につきましては、さまざまな御意見があるというようなところも認識してるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今部長のほうからも御答弁ありましたその仕出しのことについてなんですが、桜が丘につきましては従前より行っていたということで、ことし始めた第二学童での外部——仕出しの発注の詳細、またその詳細について市はどのように捉えているか、この点についてお伺いいたします。

○青少年課長（中村 修君） 詳細につきましては、第二学童クラブにつきましては、8月1日から25日までの間の10日間を実施いたしました。26名の申し込みがあり、1日平均16名の方がお弁当を保護者の方が発注して、学童の指導員が配膳したところでございます。仕出し弁当であるため、児童の年齢に合った適量ですとか、アレルギー対応の細かい配慮が必要かなと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その仕出しについては、量と、あとアレルギー対応、大変これは非常に重要な観点かなというふうに思います。

実際利用された方のお声、ちょっと伺ったんですけども、やはり仕出しにしてありがたかった点というところは、やはり自分でつくとバリエーションが少ないということで、何か3日前と同じようなお弁当になってしまうというようなこともあると。あとお弁当が腐ってしまうことが心配であるということ、やはり早い時間に出勤するので本当に大変だということでした。やはりこういった制度があれば助かるけれども、役員の負担は確かにあったというようなお話もあわせて伺いました。

また、この中で課題だったのが、料金をどうやって徴収するのかということと、何日と何日に申し込むという点について、もうちょっと工夫が必要なんじゃないかというようなお話もいただきました。いずれにいたしましても、こういった仕出しにしても、つくる手間は省けるけれども、その分、先ほども言っていました役員の負担があるということですので、何とかそういった点、うまく解消できないかなということなんですけれども、この学童保育所の長期期間中の昼食について、他の自治体ではどのような取り組みをされているのか、この点についてお伺いいたします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） その他の自治体の事例でございますけれども、自治体によっては複数の給食センターを運営してるところがございます。そういったところは交代、点検とかの合間を縫いまして、交代で実施しているということは認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） また、他の自治体では、その給食センターを利用してというようなお話をいただきました。ちょっとその前になんですけども、先ほど言いました仕出しのメニューなんですけれども、具体的にどのようなものであったのか、また給食のメニューと比較してどのような差があるというふうにお考えになりますか。

○青少年課長（中村 修君） 仕出しのメニューと給食のメニューの比較でございますが、今年度実施しました桜が丘クラブの仕出し弁当ですと、給食センターのメニューの数はそう変わらないと思っております。1日の品数は両方とも肉か魚、サラダ、青物のあえもの等ですが、3品ほどから4品がついて、御飯がついてというメニューでありました。今回、第二学童クラブの仕出し弁当につきましては、おかずの数は給食よりか多くありました。給食の違いとしましては、児童からすればちょっと味が濃かったかなという意見は聞いております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 比較して品数においても大差がないということ、ただ味の面で、やはりちょっと味が濃いというのが、若干親としては心配な部分があるんじゃないかというふうに思います。

他の自治体の事例にちょっと戻らしていただんですけども、私も自治体の例、調べさせていただきました、幾つかやはり行っている自治体でございます。その中で、私も調べさせていただいた中で、越谷市では学校給食センターを利用して、特に夏休み期間中の給食をやっているというようなことでした。この越谷市の事例なんですけれども、前期と後期に分かれておりまして、前期が平成28年度で申しますと、7月28日から8月10日の10日間で、後期が8月18日から25日の6日間、お盆の時期を抜かしたそういった時期でやっていると。希望者のみで、料金は別途で1食270円、給食費の振り込みと同じに、これを振り込んでもらうと。全体、越谷市、30校、小学校があって、3つの直営の給食センターで運営をしていると。この3つが、それぞれ受け持

ちを分けて、ローテーションして、先ほど整備等々のお話もございましたけども、前半の何日間かはAグループ、あとはBとCとそれぞれ分けるということで、ローテーションをして行って、整備や修繕も行っているというようなことでもございました。

ここが一番大きな点、違う点だと思うんですけど、学童保育が29の小学校では併設をされておまして、1つの学童は別の場所ということで、ほぼ通常の給食の配膳ルートと同じというところでもございまして、当市とそこがちょっと違うのかなということでございまして、しかしながら3つある小学校で、3つの給食センターということで、10校当たり1校の給食センターということは、当市とも同じような形になってるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、小さな規模なんですけど、三重県の東員町というところでは、学校給食センターが民間に委託されておまして、その仕様書の中で、業務委託項目の中で3期、3つの季節の休業期間中の保育園、3歳児及び学童保育分を含む給食を提供するということが定められております。これは平成28年4月1日から31年3月31日までの3年間ですけれども、この3つの期間、3期休業期間中の実施予定は、平成28年度が24日、29年度が24日、30年度が26日ということでございまして、それぞれ全部ではないけれども、一部ずつ担当する、そういった自治体もあるということでございます。この東員町、規模は小さくて、1日、約3,000食強を提供する中で、休業期間中は1日当たり約400食ということで、全体の1割強でございます。

東大和市の学童保育は定員が600名ということかと思うんですけども、新しい学校給食センターの規模が8,000食を予定しております。若干1割に満たないのかなというふうに思います。しかしながら、少量ではあるけれども、全体の1割強の部分を買って、提供している、そういった自治体もあるということを、ぜひともお知りおきいただきたいなというふうに思います。

新しい学校給食センターの長期休暇中の活用につきまして、少数だとなかなかその対応ができない、またメンテナンス等も必要であるというようなお話もございました。しかしながら、これはやってる自治体もございまして、ぜひともこの点について再度御検討いただければなというふうに思います。

また、メニューにおきましても、越谷のメニューも拝見させていただいたんですけども、やはり私が想像するような仕出し弁当の内容よりもかなり考えられたメニューが整えられているのではないかなというふうに思いますし、やはり先ほどお話ありました濃い味つけということでございますけれども、やはり健康面ですとか、また栄養のバランスからすると、やはり学校給食センターにぜひともお願いをして、提供をしていただきたいなというふうに考えております。

この点につきまして、やはり新しく始まる部分もあるので、なかなか見えてこない部分もあると思うんですけども、他の自治体では取り組みが少なからずあるという点、この点についての御見解を伺わせていただければと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 全国的に見ますと、学童保育所の夏休みの給食の提供ということの実践例があるというのは認識しております。その上でなんですけれども、先ほど市長、教育長の答弁からもありましたことに加えまして、もう少しお話しさせていただきますと、現行の予定しております調理の配膳、あるいは配送の委託という部分、そちらは当然別契約となって費用が発生いたします。そのように、新たなさまざまな費用が発生すること、また大量の調理を前提とした施設という形で施設を運営していくという前提のために、やはり少量のものをつくるには、いろいろと経費面とかでも費用対効果を考えた場合に、公費の支出の部分については8,000食と600食をつくるのは、当然相当な差が出てくるという部分でございまして。そのような認識を持っ

ております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） また、配膳のこととか、また費用対効果の点、御答弁いただきました。難しい状況はよくわかるんですけども、東大和市としては日本一子育てしやすいまちを目指しているところがございます。この日本一というスローガンは大変大きなものであるというふうに思っております。子育てのどの分野を切っても、どの自治体にも負けない、行政サービスが充実しているということが、日本一であるということの一つの一面ではないかなというふうに思います。他の自治体ではできているけれども、うちではできない、でも日本一ですというのでは、なかなか日本一と言ってる割にはねっというふうな、言われてしまうんではないかなというふうに思います。日本一を目指すのであればこそ、今回取り上げた点、細かいと思います、確かに。細かいと思いますけれども、こういった細かい点についても保護者の方のニーズをくみ上げて、かゆいところに手が届くようなサービスを行っていけば、よく東大和市やってくれたね、よくやってくれてるねというふうに、かなり評価も高くなるなというふうに思います。やっぱり日本一の子育てしやすい自治体なんですなという話になると思いますので、この点についてもぜひとも御検討を重ねて、ぜひとも実施に向けていただきたいというふうに思うんですけども、再度この点についての御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 保護者の思いということも、当然私たち行政に携わる者も、ニーズを把握して考えていくことは大切でございます。また、さまざまな事業を充実させていくということももちろん大切でございますけれども、限られた財源の中で何を伸ばしてという部分がございますので、その時々々の社会的な環境の変化、経済状況の変化などでニーズも変わってくるかと思ひますし、事業の優先順位も変わってくるかと思ひますけれども、現に29年の4月、稼働前にしておりますセンターにおきましては、ランニングコストも考えた中で大量調理を前提とした施設設備、そのようなものを念頭に設計をして、ここまでに至っておりますので、現時点では今御提案のある内容につきましては、研究課題という形になろうかと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 事情はよくわかりましたので、研究課題として、ぜひともいい方向に捉えていただければなというふうに思います。また、次善の策としましては、その仕出しの対応ということ、これも当然子ども生活部のほうで、さまざま情報提供もしていただいていると思ひますので、引き続きこの点につきましても、うまくそういったものが回るように、情報提供や御協力等、お願いしたいなというふうに思ひます。

次の質問に移らせていただきます。図書館事業についてでございます。

市長、教育長のほうから答弁いただきました①の漫画の収書、また利用提供につきましては、平成6年の判断基準で収書を、また提供も規定していないということ、書庫スペースの限界もある、取り扱いが難しいということをお伺いいたしました。確かにそのとおりでろうなというふうには思ひますけれども、しかしながら市内の教育を進めて、今リタイアされた方のお話を伺ったときに、やはり全く本を手にとらない、全く図書館に足を運ばない子にとって、やはり漫画があるということだけで図書館に足を運ぶ、本に手を触れる、そういう環境に身を置くことができると、それは非常に有益ではないのかというふうなお話もいただきました。

再度、確認なんですけれども、市の図書館の収書方針として漫画を収書しない理由は何なのかということと、平成6年って22年前ですから、その方針が決定された時代と現代では、漫画に対する評価もかなり相違していると思ひますけれども、市としてはどのように認識をされておられるのか伺ひます。

○社会教育部長（小俣 学君） 市内図書館におけます漫画の収書のことと、あとその収書方針を決めた当時とかなり違ってきているんじゃないかというようなお尋ねでございます。私どもの図書館では、平成6年に図書収集及び除籍方針というのを定めました。そちらに基づいて、現在もその作業をしているわけでございますが、大きな理由としましては、限られた予算の中で書庫スペースのこともございますし、あとは漫画を買うのであれば、やはり学習図鑑とか事典などのですね、なかなか個人では買いにくいといいますかね、お金のかかる内容のものを買っていき、そういう方向で検討してきたということもあまして、漫画は収集しないということで定めた経過がございます。

そして、当時と違ってきてるんじゃないかというようなことでございますけれども、確かに平成6年ですので、もう20年以上たっていることは承知してございます。ただ、漫画といっても非常に幅が広くて、スポーツものからヒーローものとか、少女漫画、恋愛ものとか歴史もの、非常に幅広いと思っております、選定していくのも非常に大変だろうなというふうには考えてございます。人気のあるものほど全20巻とか30巻になっていくという傾向もありますし、中途半端な選書というのは公立図書館としては難しいということもあまして、現状ではそちらの選書基準からは外れているということでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市の状況はよくわかりました。

そうしますと、他の自治体でどのような取り組みをされておられるのか、おわかりになってる部分で結構でございますので、教えていただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 近隣市につきまして、漫画の取り扱いについて確認をさせていただきました。

立川市ですが、こちらにつきましては開架図書の1%から2%未満の範囲で漫画を収書しているということでございます。現在9,500点程度、蔵書されてるというふうには伺っております。

それから、東村山市ですが、こちらは漫画の収書は原則しておりません。ただ、学習漫画等で解説のあるものですか、あるいは寄贈本、こういったものにつきましては例外的に置いているということでございます。

それから、武蔵村山市ですが、こちらはやはり漫画としては収書をしておりませんが、コミックエッセイですとか4コマ漫画、こういったものは購入しているケースがあるということです。

それから、小平市ですけれども、漫画の購入はしていませんが、一般書のうち主題のわかるものについては購入してるということです。ただ、児童書につきましては、他館からの取り寄せ等も一切行っていないというような状況です。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 近隣市も、立川市は例外といたしまして、なかなか厳しいような状況なのかなというふうに認識いたしました。しかしながら、他の自治体、私もちょっと調べさせていただきました。調布市ですとか柏市などは、収書方針を明確にして集めている場合もあります。2015年に行われた学校図書館協議会等、これ毎日新聞が合同で実施をした第61回学校読書調査、この結果によりますと、活字をよく読む子と漫画を読む子、これ相関関係が見られるそうございまして、活字をたくさん読む子供ほど漫画も積極的に楽しむ傾向にあるということから、この学校図書館に漫画を置くことが、この理事長さんのお話ですと、読書嫌いの子に来てもらう呼び水になる、こういった認識が示されております。これは公共図書館にも当てはまるのではないかというふうに思いますけれども、市の認識はいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員の言われました漫画を置くことで、読書嫌いの子供さんに来てもらう呼

び水になるんじゃないかと、そういうお考えでございますけれども、私もこの調査、ちょっと見てみましたが、確かに議員の言われるように、この調査を見ますと、漫画を読みたいという子供が来るわけですから、利用者がふえるかなということは期待ができる部分もございます。現状では、繰り返しになってしまいますけれども、今図書館のほうでの取書方針で除外をしている状況がございますので、今後についてはさらに社会の動きや他市状況ですね、そういうのを調べながら慎重に判断をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 冒頭、壇上で東久留米市の事例も引かしていただきました。東久留米も取書方針に漫画を取書することは規定していないということだけでも、市民の声で試験的に今回やってみたというようなことがございます。やはり子供たちが本に親しむ、図書館に親しむという点から、その入り口としてこういった漫画を活用するというのも、妥当性のあるものではないかなというふうに思います。東大和市としては、東久留米市のように調査をした上で、試験的なチャレンジを、ぜひ試してみたいというふうに思います。

これは要望でございますので、答弁は結構でございます。ぜひとも今後とも御検討のほど、よろしく願います。

続きまして、学習スペースということでございますけれども、他の議員の答弁でもさまざま、また今の市長、教育長の答弁でもございまして、2点ほど伺います。

これまでの学習スペースの試験的開放を行ってきたの評価すべき点と反省点は何なのかということと、それを今後どう生かしていくかということがまず1点。

2点目につきましては、これも東久留米の例なんですけれども、レファレンス室と別に集会室を午前、午後、夜間、この3つの区分に分けて、それぞれ集会室として利用する時間と、学習スペースとして利用する時間に分けて市民に提供しておりました。時間ごとの提供体制も考慮に入れて検討してみたいというふうに思うんですけれども、やはり来れば、そのスペースを使えるかもしれないというふうに思えば、やはり利用者の方もふだんから当てにして来られることもあって、利用率も高くなるんじゃないかというふうに思いますけれども、これまでの評価すべき点、反省点と今後に生かすということと、この時間ごとの区分で分けるということ、この点についての御認識を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず1点目のこの夏休み期間中の試行についての評価すべき点、反省すべき点、今後どう生かすかということについてですが、まず評価すべき点といたしましては、教育長のほうの答弁からありましたとおり、アンケート等の調査でも、静かで涼しく集中して勉強できたというような御意見が多数寄せられております。期間中、6回以上、使われた方もいらっしゃいますので、そういう意味では会議室が学習環境として、利用者から受け入れられたものであるかなというふうに評価しております。

次に、反省すべき点といたしましては、夏休み期間中、休館日を除きまして実質32日間を開放したわけですが、延べ176人、1日当たりですと5.5人の利用者となっております。これは今までよりは若干利用率は上がってはいますが、やはり他の議員からも御指摘いただきましたように、PR方法についてももう少し工夫が必要だったかなというふうに感じております。

それから、今後それをどう生かしていくかという点でございますが、会議室を自習室として試行という形で行っているんですが、検証に当たっても、この利用率ということでは、いろいろな場面を想定した検証が、あるいは検討等ができませんので、まずは周知方法を工夫させていただいて、実際にどれぐらいの需要がある

かと、こういったようなことを確認して、今後の検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の御質問の学習スペースについて、時間を区分して利用することについて検討していたのかというふうな御質問です。

こちらにつきましては、当初18人の定員ということで行っておりますが、こちら少ない定員であったかなというふうにも実感しておりましたので、区部の豊島区などにつきましては、時間を区切って完全入れかえ制でやってるところもあるということは事前に承知しておりましたので、時間を区切って多くの方に利用していただく方法もあるのかなということは検討しておりました。

ただ、あと整理券などによって混雑した場合の対応をしているというようなケースもあるようですので、今後につきましてはこういったことも考慮しながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） やはり図書館での学習スペースのことについては、市民の関心も非常に高い分野でございますので、さまざまな自治体の事例も研究していただきながら、より使いやすい、また長期休暇期間中だけではなくて日常から使えるような、そういった体制をぜひとも今後とも構築していただければなというふうに思います。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

続きまして、4つ目の質問に移らせていただきます。子育てに関して市が主催して行う講演会についてでございます。

28年、27年の講演会、どのようなものがあるかということ伺いました。その講演会、講習会の内容について、その分野はどのようなものか、年間数どれぐらいあるか、全体的なものを教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 講演会や講習会の内容について、その分野はどのようなものか、年間数はどのくらいかという御質問でございます。

平成27年度は、3つの分野で9つのテーマにつきまして、計55回の講演会、講習会を実施いたしました。内訳でございますが、教育分野におきましては、特別支援教育、発達障害に関する理解、啓発講演会、いじめ防止のためのシンポジウムを各1回実施いたしました。母子保健分野におきましては、講習会といたしまして両親学級を6回、離乳食講習会の初期を12回、離乳食講習会、中・後期を10回、幼児食講習会を3回、親子教室、こちら調理実習でございますが――を2回、虫歯予防教室を6回、歯科卒業教室を6回、実施いたしました。子育て分野におきましては、子育て講座を2回、パパスクールを6回、開催いたしました。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

各さまざまな分野でやっていただいているということで、まだその中で今お聞きしても、やはりここで言うような映像を撮って公開するというようなことについて、向くものと向かないものとあるなというふうな感想を抱きました。しかしながら、やはり映像に撮って公開ということが、非常に有益であるというふうな内容の分野もあるかというふうに思っております。この映像収録したものを、市の子育て世帯の方への情報提供と啓発のための資源として保存し、活用することについて、他の自治体の取り組みはどのようなものか、あと市の考え方について伺いたいということでございます。平日にうちの公園には、来たくても来れない子育て世代の方々が少なからずいるというふうに思います。私も参加させていただいた7月29日の講演会も、やはり行きなかったんだけど、来れなかったというふうなお声もいただきました。そういった方々が夜間、また休日のあいた時間で、また通勤途中にでもこういった情報に触れて、子育てに関する知識をふやし啓発を促していく。

意味のあることだというふうに思いますけれども、市の考えをお聞かせいただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 他の自治体の取り組みについてであります。立川、小平、東村山、国立、武蔵村山の近隣5市にお伺いをいたしました。子育てに限ったというわけではないんですが、東村山市と国立市から授業の動画の公開を行っていますという回答をいただきました。また、公開に当たっては、講師の許可や参加者の映り込みなど押さえないといけない法的な事柄や、総務省の定めているウェブアクセスシビリティに関する「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」などへの対応が必要であるとのことであります。市といたしましては、市民の皆様への積極的な情報の発信は重要であると考えておりますが、また一方では公が発信することに伴う責任や法令遵守も重要でありますことから、そちらにも配慮する必要があると考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市として、その効果と、あと懸念すべき点と、両方あるなということで御認識いただいているということでございました。現在、東大和市におきましては、公式動画チャンネルがユーチューブにございますけれども、こうしたものに載っけていくということについては、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） ユーチューブやユーストリーム、市のホームページなどの活用や図書館での映像資料の提供ということでございますが、市の公式動画チャンネルや図書館での映像資料提供は、解消すべき課題の少ない取り組みやすい方法と考えるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その取り組みやすいということでございますと、ぜひともおっしゃっていただきました図書館での映像資料提供ですとか、またユーチューブ等の活用、これぜひとも前向きにお考えいただければなというふうに思います。やはり私も7月の講演会に参加して、やはりこの状況、同学年の親御さんたちにもぜひとも知っていただきたいというふうに思いましたので、その場限りで終わらないような形で、ぜひとも御検討いただければなというふうに思います。

総務省におきましては、地域文化デジタル化事業というものがございまして、これはその地域に根差した伝統芸能、伝説、神話、祭り、種族とさまざまな地域文化の継承が困難になっていることを踏まえ、文化財や美術品等、電子的に保存、継承するデジタルアーカイブを活用し、そこに蓄積されるコンテンツを新たな知識、文化を生み出すデジタル資産として位置づけていくと。その基本的な考え方として「ためる」、「つなぐ」、「生かす」、この3つのキーワードで施策を推進しているということでございます。こうしたデジタルアーカイブという共通項がございまして、この「ためる」、「つなぐ」、「生かす」、こういったキーワードをもとに、市の講演会で語られる内容を市民が共有すべき文化、情報と捉え、映像資料として保存、活用、公開していくことは大変有意義であるというふうに思います。この点について、再度、市の御認識を伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 総務省の地域文化デジタル化事業の考え方でございますけれども、地域における文化を主題としたデジタル・コンテンツのネットワーク環境の共有ということであるかと思いますが、講演会等の情報を多くの方に知っていただくことは大変意義がありまして、効果も広く波及していけるものと考えているところでございます。その方法等につきましては、デジタル化も含めまして、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも前向きに調査研究をし、前に進めていただければなというふうに思います。



やはり映像による情報伝達ということにつきましては、活字媒体などよりもはるかに市民の皆様にはわかりやすく、伝わりやすいという利点があるというふうに思います。今後、行政の情報提供において、多方面にわたってこういった映像資料の活用がなされていくというふうに考えておりますけれども、特に貴重な子育て関連の講演会の内容、多くの市民の方に知っていただき、市民の子育ての底力を上げていく努力を、ぜひともお願いしたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成28年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、4項目について質問をさせていただきます。

まず初めにですけれども、1点、訂正がございます。今回の一般質問の1番目の障害児支援の②のところでございますけれども、「放課後デイサービス」となっておりますけれども、これは「放課後等デイサービス」に変更させていただいて、質問させていただきたいと思います。

1、障害児支援について。

平成24年度に障害者支援制度へ移行後、障害者支援の利用児童数の推移を見ると、児童発達支援は平成24年4月、3万1,416人、平成26年2月、6万5,328人、放課後等デイサービスは、平成24年4月、5万1,678人、平成26年2月では7万955人、平成27年3月には9万4,978人、そしてことし、平成28年5月時点で13万884人とふえ続けております。また、施設数は平成24年4月、2,887カ所、平成27年3月は5,815カ所となりふえております。しかしながら、施設に関しては地域格差があります。当市では対応施設が少ないため、預けられずに困果している方、また他市で利用せざるを得ない状況を複数の方から直接相談をいただいております。医療技術の進化により、都市部を中心にNICU、新生児集中治療室が増設され、超未熟児、先天的な疾患を持つ子供も、以前なら亡くなっていたケースでも助かるようになり、重度の障害者が増加をしております。ぜひ、早急の改善を求めます。

ここで、お伺いいたします。

①当市の障害児は何名いるのか。

②放課後等デイサービスについて。

ア、狭き門となっている入所の実態と市の認識を伺う。

イ、今後どのような対策をとっていくのか。

ウ、放課後等デイサービスの増設はできないか。

2といたしまして、子ども食堂についてであります。

厚生労働省によると、平均的な所得の半分以下で暮らす18歳未満の子供の貧困率は、2012年に16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人は貧困状態になり、ひとり親世帯は特に深刻で54.6%、2人に1人となります。また、文科省の調査では、自治体が学用品などを補助する就学援助制度の支給対象となった小学生の割合が2012

年に15.6%となり、多少は減少しているものの経済的に苦しい家庭の子供は、依然として多い状況が続いております。家庭の経済状況は、子供の食生活に大きな影響を与えています。厚労省研究所が2013年、小学生約900人に実施した調査では、低所得世帯の子供は家庭で野菜を食べる頻度が低い、週3日以下、割合が一般世帯の2倍、インスタント麺やカップ麺を週1回以上食べる場合は、割合は2.7倍という結果が出ております。地域の子供に無料か安価で食事を提供するこども食堂や、同様の取り組みをする場所が全国に広がっています。子ども食堂は2012年ごろ都内で始まったとされ、1人で食事をする個食の改善や、経済的な理由で十分食べられない子供に栄養バランスのとれた食事を提供する狙いがあります。

先日、視察に伺った板橋区の高島平の子ども食堂では、野菜嫌いの子供が皆とともに食事をする中で、野菜を食べている姿を目の当たりにし、親も驚き、私も感動いたしました。この子ども食堂は、子供のみならず単身の高齢者にも提供し、子供と一緒に食事をする中で、高齢者に希望と生きがいを見出せることにもつながっています。

ここで、お伺いをいたします。

- ①全国的にニーズがあり広がりを見せている子ども食堂の取り組みについて、市の現状をお伺いいたします。
- ②今後どのように取り組んでいくのか。
- ③子ども食堂の増設はできないか。

3番目といたしまして、空き家、空き店舗、空き地の活用についてであります。

平成27年2月、総務省が発表した平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は過去最多の820万戸に、空き家率は13.5%、過去最高となりました。当市でも例外ではありません。平成26年11月には、空き家対策の推進に関する特別措置法が制定、空き家、また空き店舗に対する関心が高まっています。今後さらなる対策が必要であります。

ここで、お伺いをいたします。

- ①市の空き店舗の状況について伺います。
- ②現在及び今後の活用方法について市の具体的な取り組みは。
- ③国土交通省で発表された空き家で低所得者支援をするための有効活用を当市では行わないのか。
- ④群馬県渋川市で開設された空き店舗を有効した放課後自習室は当市でもできないか。

最後に4番目といたしまして、8月22日に発生した豪雨災害の対応についてであります。

近年、全国各地で発生している豪雨災害、想定外と思われることが一点、想定内に。最悪の被害を想定し、対策を講じることが必要不可欠です。

ここで、お伺いをいたします。

- ①避難所の設置状況と対応について。

ア、避難が困難である地域に対し、芋窪集会所、芋窪老人集会所、郷土博物館等は一時避難所として使用ができないか。

- ②雨水対策について。

ア、上北台、市道第12号線、市道第721号線の雨水対策について。

イ、桜が丘、市道第816号線の雨水浸透ます工事の状況について伺います。

ウ、蔵敷、市道第670号線の雨水対策について。

- ③狭山丘陵の安全対策について。

ア、蔵敷1丁目の土砂崩れ及び倒木の対策について伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問は答弁を踏まえ自席にて行います。どうぞよろしくお願いたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害児支援に係る障害児の数についてであります。当市には平成28年4月1日現在、18歳未満の身体障害者手帳所持者が73名、愛の手帳所持者が170名、精神保健福祉手帳所持者が22名、合計265名の障害児がおります。

次に、放課後等デイサービスについてであります。近年、障害児が増加し、それに伴い学校の放課後や長期休みに、障害児の生活能力の向上のための訓練等を行う放課後等デイサービスの利用希望者がふえております。そのため、利用待機者や他市の事業所を利用する方等がふえていると認識しております。

次に、放課後等デイサービスへの今後の対策についてであります。全国的にふえているニーズに対応して民間営利企業等の事業参加が進み、サービスや支援員の質の低下という課題が出てきており、国による放課後等デイサービスガイドラインが作成され、事業者に対して遵守することが求められております。市におきましても適切なサービスが提供されるよう、国のガイドラインを遵守しました実績のある事業者の参加につきまして、配慮してまいりたいと考えております。

次に、放課後等デイサービスの増設についてであります。放課後等デイサービスの利用者が増加している現状を踏まえつつ、計画的に地域での良質なサービス提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂についてであります。市の現状としまして東大和市内では、現在1つの団体が活動を行っている把握しております。うまかんべえ～祭から活動が始まりました有志の集まりであります南親会が、南街2丁目、協和三自治会集会所におきまして、平成27年9月から毎月第1と第3火曜日に南街子ども食堂を開いております。市としましては、市施設におけるポスター掲示及びチラシの窓口配布、民間を対象とした補助金の情報提供などの協力を行っております。

次に、今後の取り組みについてであります。新聞の報道によりますと平成28年5月末時点で、全国で300カ所を超える子ども食堂が、民間から発生した取り組みとして活動しているとのことであります。身近で柔軟な対応が可能であることから、関心の高まりとともに地域で広まってきていると認識しております。市ではこれまでと同様に、市施設におけるポスター掲示及びチラシの窓口配布、情報の提供などについて引き続き協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂の増設についてであります。地域において関心を持たれた方が力を合わせて運営を行う取り組みとして、利用できる補助金等の活用が行えることにより、活動が広がっていくと考えております。市が子ども食堂の開設につきまして、団体等へ働きかけるということは考えておりません。

次に、市内の空き店舗の状況についてであります。市内におきましては廃業などの理由から空き店舗がふえており、その後、店舗の賃貸借物件として利活用されることは少なく、住宅としての利用が多くなっている状況であります。また、このような傾向から、商店街の空洞化がさらに進むと見込まれ、空き店舗の増加は商店街の活性化やまちの防犯上の観点からも、好ましくないものと考えております。

次に、空き店舗の活用に関する具体的な取り組みについてであります。当市では東大和市商工会と連携し、市内における賃貸借が可能な店舗物件に関する調査を行い、現在その情報の集約を進めているところであります。今後の取り組みとしましては、インターネットなどを活用して集約された店舗物件の情報を発信し、市内

における創業や店舗移転の増加に結びつけ、商店街の活性化に役立ててまいりたいと考えております。

次に、空き家を低所得者向けの住宅に活用する事業の実施についてであります。住宅マスタープランでは推進する施策の1つとして空き家の住まいへの再活用に向けた検討を掲げているところであります。低所得者向けの住宅につきましては、住宅施策全体の中で考えていく必要があることから、そのような視点で調査研究を進めているところであります。

次に、空き店舗を活用した放課後自習室についてであります。空き店舗の活用につきましては、商業振興のみではなく、さまざまな利用方法を検討する必要があると認識しております。放課後自習室としての利用につきましては、空き店舗の活用方法の一つと考えられますことから、本市におけるニーズや近隣市の取り組みを含めまして、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、豪雨災害の対応について、避難が困難である地域に対し、芋窪集会所、芋窪老人集会所、郷土博物館等を一時避難所としての使用についてであります。避難所は安全性の確保を図るために、原則として耐震、耐火、鉄筋構造等を備えた公共施設を指定しております。郷土博物館については、この条件を満たしているため避難所の指定をしております。芋窪集会所、芋窪老人集会所については、構造上の問題や収容人員の点から避難所として指定することは困難であると考えております。しかし、災害時の状況や施設の安全性が確保されている場合は、緊急時の一時的な避難場所として活用することは可能であると認識しております。

次に、市道第12号線、市道第721号線の雨水対策についてであります。平成28年8月22日の台風第9号による大雨によりまして、市内各所で道路冠水が発生しました。いずれも雨水排水管の処理能力以上の降雨であったこと、また集水ますにごみや落ち葉等が詰まったことにより、排水能力が低下したことが原因であります。当該箇所につきましては、排水能力が著しく低下したことが要因と考えられますことから、排水機能の維持を図ることが必要であると考えております。

次に、市道第816号線の雨水浸透ます工事についてであります。東大和市ロンドみんなの体育館の西側道路周辺で発生する道路冠水の軽減を図るため、雨水浸透施設の設置を予定しております。

次に、市道第678号線の雨水対策についてであります。当該道路は道路幅員が1.82メートルの狭隘道路であり、排水施設が整備されておりません。排水対策の検討が必要であると考えております。

次に、蔵敷1丁目の土砂崩れ及び倒木についてであります。今回の台風第9号がもたらした豪雨によりまして、緑地等の傾斜地におきましても、地すべりや土砂の流出等の被害が発生しました。緑地の保全につきましては、安全かつ適切な維持管理に努めるとともに、大雨時には降雨の状況等を適切に判断し、土砂災害の危険を回避するための情報収集を集め、市民の皆様に的確な情報提供ができるよう体制を整えておくことが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 御答弁ありがとうございました。

ここで1点、また修正がございます。

先ほど壇上でお話ししました4番目の8月22日に発生した豪雨災害の対応についてのところの2番のウの「蔵敷、市道第678号」と書いてますけれども、私のほうで「670号」と話をしてしまったため、そのまま「678号」ですので、よろしく願いいたします。

それでは、再質問に入らさせていただきます。

先ほど市長の答弁で、障害児の児童数が合計265名ということでお話がありましたけれども、当市の障害児の推移と傾向性について教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害児の推移についてでございますが、障害児の中でもとりわけ知的障害の児童がふえております。平成25年度が150名、平成26年度が156名、そして平成27年度が170名ということで、知的障害者（児）、合わせて総数が668名でございますので、そのうちの170名が18歳未満ということで、約25%ということで、他の障害に比べて児童の割合が高いということになっております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

障害児が全体的にもふえていってる状況ですけれども、ここで次に放課後等デイサービスに関してですけれども、放課後等デイサービスは具体的にどういうサービスを行うのを、放課後等デイサービスと言うのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成24年に児童福祉法が改正されまして、障害児が身近な地域で年齢や障害特性に応じた適切な支援が受けられるよう障害児支援が強化されました。そのときに創設されましたのが、未就学児対象には児童発達支援、学齢時には放課後等デイサービスが創設されました。放課後等デイサービスの内容といたしましては、小学校から高校生、高校に就学している障害児に対して、放課後または夏休み等の長期期間中において、生活能力向上のための訓練、あるいは社会等の交流の促進等の支援を行うというサービスでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、放課後のデイサービスの近隣の施設数はわかりますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスの事業所数についてでございますが、東大和市には2カ所ございます。近隣でございますが、武蔵村山市で6カ所、東村山市で5カ所、国立市で9カ所、立川市で10カ所、小平市で10カ所、昭島市で5カ所、国分寺で8カ所というようなことになっております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

他市の施設の数を、今お話をされましたけれども、当市が他市と比べて極端に少ないと思えますけれども、これは対象者が少なかったのか、今までどうだったのか、市の認識をお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 当市の放課後等デイサービスについてでございますが、対象者、利用者につきましても、ここ数年の間で急増しております。平成26年度で48名が、平成27年度で70名、そして現在時点で84名ほどの利用者がございます。それともう一つ、放課後等デイサービスが、先ほど申し上げたように平成24年に創設されて以降、営利企業等の事業参入が進んでおりまして、事業所数がふえております。その結果、サービスや職員の質の低下という問題を招いて、国が放課後等デイサービスのガイドラインを作成して、事業所に遵守を求めています。当市の2事業所につきましては、放課後等デイサービスを創設される以前から放課後の支援を行っている障害児の親が中心となつてつくったNPO法人で、基準を上回る人員配置と丁寧な支援を行っておるところであります。市におきましては、なるべく適切なサービスが提供されるようにということで配慮してきた結果、現在のところ2事業所であるということでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

今26年度が48名、27年度が70名、28年度84名ということで人数が年々多くなってきてますけれども、この人数を見ますと施設が2つでは到底対応できないというふうに思いますけれども、今まで放課後等デイサービスに対して、市民から何か問い合わせ等はございましたでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 市民の方の声でございますが、議員御指摘のように放課後等デイサービスの支給決定を受けても、事業所の定員がいっぱいではなかなか思うように利用できない、あるいは多くの日数を利用するために、複数の事業所のかけ持ちをしなければならないというような声ですとか、それからもう一つは、知的障害児のデイサービスの事業所が多い中で、身体障害児、特に重度の方を受け入れる事業所が、近隣を含めて限られてるというような声が寄せられているところでございます。

以上です。

○議長(関田正民君) ここで10分間休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

---

午後 2時 6分 開議

○議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど事業所の人数を教えられましたけれども、84名で2施設で最大入ったとしても20名ですかね。残り64名に関しては他市へ通わなければいけないという現状があると思います。先ほど隣の武蔵村山市が6施設あると言いましたけれども、お聞きしたところによると、また1施設、ことしふえるということをお聞きしております。

先日この2施設、当市の2施設のうちの1施設にお伺いをいたしました。そこでは、入所者の問い合わせが数多くありますと。しかし、対応したくても対応できないという現実がありますと。さらに、来年の4月に関しては、その施設を卒園と言いますか、1名しかいないので、受け入れがまた1名しかできないって、そういう現実がありました。

また、ある人は、1カ所、2カ所、3カ所、4カ所——4カ所、うちの市以外で通っているという状況も聞きました。そういった意味では、市長の答弁でありましたけれども、今後の対策について、実績のある事業者の参入について配慮していきたいと話をされましたけれども、今日まで新規参入とか既存施設での増設等の問い合わせや相談というのはありましたでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 事業所からの問い合わせについてでございますが、この間、他市に本拠を置きます営利企業等からの事業所開設の相談が何件か寄せられております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、サービスの質や職員の質を保つというようなことでございますので、市といたしましては適切なサービスが提供されるよう、国のガイドラインを遵守した実績のある事業所の参入について配慮をしてきたという次第でございます。また、市内の放課後等デイサービス以外の障害福祉サービスを提供している事業所からも、複数件、開設の相談を受けているというところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

先ほどの市長答弁でもありましたけれども、利用者が増加をしている現状を踏まえ、計画的に地域での良質なサービスの提供体制の確保に努めたいというお話がありましたけれども、これはやはり増設を今考えている、

検討しているということでもよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほどから、今議員からもお話ありまして、市長からも御答弁させていただきましたが、放課後等デイサービスにつきましては、利用者の増加ということで、さまざまな課題があるということでの現状を、私どもも認識しているところでございます。ただ、実際お一人が利用された場合には、1日につき平均すると9,500円強、約1万円ぐらいですね、1日につき給付費、市が負担する給付費がかかります。単純には1カ所がふえると幾らということでの計算というのはできませんけれども、もし27年度決算ベースで考えますと、今給付費の額が約5,600万円、年額かかっておりますが、これがもし80人で週2日、御利用いただくには、年額で約8,200万円必要となりまして、約2,600万円、市の支出がふえるということになりますので、そういったところの予算措置も含めて、その他のさまざまな社会福祉のサービスというものも増加をしている現状でございますので、全体的なそういった給付等の状況を見ながら、計画的にサービスの提供体制の確保ということで考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

ぜひ、予算、当然全て、さまざまな施設、増設するには当然予算がかかるわけですが、やはり毎年着実にふえてきている。これ28年度、84名ということは、来年は100名超えるのではないかなという、この計算でいくとですね。そういった意味では、やはり早急な対応が必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ予算がとれるように、よろしく願いをしたいと思っております。

あと私ども、他の議員からも紹介をされましたけれども、先日、杉並区の荻窪にあるNPOの開設している日本初の障害児専門保育園へレン荻窪にお伺いをさせていただきました。市のほうでも答弁があったように、昨年ですか、一昨年、お伺いしたということでお聞きしておりますけれども、具体的に言うと10名の子供を預かっているが、スタッフは非常勤を含めて何と23名という、看護師は常時2名以上配置、作業療法士、理学療法士の資格を持つリハビリ専門スタッフも勤務をしております。ほぼ1対1ということで手厚くなっております。開設のきっかけは、障害児を持つ親御さんからの1通のメールでした。障害がある子を受け入れてくれる保育園が見つからず仕事をやめなくてはなりません。困り果てていた親御さんを何とかしてあげたいと重度の障害児を受け入れてくれる施設を23区全て調査をしたけれども、ありませんでした。そこで、障害児専門の施設をつくろうと決心し、メールが届いてから1年後、開園し、今喜ばれております。

これに関してはさまざま、企業での支援だとか、さまざまなことがありますけれども、重度の障害者は2016年の7月現在で4万3,000人、これも本当にふえております。確実にふえております。これは、また例えばですけども、現在老朽化したあけぼの学園、これみのり福祉園に移転して、放課後等デイサービスを取り入れた施設をするということは可能でしょうか。また、そうすれば私は以前、質問させていただきましたホースセラピーも十分できると思っておりますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、市立みのり福祉園の後の活用につきましては、現在、公共施設等の活用の計画等の中で考えている、検討している段階でございますので、今の時点では何というふうなことは申し上げられませんけれども、放課後等デイサービスにつきましては、先ほど来、御答弁させていただいておりますとおり、課題の認識というのは十分しておりますので、計画的に地域の中で、現状既に実績がある市内の法人さんなどをお願いをしたりというようなことで、私どもとしては考えているところでございます。

また、放課後等デイサービスのみならず、先ほどさまざまなその他の障害のサービスというようなことでお

話しさせていただきましたけれども、障害のある方の人数がふえれば、それだけ在宅の障害者の福祉サービスというものが全般的に費用が伸びていくというようなこともございますので、やはり財政的な部分も念頭に置きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、検討もお願いをしたいと思います。

また、これも大変なことだと思いますけども、先ほど話をしました荻窪の保育園のヘレンですけれども、ニーズの高まりによって、この7月に巣鴨でも開園をして、世田谷区でも誘致を受け、経堂に開園予定と。また、江東区の東雲にも開園予定ということになっております。たまたまこちらのほうでも、多摩地区ではどうなんだろうというお話をさせていただいたんですけども、ぜひ多摩地区、初の放課後デイサービスも含めた児童障害児専門施設の検討をしていただきたいと、これ一つの案でございますけども、思います。保育所、ヘレンのほうでも、場所を提供していただければ開園は可能だとお聞きしました。例えば玉川上水駅前の書店跡地が最適だと私は思っておりますけれども、ぜひ調査を検討していただきたいと思いますけども、これに対してもよろしくお願ひします。

○福祉部長（吉沢寿子君） これからのそういった社会福祉施設等を含めたさまざまな公共施設は、やはりいろいろな一つの単体だけではなく、さまざまな機能が複合化されて、それでより効果を発揮していくものというものが、これからの公共施設においては必要というふうに考えておりますので、今議員の御提案を含めて、さまざまなそういったサービス、それから社会福祉のみならず、その他のサービスなども含めて公共施設というようなことで検討していくものと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ、総合的に考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、第2番の子ども食堂についてですけれども、この子ども食堂ですけども、近隣市の子ども食堂の状況についてお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 近隣市での子ども食堂でございますが、さまざまな形態がございます。その中で、民間で定期的に行っているもので把握ができましたところでは、多摩地域で16カ所ございました。その中でも、近隣で民間の子ども食堂が開設されている東村山市さん、それから武蔵村山市さんが、近隣では民間の子ども食堂が運営されている市でございました。子ども食堂への武蔵村山市さん、東村山市さんの補助というのはやっていらっしやらないということでもございました。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

市民からこの子ども食堂についての要望や問い合わせ、業者も含めて今までありましたでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市民の方や業者の方からお問い合わせということなんですけれども、直接市のほうに市民の方や業者の方からお問い合わせいただいたことはございません。なお、NPO法人からの御相談については1件いただいたことがあります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私もNPO法人から、ぜひ子ども食堂を創設したいという要望を受けておりますけれども、先ほど答弁でも



当市では南街のこども食堂に関してお話をされましたけれども、私も伺いまして、現在活発に行われて、大変市民の方に喜ばれております。最近、聞いた話ですと、この南街のこども食堂のインターネットを見て、他市から、埼玉とか東村山から問い合わせがあったりして、そして直接来ているというお話もスタッフのほうから聞きました。ぜひ、ふやしてほしいという要望等があります。

市長答弁で、食堂開設については、市は働きかけることは考えていないということですが、これは自治体が直接はかかわらないということでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今年度から非常に子ども食堂でしょうか、3年ぐらい、平成25年度あたりから徐々にできてきたのかなというところでございますけれども、そのころはまだ二十数カ所だったのが、ことしの5月末でもう300を超えてるというところがございます。ことしすごいふえてきてるのは、やはりいろいろな補助制度が今年度から始まったというようなところがございますけれども、こちら市からいろいろ補助をしてやれるというような制度というのはほとんどないというところがございます。ほとんどは財団とか等に直接補助を申請をするというようなことございまして、市でやるとなりましたら子どもの貧困対策プロジェクトということで、貧困対策ということでございまして、子供の居場所づくりというようなところで非常にハードルが高いと、なかなかクリアできないと。4つの事業ぐらいを全て同時にやらなければならないというのは、市でございますけれども、なかなかそのような、市が直接、例えば委託にしてもやれるような補助制度というのがなかなかないというところがございます。市といたしましては現在幾つかの補助制度がございますので、そちらの御案内をしていくということと、行ってるところにつきまして、市としてできるPRは御協力をお願いするようなスタンスでおるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この子ども食堂というのは、近年、ふえてきているということですが、自治体が今まで余りかかわっていないという部分でしたけど、この1年間を見ると、かなり自治体、行政もかなりかかわりがふえてきております。

北九州市では、本年度、自治体初の子ども食堂、自治体で2カ所開設するという報道がなされておりました。学童保育後、親が仕事を終えるまでを主に想定し、平日と土曜、6時半から10時の利用、スタッフが勉強を教えたり、調理や掃除など生活習慣を指導したりするということの視野も入れております。運営は子育て支援団体に委託する予定ですということになっております。また、大分県では、ひとり親家庭などの自立促進対策事業費1,575万円に食堂の支援事業費として計上と。2016年度モデル事業として3団体に助成すると。また、これも九州ですけども、福岡市では子どもの貧困対策の重点を掲げ、2016年度に子ども食堂を運営する団体に助成金430万円を計上してると。久留米市でも、運営費を助成をしているということでもあります。年々、自治体での支援が高まっているというふうに私は認識をしております。

子ども食堂の運営者の声として、行政の助成があれば助かるとの声が多く聞かれますけれども、助成に関しての規定はどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたが、市がやる補助制度の場合に、やはり市の一般財源で持つ負担というのは必ずあると思います。先ほどお話しいただきました北九州のほうも、やはり半分は、たしか500万円ぐらいの事業費だと思うんですけども、半分は一般財源で持つというようなところがございます。250万円を持つのかなというところがございますけれども、その制度のどれを取り入れるかによりまして、

市がやれる事業というのも限られているかと思いますが、その中でもやはり一般財源で負担する部分というのは出てくるかと思いますが、その中で、先ほど直接団体のほうから補助申請をしていただきたいというようなお話もしたかと思いますが、そちらにつきましては団体にそれぞれの補助が来るかと思うんですけども、そこに対する一般財源の負担というのはございませんので、そちらにつきましては市に配分するのではなくて、その財団だと思うんですけども、財団のほうで限られた資金の中で申請団体にシェアをしていくというような考え方でいると思いますので、その辺の規定につきましてはそれぞれまちまちだと思いますので、その都度、確認をしていきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この子ども食堂に関しては、今後ますますふえていくと考えられます。そういった意味では、市としてもさまざまな事例を通して調査研究を、ぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この熊本市なんかで、病院の中にエンゼル子ども食堂を開設したりとか、またレストランのチェーン店が曜日を決めて子ども食堂を開設している例等もございます。そういった意味では、また事業者も含めて、そういった意味での調査研究を、ぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、3番目ですね、空き家、空き店舗、空き地の活用についてでありますけれども、まず初めに先ほど空き家に関してのお話をさしていただきまして、空き家とか空き店舗、空き地に関して市民から問い合わせ等がありますでしょうか。また、あればどのような内容がありますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいま御質問のございました空き店舗について、私のほうからお答えをさせていただきますが、現在のところ空き店舗に関する市民からのお問い合わせ、こういったものは特に産業振興課のほうにはないといった現状でございます。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯の観点から、空き家や空き地の関係についての問い合わせがありますので、それについて御報告いたします。

基本的に空き家に対する苦情等につきましては、済みません、今回ちょっと空き地のほうを漏らしておりましたが、25年度から言いますと、25年度は10件ほどの苦情や問い合わせがございました。26年度が7件ほど、27年度が29件、28年度は現在までで19件ほどの苦情や問い合わせがあります。主に樹木や雑草等の繁茂の苦情が一番多くございまして、その他、スズメバチや害虫、それからこれはハクビシンというのは害獣ですかね——等の発生とか、あとブロック塀が傾いてる等々の苦情等の問い合わせがあるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。活用についてのそういった部分での問い合わせは特にないということですね。

続いて、私、3月の議会でも話をしましたが、空き店舗対策ということで、そのときの答弁で商工会が、当市で空き店舗の調査を実施するというので、実施が終わったと聞きました。この調査結果について、お伺ひいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 平成27年度に商工会が実施いたしました調査結果についてでございます。こちらの御質問につきましては、市内の商店街と、そのエリアにつきまして、商工会のほうで調査を実施いたしましたところ、調査の対象範囲の店舗点数が797件であるのに対しまして、空き店舗が145件であったということ

でございます。空き店舗率で申し上げますと、市内全体を平均いたしますと空き店舗率が18.2%という状況でございます。ただ、調査エリアによりましていいですか、ある商店街では店舗数23件に対しまして、1件の空き店舗といったエリアもございますし、ある商店街におきましては店舗数が20店舗に対して10店舗、空き店舗があったといったように、商店街ごとの空き店舗数にはかなりの開きがあるといった調査結果が出ております。また、市長答弁のほうにもございましたが、商店街の中には一般住宅を含む地域がほとんどで、空き店舗となった場合につきましては住宅として利用されるケースが多く、このような結果を踏まえまして、今後、同様の傾向が続くと推察できることというふうなことで、調査報告が上がっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

145件ということですが、先ほどの答弁でも空き店舗の増加、商店街の活性化や防犯上、好ましくないということで、前回も今回も答弁をいただきましたけれども、賃貸借が可能な店舗物件の調査ということと言われておりますけれども、いづろ情報が集約されるのでしょうか。また、今後の取り組みとして市内における創業や店舗移転の増加に結びつける商店街の活性化に役立てたいということですが、この取り組みはいづろ開始するのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 平成27年度に引き続きまして、今年度、賃貸借物件の活用といったことを商工会のほうに――商工会のほうの事業として実施しております。この件について、今の御質問について御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

平成27年度に実施した空き店舗の調査データをベースに、商工会のほうで空き店舗活用事業を現在実施しております。平成28年の8月から、市の公式ホームページからもリンクを設けて、空き店舗情報の発信を始めさせていただいたところでございます。活性化に向けた取り組みといたしましては、市が実施する創業塾や創業塾の受講者、また開業を目指す市民の方、また市外の方などにも物件情報を提供しまして、市内での開業、こういったことを望む方がいた場合につきましては、それがスムーズに行われるように支援をしていきたいというふうなことで、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それは開始されたということで、8月からですから、まだたっていないと思いますけれども、何か特に問い合わせ等はありませんでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 情報を発信したばかりでございますが、まだこの件についての問い合わせはいただけていないところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この推移を見て、また情報をお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、私、先ほど子ども食堂の件、高島平のお話をしましたが、板橋区では空き店舗を利用した地域コミュニティスペースというのがあります。それが15カ所あります。そのうち、本年、1カ所が開設して、この15カ所中、2012年以降に14カ所、開設しております。それだけそういった部分のニーズが高まっているんじゃないかと思いますが、運営はNPO法人、ボランティア、事業者などで、障害者、高齢者、多世代、外国人、若者、不登校、ひきこもり、親子支援など、それぞれ店舗により対象者に合わせているコミュニティスペースであります。ぜひ、参考に調査研究をしていただきたいと思いますけれども、それについてはいかがで

しょうか。

○市民部長（関田新一君） 空き店舗の活用という観点から、市民部のほうで答えをさせていただきたいというふうに思います。

空き店舗でございますので、商業振興という観点からは、やはり商店がそのまま入っていただくのが、まちのにぎわい、商店のにぎわいということからはよろしいというふうには考えてございますが、さまざまな活用もこれからは検討していかなければいけないのではないかというふうにも考えてございます。店舗の所有者の意向確認ですとか、あるいは商工会との意見交換ですとか、そういうものを通じまして、引き続きましてそのような、どのような方法があるのかも含めまして、調査研究はしていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。これは後ほど資料等もお渡ししたいと思いますので、参考になると思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

あと当市も平成18年度に東京都の補助金を活用して、空き店舗の活用を図るため向原商店街で実施した経緯がありますけれども、その現状がわかれば教えていただけますか。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいま御質問にありました空き店舗の活用についてのお話でございますが、向原新興商店会内にごございます休憩施設で、名称「寿限無くらぶ」といったところだというふうに考えます。そちらにつきましては、東京都の新・元気を出せ！商店街事業補助金の活性化事業、こちらを活用したものでございまして、今後の活用についてでございますけれども、現在この施設はギャラリー等に使われておりまして、あとお買物をされたときの休憩スペースといったことでございます。開設した当初は、絵手紙や手芸を行うグループが使ってたというような経過もございまして、「寿限無くらぶ」という名前をつけたそうです。また、この事業の自体の活用につきましても、この事業自体は活性化事業については、市も都の補助金の部分を含めまして予算化していく事業でございますので、相談が事前にあることが基本となっております。こういったことも含めまして、現在のところ商店街からの申請等も予定されておりません。また、この事業につきましても、過去のとおり行われているといったことで認識しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今後そういった申請等があれば、市としては支援をしていく予定はございますか。

○産業振興課長（小川 泉君） 商店街から事前に申請の意向を伺った上で、また市といたしましても、効果的な事業というふうな捉え方ができる上では、なるべく地域の活性化に向けて、地域とともに協力していきたいというふうな考えであります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

---

午後 2時36分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、その取り組みに関しては、またよろしくお願ひをしたいと思います。

また、先月、空き店舗活用で効果を上げております群馬県の渋川市に行つてまいりました。この渋川市も高齢化が進んでおりまして、この中で若者の居場所づくりから始めました取り組みで、本年3月、商店街に自習

室を開設し、1日平均40名の高校生が活用して喜ばれております。近隣には高校が数多くあるということで、また国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業の1つであります。当市も本年、中央図書館を利用した学習スペースを設けましたけれども、子供たちのニーズは十分にあると思いますけれども、ぜひ調査検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（関田新一君） 空き店舗のいろいろな活用ということで、再度、御質問をいただきました。先ほど市長の答弁にもございましたとおり、商業振興のみではなくて、さまざまな利用方法を検討する必要があるということは認識しているところでございます。今御提案のございました放課後の学生が利用する自習室というのも、その活用の方法の一つであるというふうには考えられているところでございます。当市におきましては、先ほど来、話がございますとおり、空き店舗の実態把握、また活用事業に着手したばかりでございます。引き続きまして市民の皆様へのニーズや近隣市の取り組みを含めまして調査研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

さまざま空き店舗に関しては、いろんな活用方法がございますので、また具体的に、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、空き家に関してですけれども、国土交通省が都道府県や市町村に空き家情報を登録して、低所得者、高齢者、子育て世代に広く提供する空き家対策事業ですけれども、これに関しての考えを再度お聞かせいただきたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまの国土交通省の事業といった部分は、ことし7月末に国土交通省が来年の通常国会に向けて法改正等を予定しているといった内容になるのかなと思っておりますが、背景として公営住宅に希望者が非常に多い。東京では20倍を超えるだとか、大阪では10倍を超えるといったような倍率があるという中で、また民間の賃貸住宅では多くの空き家が出ているという、住宅・土地統計調査等の調査結果に基づいて、低所得者向けの住宅確保といったようなところで国交省が考えているものだと思います。それについて、当市では公営住宅、市営住宅を今後どうしていこうかという課題がある中で、こういった国の動き等を、いろいろと出てきた方針に基づいたものと整合させるといったようなことも必要だと思います。既に市の住宅マスタープランで、先ほど市長からも答弁させていただいておりますように、総合的に考えていこうとしておりますので、新たに住宅をつくっていくことも検討する選択肢の一つだとは思いますが、それ以外にこういった社会全体の課題と整合を図っていくという取り組みも必要なことだと思っております。

新聞報道でもありますけれども、茨城県のひたちなか市で先進的な取り組みをしているというようなこともございましたので、市のほうでも担当者が視察に行ったりしております。そういったことを、研究を今している最中でございますので、適切な取り組みができるように、さらに研究、検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私たちのほうの今お話が出ましたけれども、そういうことを利用してさまざま活性化しているということも、私も聞いておりますけれども、これに関してはまだすぐ始まるということではありませんので、しっかり調査もしていただきたいなと思っております。

先ほど市長答弁で、空き家の事態把握に努め、今後の対応を研究していくということですが、今後の空

き家の実態調査をしていくということでもよろしいのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 空き家の実態調査の件でございますけれども、空家推進の特措法、これが制定された中で、空き家に対する情報把握というのは、必要性は前から言われてきてるところでございます。ただ、この空き家の調査自体は、コスト的にも非常に高いものがありますので、今私どものほうで考えているのは、研究の途中ですけれども、他の事業などで、例えば全戸配布をやるような委託事業を行っているということであれば、そういったところにあわせた形の中で調査ができないのかなという点で、今研究を進めてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

実はこの空き家の実態調査、ぜひしていただきたいという、私、思ってるんですけども、この空き家についてですけど、平成25年度、多摩地区、島嶼地域における空き家問題実態把握ヒアリングというのが行われました。これ市町村の39団体、116部署、これ100%回答の実態調査ですけども、このデータが、ちょっと私も懸念するところありまして、持ち家率と空き家率の増減率によると、持ち家は借家に比べて住宅の流動性が低いことが空き家化しやすい理由と考えられるということでもあります。

この空き家率ですけども、多摩の26市のうちで当市は持ち家率、多摩26市のうち、あきる野市が一番多くて75.1%、青梅市が70.5%、続いて3番目が東大和市なんですね、59.2%ということで高くなっております。そういったことを踏まえると、当市の空き家率というのは今後高くなるのではないかなと。そういった意味では、しっかり実態調査をした上で、今後のさまざまな活用を含めて検討するべきではないかと思っておりますけれども、その点について答弁をお願いします。

○総務部長（広沢光政君） 先ほどもお話ししました昨年の2月に施行されました空家対策特別措置法、こちらの制定された趣旨自体が、今議員のほうからもお話があったとおり、今後、当市はたまたま高いという話ですが、全国的にそういった空き家が、今後もどんどんふえていくというような状況が我が国ではあると。その空き家を適正に管理していく、そういったことを趣旨として制定された法律だというふうに認識しております。

その第一歩として、今御質問者からもお話がありました、何をすべきなのかという形になれば、まず各自治体においてその空き家の実態というものを把握していくということが、まず第一歩としてあるべき姿かなというふうには考えてございますし、これは当市だけでなく、どこの自治体でも同じだと思います。

ただ、先ほどお話ししましたとおり、多摩地域だけとって、まだ調査自体に取り組んでるところも非常にわずかで、それは先ほどお話ししたような問題があるということでございますので、私どももその必要性は認識しておりますので、その調査の方法、手法、それを先ほどもお話ししましたとおり、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、取り組み、よろしくお話をしたいと思います。

それでは、4番目、最後の項目ですけども、8月22日に発生した豪雨災害についてですけども、先ほど避難所に対しては柔軟な答弁でありましたけれども、以前より市民の方々から、災害時、避難所が遠くに行くにも行けないという御相談をいただいております。今回も6カ所、避難を指定されましたけれども、蔵敷1丁目の郷土博物館西側の住宅地の方々、今回の避難所が蔵敷公民館でありましたけれども、避難が困難でありました。先ほど郷土博物館は、一時避難所指定と答弁がありましたけれども、今回のような豪雨のとき、郷土

博物館に誘導することがベターだと思いますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所の関係でございますけども、先ほどの市長答弁でも御答弁させていただきましたように、避難所につきましては基本的に建物、耐火、耐震、鉄筋構造等を備えた公共施設を指定するという事になってございますので、基本的にはそれを踏まえた上で今現在29施設を指定しておりますので、それ以外のものについては、やはり緊急一時的なものとして活用せざるを得ないというふうに考えてございます。ただ、緊急一時でやるにしても、その災害の状況に応じて、例えば芋窪集会所ですとか芋窪老人集会所の状況が、本当に安全が担保できるのかという状況を確認できませんと、そこはちょっと一時的にでも避難できますというふうには申し上げられないので、その辺の情報を絶えず収集しながら、その時々が一番適切な避難場所を災害対策本部の中で調整をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） そうですね、実際に私もこの蔵敷に関しては、現実問題、青梅街道から先は基本的に避難できないという状況がありました。そういった意味で、郷土博物館に関しては、即避難できるのかなと思いましたが、その状況に応じた的確な対応も、今後、よろしくお願いをしたいと思います。それに関しては、芋窪集会所、芋窪老人集会所も同じですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、雨水対策ですけれども、何点か項目にわたって質問させていただきます。

上北台、村山団地との境の市道第12号線でありますけれども、道路沿いの店舗が車の通過により波が起こり、店内に勢いよく雨水が流れ、店内の床は全改修の被害に遭いました。これは今までになかったことであります。今回、通行どめ、何カ所か指定したということですけども、ここに関しては行き届かなかったのかかなりの——通過によってお店のほうにも流れてきてるということがありました。

また、この12号線に連動しております市道721号線ですけども、以前はこの地域、畑だったわけですけども、その結果、豪雨で余り影響なことはありませんで、しかしながら新興住宅地になり、排水溝が少なくなりまして、住民が外に出ることができない状況でありました。具体的な対策はございますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず初めに、市道第12号線のほうでございますが、こちらのほうにつきましては過去にも冠水をしたことはございました。その原因としまして、当時は雨水排水管が配管されていなかったんですね。それで平成14年度に雨水排水管の布設工事を行いまして、それから冠水がなかったという認識であります。ただ、今回の台風9号につきましては、かなりの大雨だったということで、冠水してしまったわけですが、この後の市道第721号線、こちらはそこからちょっと入った生活道路でございますが、そちらも含めてですが、集水ます、また721号線のほうには横断のU字溝が入っておりますが、そちらのほう、12号線も含めて集水ます等に葉っぱが詰まったことが原因ではないかということが考えられます。葉っぱが集水ますに詰まると排水されませんので、そのために低い谷になってるところ、まさしく市道第721号線はそうなんです、そちらは谷になってますので冠水してしまうと。そういうところがありますので、市のほうでも台風前とか葉っぱをとるような作業をしておりますが、また豪雨によって新たに葉っぱ等が詰まってきますので、その葉っぱをとれば冠水はなくなるのではないかなということ考えておりますが、ちょっとその辺の対策が、そのときにできるかどうかというのはなかなか難しいんですが、そのようなことも考えられますので、葉っぱが詰まらなければ冠水しないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） よく葉っぱの件で、場所にはありますけども、この場所に関しては葉っぱは飛んで

くるようなところじゃないかなという、特に721号線ですけども、今後ちょっと調査をして、住民の方からも聞いた上で、また確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、桜が丘の体育館前の市道816号線ですけども、今回道路が、今回というのは毎回ですけども、湖状態になるんですね。予定では、豪雨が想定される前の夏場に雨水浸透ます工事を実施するということになりましたけれども、これは変更になったのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この体育館のすぐ西側にございます市道第816号線の冠水でございますが、こちらはもう一つ西側の市道第703号線という生活道路がございまして、そちらのほうと同時に冠水するようなことが起こってございます。この両方を解消といいますか、軽減させる意味で、雨水浸透施設の設置工事を今年度に行う予定ですが、こちらにつきましてはこの12月から来年の3月の予定で設置を行う予定で、場所についてはその市道第703号線と816号線の間の道路予定地がございますが、そちらのほうに設置する予定でございす。

以上でございす。

○20番（木戸岡秀彦君） それじゃ、確実に行っていただきたいと思います。私は、てっきり今回の夏の豪雨前に工事をするということで聞いておりましたので、ぜひこの12月から3月の間に実施していただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、蔵敷1丁目、市道第678号線の雨水対策ですけども、ここは道路が極端に狭く勾配があり、空堀川に面しているため常に冠水のおそれがあります。これは住民からも、毎回改善してほしいという要望がございす。排水対策の検討が必要であるという答弁でありましたけれども、これに関してはどのような対策をとるのかお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この地域でございすが、蔵敷公民館の少し東側の生活道路になりますが、こちらやはり地形が低く谷になってる状況で冠水するということになってます。道路幅も1.82メートルの狭い道路でございすが、このすぐ脇に水路がございす。水路がございすが、交通上では水路になっておりますが、実際は水路がなく、空き地の状態になってございす。その水路敷のところ、そこに水路を新たに接続するか、管を入れるか、そのような対策が必要ではないかと考えておりますが、それによって、接続することによって奈良橋川の水位が上がったときに、逆流するおそれもあるということもありますので、その辺をちょっとこれから検討しながら、どういう方法がいいか考えていきたいということで考えております。

以上でございす。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しても、これはもう数十年前からずっと私も聞いておるところですので、ぜひ検討をお願いをしたいと思います。

さまざま今回、雨水の被害というのがありましたけれども、これ要望ですけども、今回通行どめ、何カ所か、4カ所ですか、もっとか——したということですけども、立野、みのり福祉園の前はすごい冠水で、今回、市の職員の方がかなり対策ということで来ていただきましたけれども、これに関しても対策が必要だと思ひます。

続きまして、土のうについてのことなんですけれども、今回、私のほうでも土のうの要望が市民のほうからかなりありました。今まではなかったんですけども、土のうの貸し出しですけども、知らない市民が多いと思うんですけど、これに関しては広報か何かはされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 土のうの件でございすけれども、基本的に水防訓練等のそういった機会に御案内しておりますが、市報等で特に御案内はしておりません。今後、土のうだけを御案内することはちょっとな



いと思われまので、他の防災情報を提供する際に、あわせて提供したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これに関しては、ぜひ広報して市民にお知らせをしていただきたいと思しますので、よろしく願います。

続きまして、土砂災害についての件ですけれども、蔵敷1丁目の土砂災害についてお伺いをいたしますけれども、具体的な状況をお聞かせいただきたいと思します。そして、今回、砂利が流出したということですが、どこから流出したのかお伺いいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 市道第686号線ですが、郷土博物館の西側の道路になります。こちらでございますね、民家があるわけですが、その北側が緑地というか山合いになってございます。そちらに686号線が通じてるわけですが、そちらの道路が砂利敷の道路でございますが、今回の大雨に、台風9号によりまして、その道路の砂利が流れ出て、多少緑地というか、山のほうの土なんかもございますが、それを含めて道路の砂利がずっと南のほうに流されて民家の前までいってしまったという状況でございます。これにつきましては、その翌日に掃除をしまして、またその翌々日にもU字溝とか詰まっていたので、掃除をさせていただいて、今はきれいな状態になってございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 私も、これ驚いたんですけども、何でこんなところに砂利が流れてくるのかなという、どこから来たのか本当に不明だったんですけど、道路に関してだったんですね。これに関してもしっかりと補強していただきたいと思しますので、願いをしたいと思します。

あと、ここの道路に関してですけども、この近辺は以前からごみが大量に積んである、近隣から苦情が絶えない住宅があります。今回、砂利が流出しましたけども、これがまた豪雨になりますと、場合によってはごみも下手の住宅地に流れてくる可能性がありますけれども、これに関しては対策はありますでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 狭山丘陵の中にある宅地の関係でございます。この6月の議会におきまして、この宅地周辺の測量をする予算を確保させていただいております。現在その準備を進めております。また、そういった際にも、この住民の方と少しお話する機会もございますので、そういったところで対応を少し進めてみたいというふうに考えております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、対応を強く進めていただきたいと思しますので、よろしく願いたいと思します。

続きまして、倒木の件ですけれども、倒木が2件あったということですが、私もずっと、これは今回、台風の前と台風の後にお伺いした蔵敷のガストの前の交差点の市道550号線ですか、狭山丘陵に入ったところですが、森林の土がえぐれておりました倒木の危険性があります。これは前の住民の方が不安を抱いております。これに関して伐採することはできないのでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 蔵敷1丁目の用地の関係でございますが、私も現地のほうは確認させていただいております。土地の侵食につきましては、この台風9号によるものではないというふうには私どもとしては考えております。長年の間の雨などに侵食されたものでないかなというふうには思っております。ここの用地につきましては、現在、市が借地という形で借りてございます。大きな樹木等もあるわけですが、根が十分に地中に張っていることから、すぐに倒木になるというふうには考えておりませんが、当然予防措置といたしま

して、この借地ということで地主さんのほうとも少し御相談をさせていただきながら、対応につきましても検討を進めてみたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この住民の方からも、以前も市のほうに要望しましたが、緑化ということ言われて、でも不安でたまらないと言われましたので、そういった意味では不安を解消するだけのことを、ぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

この防災に関してですけど、各地域ごとに防災マップというのがありますけども、災害時に危険な箇所が記されておりますけれども、土砂崩れなどに関して定期的な点検とか対策というのはなされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災マップに急傾斜地の関係の印はつけられてるところでございます。たしか広島地震、土砂崩れがあったときに、その地域に、皆さんのところに周知するために、各御家庭にそういったパンフレットみたいなものを配布したという経過はありましたが、その後の対応は特にしてございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これは地域の防災マップに危険箇所ということで想定をされておりますので、ぜひ定期的な点検をしていただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○総務部長（広沢光政君） 防災マップのほうに掲載されている急傾斜地でございますけれども、基本的に民有地であれば、これは先ほどの話じゃございませんけれども、基本的には所有者の方が常日ごろから管理をしていただくということで、何かあればそういったような御連絡をいただければなというふうには思います。

市有地に関しては、環境部のほうとも、そういった崖地が多いところということでございますので、ちょっと連絡をとりながら点検等、できればと思いますけれども、一般的には定期的ということでも、私どものほうは市内を回っている段階で、そういったところはチェックしております。それと、あと今回のような災害が、土砂災害の情報が出たとき等については、当然現場のほうは確認をしてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 災害に関しては、今想定外というのがなくなっている、想定内になっておりますので、ぜひこの点もよろしく願いしたいと思います。今後とも安全対策に、より一層取り組んでいただきたいことを切に願い、私の一般質問は終了させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 2分 休憩

---

午後 3時14分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 二宮由子君

○議長（関田正民君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成28年第3回定例会にお

ける一般質問を始めさせていただきます。

女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国にとって、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要であり、我が国経済が力強く発展していくための施策として、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。国におきましても、昨年の平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、第四次男女共同参画基本計画が策定され、女性の採用、登用推進のための取り組みや、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めるなど、女性の活躍推進は新たな段階へと進もうとしています。

当市におきましても、平成13年2月の東大和市男女共同参画都市宣言から15年、また平成17年3月の東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例策定から11年経過し、その間、推進計画では4つの目標を立て、男女共同参画社会の実現を目指した事業を推進してまいりました。しかしながら、平成25年に実施された東大和市男女共同参画に関する市民意識調査では、全体の53.9%の方が男女共同参画推進のために市が行っている事業をどれも知らないと回答されました。長年にわたり同様の事業を継続することで、市民への周知は図られますが、市民の皆様が男女共同参画に関心を持っていただけるような周知のあり方や環境整備など、より効果的な取り組みの実施が男女共同参画社会を推進する上で重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、第二次東大和市男女共同参画推進計画「平成26年度年次報告」について。

ア、自己評価及び東大和市男女共同参画推進審議会の答申への対応は。

イ、今後の課題は。

第2に、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）について。

ア、策定に至るまでのプロセスは。

イ、新規事業の詳細及び継続、変更、充実の判断基準は。

ウ、市民への啓発、推進などの具体的な取り組みは。

エ、審議会などの女性委員登用割合を30%以上との目的達成に向けた取り組みは。

オ、今後の課題は。

第3に、東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について。

ア、現状及び対応は。

イ、女性職員の活躍の推進に向けた課題及び取り組みはなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第二次東大和市男女共同参画推進計画「平成26年度年次報告書」における自己評価及び東大和市男女共同参画推進審議会の答申への対応についてであります。自己評価は関係各課において、平成26年度の事業について分析を行い、それぞれ年次報告書の評価基準に基づき、4段階評価を行うとともに、東大和市男女共同参画推進審議会からの答申も参考に設定したものであります。東大和市男女共同参画推進審議会からの答申につきましては、年次報告書の作成に当たり十分に反映させるとともに、今後の事業の

実施に当たり関係各課においてより男女共同参画の視点を反映させ、その実効性を確認しているところであり  
ます。

次に、今後の課題についてであります。関係各課におきましては関係事業や講座について積極的な広報活  
動を行っているところでありますが、事業などによっては参加者が少ない傾向にあります。男性の参加、参画  
の促進を図るためにも、男性も参加しやすい日程や内容に配慮するなど、広く市民の皆様にも男女共同参画の取  
り組みの重要性を知っていただく機会の設定、周知・啓発活動が課題であると認識しております。

次に、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）における策定に至るまでのプロセスについてであり  
ますが、まず平成25年8月に基礎資料とするため、市民意識調査を実施し、平成26年5月に東大和市男女共同  
参画推進審議会に計画見直しについて諮問を行いました。平成26年5月には計画見直しの資料とするため、事  
業を所管する各課に調査を実施し、平成27年7月に東大和市男女共同参画推進審議会より、第二次東大和市男  
女共同参画推進計画の見直しについて答申がございました。そして、平成27年11月にパブリックコメントを実  
施し、平成28年2月にパブリックコメントの実施結果を公表し、平成28年3月に第二次東大和市男女共同参画  
推進計画（改訂版）の策定に至ったものであります。

次に、新規事業の詳細及び継続等の判断基準についてであります。新規事業は3事業ございます。1つ目  
が職員課における女性管理職の登用促進、2つ目が社会教育課及び中央公民館における男性の地域活動への参  
加の促進、3つ目が防災安全課における防災分野への女性の参画であります。継続、変更、充実等の判断基準  
についてであります。継続につきましては改訂前の第二次東大和市男女共同参画推進計画から継続して取り  
組むもの、変更につきましては同計画から内容を一部変更して取り組むもの、充実につきましては同計画から  
内容を充実して取り組むものとして、関係各課において判断し、設定したものであります。

次に、市民への啓発、推進等の具体的な取り組みについてであります。平成28年2月の東大和市男女共同  
参画推進月間には、男女共同参画フェスタを開催し、男女共同参画にちなんだ映画の上映を行いました。また、  
各図書館では男女共同参画月間にちなんだ図書展を開催しました。平成28年6月23日から29日の男女共同参画  
週間には、市役所敷地内に男女共同参画週間の横断幕を掲示し、さらに啓発パネルの展示、男女共同参画講座  
を開催しました。その他、男女共同参画川柳の募集、男女共同参画情報誌「はーもにい」の発行、男女共同参  
画啓発用メモ帳の作成、配布を行ったところであります。

次に、審議会等の女性委員登用割合を30%以上との目標達成に向けた取り組みについてであります。国の  
第三次男女共同参画基本計画におきまして、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について明記されてお  
り、成果目標として2020年、30%の目標値が挙げられております。市におきましても、今後の審議会等にお  
ける女性委員の占める割合を高め、市政への男女共同参画を推進していくことが必要との認識から、30%以上  
との目標値を掲げたものであります。主管課におきまして、庁内報「男女共同参画通信」を作成し、この目標値  
設定の周知を行い、関係各課で委員の選出に当たり考慮しているところであります。

次に、今後の課題についてであります。第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）における今後の  
取り組みの一つとして、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを視点とした制度等の情報提  
供の充実を図ることを挙げております。昨今、内閣府や厚生労働省など国の省庁においてもワーク・ライフ・  
バランスを提唱しているところであり、当市においても8月のワーク・ライフ・バランス強化月間と位置づけ、  
職員が仕事と生活の調和の重要性を改めて認識する機会と捉えております。こうしたワーク・ライフ・ balan  
スの重要性について、市民の皆様や事業所に対して、さらなる広報・啓発活動に取り組むことが必要と認識し

ております。

次に、東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の現状と対応についてであります。この計画は平成28年3月末付で市長部局と各行政委員会とで作成しました。計画では、登用に関する課題として管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績の8.5%から平成31年度までに5ポイント増の13.5%以上とすることを目標としています。また、主査職の女性割合についても、平成26年度の実績の19.4%から5.6ポイント増の25%以上とすることを目標とするものであります。

次に、女性職員の活躍の推進に向けた課題と取り組みについてであります。管理的地位にある女性職員の割合を高めるためには、女性主事や主任、さらに主査職にある女性職員の昇任意欲の向上が必要なことと考えております。そのために女性活躍に関する研修への参加など、仕事や昇任に対する意欲向上に資する施策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、第二次東大和市男女共同参画推進計画「平成26年度年次報告書」についての自己評価及び東大和市男女共同参画推進審議会の答申への対応はについて伺います。

自己評価に関して、評価基準に基づいて4段階評価を行うとの市長答弁をいただきました。そこで、この4段階評価の評価基準の内容を伺いたいと思います。

お願いします。

○市民生活課長（大法 努君） 4段階評価の評価基準の内容でございますが、事業を男女共同参画を主目的事業と関連事業に分類して評価しております。その主要な目的が、男女共同参画の推進にあると読み取れる事業、主目的事業につきましては、順調または目標を設定している場合であれば、達成していれば黒星3つ、おおむね順調、または目標を設定している場合、ほぼ達成だが、さらに工夫が必要な際は黒星2つ、検討が必要である場合は黒星1つ、事業が実施されていない場合は白星1つと評価しております。また、その事業が主要な目的は他の課題や対応にあるが、その目標や広報、結果、成果が男女共同参画の推進に関連があると読み取れる事業、いわゆる関連事業につきましては、十分配慮し、事業を実施した場合、黒丸3つ、配慮はしたが事業を実施する上でさらに工夫が必要な場合は黒丸2つ、配慮ができず検討が必要な場合は黒丸1つ、事業が実施されていない場合は白丸1つと評価しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ありがとうございます。

それでは、星3つ、黒星3つですか——の事業のうちで、所管課が中央公民館の事業ナンバー39番の男女共同参画関連講座の充実というのと、あと40番の男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進についての平成26年度の年次報告での男女別の参加者数を含めた事業実績と、これに関しての男女共同参画推進審議会の答申で、これらの関連講座についてどのような意見が出されていたのか伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 26年度における男女別の参加者数を含めました事業実績と自己評価でございますが、まず公民館から報告のありました39番、男女共同参画関連講座の充実に係る事業の実績といたしまして、中央公民館、保育つき講座「幸せな子育ては自分探しから」、平成26年5月28日、水曜日から9月10日、水曜

日、全13回、延べ参加者222人、男15人、女207人。そのうち、6月7日、土曜日に1度開催いたしまして、男性15人、女性15人の参加があったということです。

続きまして、保育つき講座「子育てママの《私らしさ》サポート」、平成26年10月15日、水曜日から12月10日、水曜日、全9回、延べ参加者143人、男0人、女143人。

南街公民館、保育つき講座「体幹を鍛えてバランスの良い身体作りを目指そう!」、平成26年9月30日、火曜日から12月9日、火曜日、全8回、延べ参加者数99人、内訳、男0人、女99人。

狭山公民館、市民企画保育つき講座「ありのままにハッピー♪ライフ」、平成27年1月14日、水曜日から3月18日、水曜日、全9回、延べ参加者数77人、内訳、男0人、女77人。

蔵敷公民館、保育つき講座「子どもの育つ環境を考える」、平成26年9月19日、金曜日から11月7日、金曜日、全8回、延べ参加者数99人、内訳、男0人、女99人。

上北台公民館、保育つき講座「子育て中に学ぶお金や経済の豆知識」、平成26年6月5日、木曜日から9月4日、木曜日、全10回、延べ参加者数161人、内訳、男0人、女161人。

最後に時間でございますが、以上、全て1回目は午前10時から11時30分、2回目以降は午前10時から正午に開催したとのごとでございます。

続きまして、公民館から報告のありました40番、男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進に係る事業実績といたしまして、保育つき講座「幸せな子育ては自分探しから」、26年5月28日、水曜日から9月10日、水曜日、午前10時から正午、全13回、延べ参加者数222人、内訳、男15人、女207人のごとでございます。

続きまして、男女共同参画審議会での答申でございますが、生涯学習の場における男女共同参画関連講座は、平成24年度、25年度に引き続き男性が参加しづらい平日の午前中に開催されており、男女共同参画の視点から十分に配慮されてるとは言えません。男性が参加することのみで評価を決めるのではなく、より多くの男性が参加しやすい曜日や内容の設定に配慮し、広報の方法にも工夫をしてくださいとの御意見をいただいております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺ったように、例えば男女共同参画審議会からの御意見というのは、24年度、25年度、この2カ年ですか、長年にわたりまして男女共同参画の視点から十分に配慮されるよう事業内容を改善してほしいという意見を出しています。にもかかわらず、この審議会の意見が反映されていない、こういった状況に対するこの審議会からの厳しい意見だったというふうには私は思っています。また、この星3つですか、その自己評価に対する苦言ではないかというふうにも思います。そこで、じゃこの24年度、25年度の状況を2事業の参加者数を含めた実績と自己評価、26年度と一緒になんですけれども、またその審議会の答申の内容について、年度別にまた伺いたいと思います。

○市民生活課長(大法 努君) 24年度、25年度における2事業の男女別の参加者を含めた実績と自己評価でございますが、まず平成24年度における公民館から報告のごとございました39番、男女共同参画関連講座の充実に係る事業実績といたしましては、中央公民館、保育つき講座「心の基地はお母さん」、平成24年5月9日、水曜日から7月11日、水曜日、午前10時から正午、全10回、延べ参加者193人、内訳、男0人、女193人。

保育つき講座「楽々バンド体操」、平成24年11月14日、水曜日から2月6日、水曜日、午前10時から正午、全10回、延べ参加者150人、内訳、男0人、女150人。

南街公民館、保育つき講座「心もお顔もリフレッシュ～気分爽快!レモンな気持ちになれるママの講座～」

平成24年10月2日、火曜日から11月27日、火曜日、午前10時から正午、全9回、延べ参加者112人、内訳、男0人、女112人。

狭山公民館、保育つき講座「広げよう♪わたし時間、暮らしに彩りを」、平成24年9月13日、木曜日から11月8日、木曜日、午前10時から正午、全9回、延べ参加者数88人、内訳、男0人、女88人。

蔵敷公民館、保育つき講座「心と体のバランスを保たれてますか？～子育てに取り入れたい中国医学～」、平成25年1月18日、金曜日から3月8日、金曜日、午前10時から正午、全8回、延べ参加者数143人、内訳、男0人、女143人。

上北台公民館、保育つき講座「LOVE♡私業」、平成24年5月17日、木曜日から7月19日、木曜日、午前10時から正午、全10回、延べ参加者数96人、内訳、男0人、女96人。

市民企画地域課題講座、保育つき、「放射能汚染とのつきあい方」、平成25年1月26日、土曜日から3月9日、土曜日、午後2時から4時、全6回、延べ参加者数135人、内訳、男56人、女79人が取り上げられております。

自己評価は、順調または目標を達成している場合の達成、黒星3つであります。

続きまして、40番、平成24年度の男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進に係る事業実績といたしましては、狭山公民館、里山探検隊～狭山地域の里山について学び、現地を訪ねる～、第1回、平成25年2月16日、木曜日、午後1時30分から4時、第2回、平成25年3月16日、土曜日、午後1時から4時、延べ参加者数58人、内訳、男19人、女39人。

市民企画地域課題講座「住みよい街をめざして」、平成24年9月29日、土曜日から10月27日、土曜日、午前10時から正午、全6回、延べ参加者数105人、内訳、男45人、女60人。

地域デビュー講座「デジタルカメラを楽しもう!」、平成25年1月12日、土曜日から3月23日、土曜日、午前10時から正午、全6回、延べ参加者数132人、内訳、男83人、女49人。

上北台公民館、趣味講座「子育てパパの趣味は!？」、平成24年5月12日、土曜日から11月10日、土曜日、午前10時から正午、全5回、延べ参加者数72人、内訳、男57人、女15人が取り上げられております。

順調または目標を達成している場合の達成ということで、黒星3つの自己評価でございます。

続きまして、公民館から報告のありました平成25年度における39番、男女共同参画関連講座の充実に係る事業実績といたしまして、中央公民館、保育つき講座「最高にハッピーなママになるために今!学べる講座」、平成25年5月15日、水曜日、9月18日、水曜日、午前10時から正午、全13回、延べ参加者数269人、内訳、男0人、女269人。

保育つき講座「ソフトヨガでご自愛しましょ♥」、平成25年10月30日、水曜日から12月18日、水曜日、午前10時から正午、全8回、延べ参加者数117人、内訳、男0人、女117人。

南街公民館、保育つき講座「らくらく整理収納術～ママと家族の簡単お片づけ～」、平成25年10月1日、火曜日から11月26日、火曜日、午前10時から正午、全9回、延べ参加者数153人、内訳、男0人、女153人。

狭山公民館、市民企画保育つき講座「自分をいっぱい好きになって、夢をたくさん叶えよう♪」、平成26年1月17日、金曜日から3月14日、金曜日、午前10時から正午、全9回、延べ参加者数137人、内訳、男0人、女137人。

蔵敷公民館、「元気に明るく生きるための知恵アーユルヴェーダ」、平成25年9月19日、木曜日から11月7日、木曜日、午前10時から正午、全8回、延べ参加者数151人、内訳、男0人、女151人。

上北台公民館、保育つき講座「みんな持ってる！おんな力子ども力」、平成25年4月26日、金曜日から7月12日、金曜日、午前10時から正午、全10回、延べ参加者数223人、内訳、男0人、女223人が取り上げられています。

自己評価といたしましては、順調または目標を達成している場合の達成の黒星3つという自己評価をしています。

40番の男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進につきましては、未実施であったため、実施せずの白星の1つとなっております。

続きまして、男女共同参画審議会の答申の内容でございますが、平成24年度におきましては、男女共同参画、こちらのほうは今後も毎年度、同じ意見が出されたが、見直しが行われていない状況であると……。ごめんなさい、失礼いたしました。男女共同参画の本質を理解する機会が、女性でなく、男性もともに必要と考えますので、講座の内容や日時を再検討してくださいとの答申でございます。

25年度におきましては、昨年度と変わらず男性が出席しにくいタイトルが多く見受けられますということで、男性が地域や家庭へ参画するよう意識を高めるために、男女共同参画関連講座への男性の参加の促進はより一層と思われますので、講座の日時の設定や内容の検討を含め、一層の工夫を望みますとの答申をいただいております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 細かい詳細、伺いましてありがとうございます。実態を知りたかったので、細かくお聞かせいただきました。ありがとうございます。

今伺った中で、例えば平成24年度の事業ナンバー40番の男女共同参画関連講座への男性の参加・参画の促進におきましては、男性の参加もあり、また日程なども土曜日など、また午後に設定、午前に設定などされておりますので、これは評価基準である男女がそれぞれ参加あるいは参画するよう配慮するとともに、男女格差がある場合には是正のための措置を講じていることに関しては、非常にこの評価に対しての自己評価も、これで納得はするんですけども、例えば事業ナンバー39番の男女共同参画関連講座の充実におきましては、平成24年度、25年度とも男性の参加者がほとんどゼロであるということなんです。しかも、その評価基準の中の男女共同参画指定の考え方についての具体例といたしまして、この年次報告書には、男性、女性ともに利用、参加しやすいよう事業実施日時を配慮したりというふうに書かれているにもかかわらず、これずっと配慮はされていないと。しかも、審議会から講座の日時、設定の内容など工夫してほしいという意見が出ていたのですから、これに関しては自己評価が星3つというのは、私は到底納得ができませんし、男女共同参画推進審議会の答申が、この講座に関して、講座の開催に関してどの程度反映されているのか、少なくとも毎年同様の意見が出されていたのですから、検討はされていたのでしょけれども、全般的に見直しされていない状況についての御説明をいただきたいのと、あとあわせまして自己評価というのは、これはあくまでも自己評価ですから、所管課によって自己評価をしているのでしょから、審議会の答申と異なるという見解もあるとは思いますが、しかしながらこの年次報告書を作成する際には、この審議会の答申を十分に反映して作成すべきでありますし、また年次報告のその翌年の事業に関しては、審議会の意見を反映させた事業で事業実施をすべきだというふうに考えますが、この点も含めて御見解を伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、二宮議員がおっしゃるように、審議会に答申、また意見等、反映してないのではないかとというようなところがございますけれども、やはり前年度の事業についてのその報告書を、



審議会のほうでもそちらを御審議いただいて、御意見をいただいているというところがございます、その都度、今、二宮議員おっしゃったように、この自己評価甘いんじゃないかというところで、その審議会において、そのような御意見いただいたということを、主管課に返してるところでございますけど、やはりその認識の差はあるということと、例えば今24年と25年度の比較で出ましたけれども、25年度に24年度のお話を伺っても、25年度の事業は進んでおるところでございます、その24年度の事業、御意見が反映できるのが26年度になっちゃうかなというようところがございます。

それで、今24、25と主管課の公民館等の事業を御報告したところがございますけれども、やはりお母さん方をメインにしたほうが、事業内容からいって集まりやすいというようところがございましたけれども、26年度の中央公民館の事業では、全13回のうち1回は土曜日に開催というところがございます、お父さん向けにしたところ父親の参加も15名あったというところがございます、1年おくれでございますけれども、事業の中でそのような御意見を反映した事業実施に至ってるというようところがございます。

その辺の1年のタイムラグがありますけれども、年度の計画というのものなかなか審議するのが、これ実際にはこれからぐらいなんです。ですから、そうすると、やはり年度後期では新たな事業をこれからやるというのはなかなかないかと思っておりますので、やはり1年おくれになってしまうというところが、この実績報告が上がってきて、それを御審議いただいて、御意見いただくというような、そのタイムラグがあるというところがございますので、もう1年先に実際なられてくるのかなというふうに認識しておるところでございますけども、その年度、年度でいただいている審議会からの御意見等につきましては、各課におきまして自己評価において、やはり他の課と差がないように精査をするように、主管課でも、担当課でも申し上げてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） もちろんタイムラグがあるということも理解してますし、部長のおっしゃることもよくわかるんですけども、じゃ24年度の審議会の答申が26年度には反映されてると。ところが、中央公民館では、保育つき講座の全13回のうち1回だけという言い方をしているのかどうかかわからないんですが、1回は土曜日、開催をして男性が、お父さんが15人も参加してくれたので、自己評価が星3つだということですよ。ということは、今の部長の御答弁からですと、今年度は24年度、25年度と審議会の答申、御意見が、同じような御意見で改善してほしい、見直してほしいという意見が出されてるんですから、じゃ28年度はもっといい事業になってるという理解でよろしいんでしょうか。どうですか。

中央公民館長もいらしてますので、もし28年度の——まだ実績等は出ていないでしょうけど、少し、今8月ですから、27年の3月からもう半年ぐらいはたつと思うんですけども、もしわかるようでしたら、後ほどで結構ですので教えてください。

大丈夫ですか。じゃ、お願いします。

○中央公民館長（尾又恵子君） 中央公民館事業について申し上げます。

本年度、28年度についてですが、保育つき講座「おかあさんは百点満点！！」という講座の中で、全8回の講座ですけれども、その中で1回を誕生学の「パパ講座」として実施しており、やはりお父様たち15名ほど御参加されました。今年度も引き続きお父さんが参加しやすいよう、土曜日に講座を実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、余り変わらないんですよ。星3つつけてるんですから、変わら

ないのはいいんですけど、自己評価が星3つというのは、やっぱり男女共同参画推進を、これ以上の事業がないんだと胸を張って言えるものに対して星3つをつけていただきたいなという私の思いがありますので、ぜひその辺も御検討いただきたいと思います。

次に、黒星1つという、検討が必要との自己評価されている事業ナンバー83番、男女共同参画推進拠点の整備というものについての取り組み内容と、審議会の答申を伺うのとあわせて、拠点整備の現状について伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 現在は市民生活課の消費・共同参画系の組織を拠点といたしまして、男女共同参画施策を実施するとともに、本庁舎1階、市民ロビーに専用のラックを設置し、男女共同参画にまつわる資料やチラシ等の掲出、新堀地区会館の一部に常設の資料展示コーナーを設置するなど、既存の施設の一部を活用し、取り組んでいるところでございます。男女共同参画推進審議会の答申におきまして、男女共同参画推進拠点の整備については、現在、既存の施設の一部を活用することとしていますが、拠点施設の設置について、今後の中長期計画に具体的に盛り込むよう努力していただきたいとの御意見をいただいております。拠点の整備の状況でございますが、他市に設置している男女共同参画センターのような専用の建物施設、あるいは建物の一部を占有した部屋のような拠点はございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 審議会からの答申というのも、今後の中長期計画に具体的に盛り込むように努力してくださいという、具体性を持って取り組んでほしいという、これ御意見だと私は思ってるんです。そうすると、自己評価、星1つ、審議会の答申、中長期計画に具体的に盛り込んでほしいという意見、また今の御答弁にもありました市庁舎内は専用ラックですか、新堀地区会館の一角の展示コーナーですか——というものを伺うと、その拠点施設の整備に関しては進んでいない状況というのが明らかだというふうに思うんです。

そこで、拠点施設の整備に関しての規定というものがいいのか、その規定の有無について伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 拠点施設の整備に関する規定でございますが、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第16条に、拠点施設の整備といたしまして、「市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を整備するものとする。」と定めてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 条例の16条で規定されているという御答弁をいただきました。これ、条例というのは市が策定した条例ですから、その条例で規定されているのであれば、すぐにでも取り組むべき事業だというふうに私は思っています。しかし、いまだに星1つなんです。黒星1つですから、白星1つではないんですけども、星1つという状況で、検討が必要だと自己評価をされています。それに対して、事業が進んでいない状況について再度伺うのとあわせて、平成26年度の年次報告書の審議会の答申を踏まえて、今まで拠点施設の整備というのはどのように検討されたのか、進捗状況について伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど担当課長から、今までやってきた既存施設の活用等のことを申し上げましたけれども、それだけでは充実とは思ってないところでございます。まだまだそのような活用の余地が、活用できるようところがあるかどうかというところは、検討していかなければならないというふうに認識してるところでございます。

先ほど来、審議会のほうからの答申で、拠点施設の設置につきまして、今後の中長期的計画に具体的に盛り

込むようにというような努力をしてくださいというようなところをいただいたところでございますけれども、新たな拠点の整備を早急に図ることは、市全体の状況を踏まえても早々簡単なことではないというふうに思っております。今後、中長期的な市の計画において、位置づけができるかどうかというところを検討しているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、中長期的に位置づけられるか検討しているということですね。そうすると、私としても、ぜひ条例に規定されてるんですから、今すぐにでも実施してほしい事業ではあります。予算もかかることですし、中長期的な計画に取り組んでいただければ、盛り込んでいただければ、それが自然と拠点整備につながりますので、ぜひお願いをいたします。

これまで自己評価と審議会の答申への対応について伺いました。私自身は、自己評価というものは厳しい判断のもとで決めるべきであると思っています。平成26年度の年次報告では、主目的事業と関連事業を合わせまして、自己評価が黒星3つ、あと関連事業は丸3つですか——の事業というのは、全体の49.5%でした。ほぼ事業の半数が順調で、成果が上がっているとの判断です。でも、しかしながら審議会の答申からは厳しい意見もあり、あとその審議会の答申から見ても、全体的な自己評価の判断というものに対して、非常に疑問を感じております。

4段階の自己評価の中の一番いい星3つというのは、男女共同参画の視点から見ても、目標達成に向けて予定を上回る、その男女共同参画推進のための目標を設けておりますけれども、その目標を上回るような成果がある事業に対してのみ、私は評価できるのではないかとというふうに思いますので、ぜひとも現状の自己評価のあり方を見直していただき、より充実した事業の実施に努めていただけるよう、これは要望といたします。

次に、今後の課題はについてです。

男性の参加・参画の促進を図るためにも、男性も参加しやすい日程や内容に配慮するという御答弁をいただきました。そうしますと、今まで伺っていた男女共同参画の関連講座ですとか、例えば講演会の開催に関しまして、今までは男性が参加しづらい、平日の午前中開催の授業が多かったわけですがけれども、今後は審議会の御意見を十分に反映した形で、男性も参加しやすい日程や内容に配慮した講座、講演会を開催をしていただけるとの理解でよいのか、確認をさせていただきます。

○市民生活課長（大法 努君） 御質問者のおっしゃいました男女共同参画推進審議会の答申、意見を十分に反映した男性も参加しやすい日程や内容に配慮する、そういったことにするよう各課におきまして取り組んでいくものと認識しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 主管課の課長より、そのように各課で取り組んでいくものと認識してらっしゃるので、ぜひとも主管課からの働きかけで取り組みを進めていただけますようお願いいたします。

次に、第二次東大和市男女共同参画推進計画の改訂版についての策定に至るまでのプロセスはについてです。

市民意識調査ですとか、審議会の答申、またパブリックコメントも実施されたという、それらを踏まえて策定に至ったという御答弁をいただきました。そこで、このパブリックコメントについてなんですけれども、このパブリックコメントの実施期間と御意見の件数、また人数など、あわせて伺います。

○市民生活課長（大法 努君） パブリックコメントの実施期間と意見の件数、また人数でございますが、実施期間は平成27年11月1日から30日までの1カ月間、いただいた御意見の件数は2件で、1名の方から御意見を

いただきました。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 1名の方から2件の件数をいただいたと。これがパブリックコメントかどうかというものは置いて、市の施策に関しても、ほかの施策でもパブリックコメントというのは実施されてると思うんです。そこで、平成27年度に実施されたパブリックコメントの状況と結果について伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市では、他に3施策につきましてパブリックコメントを実施してるというところがございます。市の公式ホームページにも掲載されてることから、私からお答えいたしますけれども、まずは東大和市人口ビジョン（素案）及び東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）につきまして、4名の方から12件の御意見をいただいている。続きまして、東大和市コミュニティバス等運行ガイド（素案）につきまして、4名の方から17件の御意見をいただいている。3つ目といたしまして、東大和市特色ある公園整備基本方針（素案）につきまして、3団体及び個人の方、10名の方から13件の御意見をいただいているというところがございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺った男女共同参画以外の平成27年度に実施された3件のパブリックコメントの結果を見ても、残念ながら男女共同参画推進計画（改訂版）に関するパブリックコメントは、1人の方の意見ですから、この結果から見ても、市民の皆さんが、この男女共同参画に対して関心の薄さというんですか、身近に感じていらっしゃらないというんでしょうか、それが明らかになっています。

そこで、このような状況、そのパブリックコメントも1名の方で、変な話ですけど、パブリックコメントがあつてよかったなというふうに思っているんですけども、1名の方でもね。そういったしっかりとした意見を言ってくれるんですから。そういった現状に対する市の御認識というのを伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 1名の方しか御意見いただかなかったということでございますけれども、確かに男女共同参画事業に対する関心の薄さは否めないのかなというふうには認識しておるところでございます。こういうような状況がございますので、市における個別の取り組みとか、市民の皆様からの視点から見る男女共同参画事業全体の関心に大きな乖離があるのかなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 部長の御答弁でもありましたとおり、市の取り組みと、市民の関心の差というのでしょうか、それが広がらないためにも、新規事業の実施ですとか、事業の変更ですとか、充実を行う必要があると思うんです。

そこで、次の新規事業の詳細及び継続、変更、充実の判断基準はについて移りたいと思います。

御答弁では、新規事業、3事業あるという御答弁でしたので、それぞれの事業内容を、事業名は伺いましたので、事業内容も伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） 1件目の事業といたしましては、職員課の取り組みであります女性管理職の登用促進、取り組み内容は、女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成でございます。

2件目の事業といたしましては、社会教育課及び中央公民館の取り組みであります男性の地域活動への参加の促進、取り組み内容は性別や年齢にかかわらず、誰もが生き生きとさまざまな地域活動に参画できる環境づくりを推進することではございます。

3件目の事業といたしましては、防災安全課の取り組みであります防災分野への女性の参画の充実を図って

いくことでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 1つ目の女性管理職の登用促進については、後ほど東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について伺いますので、2つ目の社会教育課及び中央公民館における男性の地域活動への参加の促進について伺いたいと思います。

今伺った内容からすると、誰もが生き生きとさまざまな地域活動に参画できる環境づくりの推進ということですか——というふうな御答弁でしたけれども、現在でも特に団塊の世代の方が公民館の講座などに参加された後に、講座を修了した後に、そのグループを立ち上げて、積極的にその地域活動に尽力されてる方も多く見受けられると思うんです。その中で、改めて新規事業を設定された理由と、その具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） 東大和市男女共同参画に関する市民意識調査の結果によりますと、生活の基盤である地域におきまして、現在、何らかの地域活動等に参加してる人は、ほとんどの活動で女性の割合が高くなっているという報告がございます。しかし、調査結果からは、今後、地域参加したい人の割合は、ほとんどの活動で男性の方が多くなっておるとい状況もでございます。

御質問者もおっしゃっていたとおり、団塊の世代の方々の積極的な活動がふえてきておりますが、今後ますますそうした団塊の世代の方々の——またふえてきており、そういった方の需要がふえてくるということもありますことから、性別や年齢にかかわらず、誰もが生き生きと地域活動等に参画できる環境づくりと位置づけ、こちらのほうを新規事業として組み入れたものでございます。

具体的な取り組みでございますが、自主グループ、PR事業である地域デビューパーティーがあり、参加していただくことで地域活動を始められる機会となるよう設けているということで、中央公民館のほうでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあった具体的な取り組みの中での地域デビューパーティーなんですけれども、この事業というのはもう既に何回か中央公民館で実施されてる事業ですので、じゃ新規事業と位置づけておりましたが、既存の事業を男女共同参画の視点からですか、新規事業として位置づけたという認識でよいのか確認をさせていただきます。

○市民生活課長（大法 努君） 先ほど申し上げましたが、地域活動で参加される方々の割合は、女性の方が多いという現状を踏まえまして、市民生活課といたしましても、男性の地域活動への参加の促進として、新規事業として位置づけたものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、3つ目の防災分野への女性の参画についてです。

女性の防災リーダーの養成を図るのですか——という御答弁でしたけれども、東大和市の災害対策に関する計画の作成や、地域にかかわる防災に関する重要事項を審議する東大和市防災会議には、もう既に女性の委員もいらっしゃいますし、消防団にも女性団員が所属をし、またその消防団、女性消防団の団員の方々は応急手当の普及指導など活発に活動されています。また、既存の自主防災組織の中でも、女性の活躍によって活発に活動されている地域もあります。その中で、これもまた新たになんですけど、新たに設けられた事業というのはどういった事業なのか、具体的な取り組みについて伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）の策定における防災分野への女性の参画に係る新たな事業としての具体的な取り組みでございますが、東日本大震災の際に男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所の運営等で男女それぞれに適した適用ができないといった課題が浮き彫りとなったことから、今後の災害に備え、防災分野での男女共同参画の観点から、防災訓練や運営等への女性の参画を促したり、女性の防災リーダーの育成、また防災備品等の充実を図っていくとのことで、新規事業として位置づけたものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、今現在、活躍されてる方々などの活動に対して、支援の充実を図るという認識でよろしいのでしょうか。確認させていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） 例えば現在市内で精力的に活動しております防災組織に、南街・桜が丘地域防災協議会という組織がございます。その中に、たんぼぼという女性部がございますけど、ここの活動に対して防災安全課といたしましても、備蓄食料の賞味期限のものを、近いものを支給して一緒に活動するようにしまして、南街・桜が丘地域防災協議会主催の防災訓練も含めて、その女性部のたんぼぼも含めて、活動の支援をしているところでございまして、今後も引き続き活動支援をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁の最後のほうでもおっしゃってたように、引き続き活動の支援ということは、新規事業と言いつつも既存の事業の位置づけを新たにしたというんでしょうか——ということではないかというふうに私は理解をさせていただきました。

新規事業ですから、本来であれば何か新たな取り組みというものを私は望んでいたというか、より一層、市民の方々に男女共同参画を理解していただくためには、必要ではないかというふうに思ったんですが、既存の事業でもそれ以上の支援をしていただければ、より市民の方々にも理解いただけると思いますので、ぜひとも取り組みのほうよろしく願いいたします。

次に、継続、変更、充実の判断基準についてです。

それぞれ改訂前の第二次東大和市男女共同参画推進計画から継続して取り組むもの、そして一部変更して取り組むもの、また内容を充実して取り組むものとして、関係各課で判断したとの御答弁をいただきました。

そこで、継続と判断された事業の中で、先ほども少し伺いましたけれども、男女共同参画の推進拠点について、ちょっと視点を改めて伺いたいと思います。

拠点の整備について、平成26年度の年次報告書では、「男女共同参画推進拠点の整備」という事業名でした。しかしながら、改訂版では事業名が「男女共同参画推進拠点の設置」に変更されています。先ほど伺った条例の第16条には拠点施設の整備と、拠点施設となっています——と規定されています。それぞれ拠点施設についてのことなんですけれども、ニュアンスというのが微妙に異なるんですが、「拠点の整備」から「拠点の設置」へと事業名が変わったことによって取り組み内容が変わるんでしょうか。また、その条例で規定されている拠点施設の整備との整合性について伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 語句や表現の違いはあるとは思いますが、審議会の委員の皆様も初め、私ども事務局のほうも、根底には男女共同参画を推進するための拠点の必要性についての考え方は、何ら変わりがないというふうに思っております。そういったところから、条例との整合性はとれているものと認識しております。この推進計画の平成26年度の年次報告の答申におきましても、拠点

施設の設置について、今後の中長期的計画に具体的に盛り込むよう努力してくださいというような御意見をいただいているところでございます。そうした思いを市の上位計画等の中に明確に位置づけられた上で、財政状況や他の施設との兼ね合いなども考慮しつつ、引き続き拠点の設置に向けた検討を行ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 表現の違いというのはあるけれども、変わりはないということですよ。とすると、その審議会からも御意見もいただいています拠点施設なんですけど、現状の庁舎1階の市民ロビーの専用ラックですとか、既存の施設として新堀地区会館の資料展示コーナー以外で検討いただけるという認識でよいのか、再度確認をさせていただきます。

○市民生活課長（大法 努君） ほかにあるかどうか、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御検討いただきたいと思います。庁舎1階の市民ロビーの専用ラックについても、現地、見させていただきましたが、男女共同参画の資料と、あと隣に喜多方の資料ですか——がありまして、そんなにたくさん充実しているというふうにはちょっと見受けられなかったもので、ぜひとも他の施設、一角、他の施設での拠点の整備を御検討いただきたいと思います。

次に、市民への啓発、推進などの具体的な取り組みはについてです。御答弁では男女共同参画フェスタの開催ですとか、男女共同参画週間には横断幕を掲示したり、啓発パネル展ですとか講座の開催、また川柳の募集ですとか情報誌「はーもにい」の発行、また啓発メモ帳の作成、配布などを行ってきたという御答弁をいただきました。平成13年に推進計画が策定されてから15年が経過をし、その間、男女共同参画の実現を目指したさまざまな事業の実施や啓発活動を行ってきましたけれども、壇上でも申し上げましたように、市民意識調査では53.9%の方が市で実施している事業をどれも知らない。今申し上げた「はーもにい」の発行ですとか、そういったものをどれも知らないというふうに回答されています。

そこで、平成25年度に実施された市民意識調査の結果を踏まえて、啓発、推進などの取り組みについて、この第二次東大和市男女共同参画推進計画の改訂版にどの程度、この意識調査を踏まえた取り組みが反映されているのかどうか伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） 御質問者のおっしゃるとおり、平成25年に実施いたしました市民意識調査では、53.9%の方が市で実施している事業をどれも知らないと回答されております。全庁的に男女共同参画の観点からおのおの事業に取り組んではおりますが、そうした調査結果からも啓発、推進においてさらなる発展の余地があることを意味しているものと感じております。庁内での取り組みを所掌する立場であります市民生活課といたしましても、従前の市報やホームページでの情報提供に加え、ツイッターやフェイスブックなどの今の時代に合った若い世代への情報提供の媒体を活用することとし、若い方から御年輩の方まで、あらゆる世代の皆様に、少しでも多くの方に男女共同参画のことを知ってもらえるよう、関心を持ってもらえるよう新たな取り組み内容として反映させたところでございます。また、地道ではありますけれども、私どもほかにも市民共同係などもございますので、そういったところで行います主催の事業も含めて、そういった事業の際に啓発物品を配布するなど、そういう活動を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 御答弁からも、若い世代の方々への啓発として、今の時代に合ったSNSの活用、効果

的であるというふうに私も思いますので、ぜひとも積極的な情報発信に努めていただきますようお願いいたします。

次に、審議会等の女性委員登用割合を30%以上との目標達成に向けた取り組みはについてです。

女性委員の占める割合というのが、この第二次東大和市男女共同参画推進計画の改訂版によりますと、平成21年に23.2%、平成26年は26%と5年間で2.8%増にとどまっています。これ平成32年までに30%以上との目標を達成するには、毎年毎年の計画的に何%にする、何人ふやすというような、計画的に取り組んでいかなければ非常に厳しい数値ではないかというふうに思います。

そこで、その現状の審議会等の女性委員登用の割合を伺うのと、28年度のね。それと、じゃ一体何名の女性委員を登用すれば30%以上の目標達成になるのか、具体的な人数を伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 平成28年4月1日現在の審議会等における女性委員の参画状況でございますが、委員総数574名中、うち女性委員数は152名であります。割合といたしましては、26.5%であります。また、目標であります30%以上に達するには、あと21名の女性委員の方の委嘱等が必要でございます。平成23年4月1日現在の女性委員の人数は130人、割合は24.8%ということで、当時の状況と比較いたしますと、徐々にではございますが、数値は伸びており、庁内各課におきましても女性委員の登用の意識は浸透してきているのではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時17分 休憩

---

午後 4時26分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁をいただいた女性委員登用の割合が、徐々にではあるけれども、数値として伸びているという御答弁でしたけれども、平成23年から平成28年までの5年間で1.7%の増ですから、これから、平成28年から平成32年までの計画期間の4年間で21名を登用して3.5%増にするには、非常にこれ難しいと思うんですね。ですから、庁内各課で女性委員登用の意識が浸透されてるという御答弁をいただきましたけれども、全庁的な取り組みとして実施をしていただかなければ、なかなか難しい数字だと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

ワーク・ライフ・バランスの重要性について、市民や事業所にさらなる広報、啓発が必要だという御答弁をいただきました。そこで、市民の皆様が、御答弁のあったワーク・ライフ・バランスに関して、どの程度、認識、理解されているのか、状況を把握されてるようでしたら教えてください。また、御答弁のあったさらなる広報、啓発活動の具体的な取り組みについても伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 平成25年度に実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査におきまして、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和でございますけれども、これについてお聞きしたところ、知らないという方が50.9%いたということでございます。また、同じように平成24年の内閣府の調査におきましても、ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知らないと答えた方が44.7%いるということで、市と国とほとんど同じような方が知らないというところだと思っております。



言葉自身、ワーク・ライフ・バランスというほうが一般的なのかななんて思うんですけども、それを訳すと仕事と生活の調和ということでございますけど、まだまだ認知度が上がってないのかなというふうには認識しておるところでございます。この問題につきましては、各市、自治体でも非常に取り組みが難しいということでございます、この言葉の意味につきましても周知ができるように、当市におきましても市報、ホームページ、それから情報誌まで出して、さらには市内報を出して発信してるところでございますけれども、こうしたことによりまして各家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家族で話し合ったり、協力し合う機会ができること、仕事だけではなく家庭生活でない趣味や自己啓発、あるいはボランティア活動など、おのおのに合った、自分の境遇にあったライフデザインを描くことができるようになっていただければよろしいのかなというところでございます。事業といたしましては、我々、子ども生活部を中心に育児との両立支援事業といたしまして、さわやかサービスとか保育の一時預かり事業、さらには病児・病後児保育などに取り組んでおるところでございます。そういった事業と一体となりまして、ワーク・ライフ・バランスに向けての支援をしてみたいというふうな考えてるところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 情報発信というものについて御答弁がありました。広報ですから、ホームページに加えて、ぜひともツイッターですとかフェイスブックだとか、ワーク・ライフ・バランスの言葉や意味を、特に若い世代の方への発信、情報発信に、啓発ですとか、そういうのも含めて、SNSを最大限に活用した積極的な取り組みをお願いいたします。

今後の課題として、御答弁もいただいたワーク・ライフ・バランスの周知というのも重要だとは思いますが、私は何と言っても男女共同参画推進のかなめとなる拠点の整備というのが重要な課題ではないかというふうに思っています。他市に比べますと、現状の東大和市、1階の市民ロビーの専用ラックの設置ですとか新堀地区会館の一部の資料展示コーナーですか、何度も申し上げますけど、その取り組み状況というのはホームページにも実はこれ載ってるんですね、2カ所。それを拝見しても、例えばその新堀地区会館では、資料コーナーが2階の図書室の本棚の一角ということで設置されてます。写真も載ってるんですけども、その横に並んでいる一般書籍の本棚には本がぎっしり詰まっています、それと比べますと男女共同参画の資料コーナーというのが、展示資料が少ないせいかすかすかで、そういった状況なんです。そうすると、市の取り組みとして外に発信する情報として、もう少し考えていただいたほうがいいのかなということも思いますし、残念ながらこの市民の情報の収集の場としては不十分であると言わざるを得ないと思うんです。

そこで、多くの自治体で開設されている男女共同参画センターのような大規模な施設でなくても、男女共同参画に関する図書ですとか、資料などがその場に行けば手にとる、その場に行くだけで全部手にとれるように、充実した情報コーナーですとか、あと情報交換の場というのが必要だと思うんですね。その情報交換の場として気軽に利用できる交流サロンみたいなものが——のようなものが設置されている、気軽に立ち寄れる男女共同参画サロンというんですか、そういったものをコーナーですとか、専用ラックではなくてサロンのような、サロンのようなものの、ぜひ整備をお願いしたいと。サロンと言うと、何か明るい雰囲気のような感じがするんですね。そのサロンを、既存の施設を活用し、ぜひとも早期に整備していただきたく、これは要望とさせていただきます。

次に、東大和市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の現状及び対応はについてです。平成26年度から平成31年度までに、管理的地位にある職員に占める女性の割合を8.5%から13.5%以上に、

また主査職の女性割合についても19.4%から25%以上を目指すとの御答弁でした。そこで、行動計画を策定する際に、実際に現場の声、女性職員の声を聞き取り調査ですとかアンケートなどを実施して、この行動計画に女性職員の意見などが反映されているのかどうか伺うのとあわせて、目標達成するためにはそれぞれ何名の登用が必要なのか伺いたいと思います。

○職員課長（原島真二君） 行動計画策定に当たりまして、策定等委員会というのをつくりましたが、その中に6名の委員がおりましたけども、そのうち1人が女性ということでありました。あと、この数値目標を達成するために必要な女性の登用人数ということですけども、管理的地位にある職員につきましては、平成28年4月時点で62名中7名が女性でございます。これは平成31年までの目標、13.5%以上とするためには、2名増の9名とする必要がある状況でございます。また、主査職につきましては、同じく平成28年4月時点で97名中18名が女性でございます。目標の25%以上とするためには、7名増の25名とする必要がある状況でございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 平成31年までに管理的地域にある職員については2名増ですか、9名に。主査職については7名増の25名の登用が目標達成には必要ですという御答弁をいただきました。平成31年度ですから、3年間ですよ。目標を達成するには、これもまた計画的に進めていただかなければ、なかなか非常に厳しい数値ではないというふうに思うんです。実際に行動計画、拝見させていただいたんですが、その年度ごとの数値目標というのが示されていません。ただ、31年度までに、これこれ、こういうパーセントの人数にしますということしか書かれておりませんので、ぜひその目標達成に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思うので、これは要望とさせていただきます。

御答弁の中で、策定委員会ですか、女性職員の方がお一人いらしたということなんですけども、女性1人ですからね、多くの女性職員の意見が反映されているとはとても言いがたいというふうに思うんです。ぜひとも次回の見直しを行う際には、見直し期間というのを長めに設けていただいて、アンケートなどで女性職員の現場の声を反映した行動計画の作成に努めていただきますようお願いいたします。

次に、女性職員の活躍の推進に向けた課題及び取り組みはについて伺います。

研修への参加ですか、あと仕事や昇任に対する意欲向上の施策を実施していくという御答弁をいただきました。もちろん当事者の女性職員への働きかけも必要だというふうには思うんですけれども、男女を問わず、今後、育児や介護などで時間に制約がかかる職員の増加も視野に入れまして、職員一人一人の問題として組織全体で取り組む必要性がありますし、それこそが今後取り組むべき課題であるというふうに考えますが、御見解を伺います。

○職員課長（原島真二君） 仕事と家庭の両立を行うためには、やはり男性と女性が家庭内における役割をそれぞれが責任を持って担っていく必要があるものと考えております。そのための条件整備として、超過勤務時間の縮減であるとか、休暇の取得日数の増加等によりまして、先ほどからキーワードになっているワーク・ライフ・バランスですね、これの質の向上を図る必要があるものと考えております。議員さんの言われるように、女性職員の活躍推進への取り組みについては、職員の働き方の見直しにもつなげていかななくてはならないものと考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今回伺っている行動計画というのは、国の平成37年度までの時限立法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて市が策定したものです。行動計画で示された数値などの目標

を達成するには、その男性職員を含めて市役所全体で働き方を変える必要がありますので、具体的に言えば長時間労働をなくしてワーク・ライフ・バランス、先ほどより御答弁いただいていますワーク・ライフ・バランスを実現し、また時間に制限があっても能力を発揮することでキャリアアップの妨げにならないような多様な働き方を認めて、心置きなく制度を取得できる環境整備を図り、そうすることによって職員の皆さんの仕事への意欲が向上しますよね。そうすると、組織の力が最大限に発揮され、男女を問わず働きやすく、働きがいのある職場が実現されると思います。その先頭に市長が立ってこそ、計画の目標達成という結果によって男女共同参画社会の推進につながるのではないかと私は思っています。

今回、その男女共同参画社会の推進についての課題をさまざま申し上げてまいりましたが、最後に市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 男女共同参画というと、男と女ということで昔からいろいろとあったかなというふうには思ってますけど、ただその意識を変えるというのは非常に大変なことかなというふうには思っています。その男女共同とか何とか言ってますけど、よくよく考えると縄文とかね、そういう時代から男はやっぱり元気だったから、体力があったから女性を守りながらということで、男社会というのはそういうところからずっと、ついこの間まであったんじゃないかなというふうには思ってるわけです。だから、その意識を変えるということなんですよね。1000年以上の長いDNAを20年、30年で変えるというのは大変な努力が必要だなんて今、質問者のお話を聞きながら思ったわけですけども。

ただ、私どものほうも、そうは言いながらもしっかりと職員も、先ほど言ったワーク・ライフ・バランスとか、いろいろ言ってますけども、私どものほう、私のほうでいえば、まずは職員の労働環境なりをしっかりと対応していく必要があるだろうというふうには思っています。その上に立って、初めて市民に対する男女共同参画とか、いろんな計画が実行されるものになっていくんだなというふうには思っています。今後とも東大和市の職員に対しても、そしてまたそこから出た市民の皆さん方にも、しっかりと対応できるような形で進めていければなというふうには思っています。こつこつでありますけど、確実に一步一步進めていければというふうには思っています。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひとも、まず初めに市長のその意識改革から初めていただいて、市長の強いリーダーシップのもとで、男女共同参画社会の実現に向け、拠点の整備を図っていただき、少なくとも目標設定されている審議会等の委員ですとか、あと管理的地域にある職員に占める女性の割合などの目標達成に向けて、積極的に取り組んでいただきたく要望いたします、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

---

#### ◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、総合福祉センター は～とふるについてです。

10月1日、開設ということで、私たち議員も内覧させていただき、ありがとうございました。これまでの間、さまざまかかわってこられた方々の思いと努力に、改めてお礼申し上げます。

さて、これまで私は何回か総合福祉センターのことを一般質問で取り上げてまいりましたが、よりよい施設になってほしいという思いで、いま一度、一般質問として取り上げさせていただきます。

先日、8月15日、は〜とふる開設1カ月前の市報に、職員募集ツアー面接会を開催するという記事が載り、その日程が8月の終わり、開設まで1カ月というこの時期に、まだスタッフがそろわないのか、本当に業務ができるのか不安を感じています。世の中全体でも、介護職員の不足が問題となっている中、建物はできたけれど、スタッフ不足により運営が立ち行かなくなるようでは意味がありません。

そこで、①職員の採用状況を初め、市は開設に向けての状況をどのように捉えているか伺います。

また、②総合福祉センターへの市のかかわりについて、特に広報などのあり方についても市の考えをお伺いします。

そして、③として今後、総合福祉センターが市民に親しまれる福祉の拠点となるためには欠かせない、運営事業者による情報公開及び地域交流について伺います。

皆様の御記憶にも新しい相模原市津久井やまゆり園での痛ましい事件から1カ月半たちます。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたします。けがをされた方、また入居されていた方々、スタッフの方々は大変なショックを受けられたことと思います。この事件は、施設のあり方、人権について、地域とのかかわりについてなどさまざま考えさせられます。地域に開かれることと、また安心安全のために守られることの必要性、また一方では監視や自由度の制限された場所にならない工夫など、常に考えていかなければなりません。総合福祉センターについては、情報公開と地域交流についてどのようにされるのか伺います。

次に、障害者施策について伺います。

私は、8月に政務活動費を活用させていただき、兵庫県明石市での取り組みを視察してまいりました。子供や障害のある方が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちになる。そのために行政は積極的にまちづくりを進め、まちの風景を変えたいという熱い思いを持った明石市長のお話もお聞きし、当市でもぜひとも参考にすべきと考え、以下、質問します。

①障害者差別解消法に関する市の対応について伺います。合理的配慮と条例制定についての考えを伺います。

②手話言語条例について、制定についての考えと全国手話言語市区長会への参加の意向を伺います。

次に、日常生活支援総合事業について伺います。

介護保険制度の改正により、要支援1・2の方について、来年、2017年度までに市は日常生活支援事業を実施することが国から示され、おとしから私も何回か見通しをヒアリングさせていただきました。なかなか計画が示されませんでしたので、今回質問させていただきました。今議会初日には、全員協議会の場でようやく概要が示されました。そこで、実施していくに当たっての詳細や課題、また今後に向けて幾つか伺います。

①介護保険制度における日常生活支援総合事業の位置づけは。

②現在までの検討状況を伺います。2017年4月以降、どのような事業を行っていくのか、またその担い手について伺います。

③これまで要支援サービスを受けていた方への対応について伺います。これまでと同じように続けてサービスを受けられるのでしょうか。

④ボランティアでかかわる方への研修や研修終了後の支援をどのように考えるのか伺います。

以上で、この場での質問を終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市総合福祉センター は～とふるの職員の採用及び開設に向けての状況についてであります。平成28年10月1日の開設に向け、事業実施者において職員の採用を順次進めているところでもあります。現在、事業実施者と市におきまして、開設に向けて準備を進めているところでもあります。

次に、総合福祉センターへの市のかかわり、特に広報などのあり方についてであります。総合福祉センター は～とふるでは、基本計画で定めました必須事業のほか、事業実施者の任意事業を実施します。は～とふるは、民設民営でありますことから、市が委託して行う事業については、市を実施主体として市報に掲載、周知したところではありますが、その他の事業につきましては原則として事業実施者において周知されるものと認識しております。

次に、総合福祉センターの事業実施者による情報公開及び地域交流についてであります。総合福祉センター は～とふるの運営を担う事業実施者におきましては、市の地域福祉の拠点として事業運営の透明性の向上を図り、積極的に地域との連携、地域との交流を図っていただきたいとの方針を示しております。市としましても、事業実施者には社会福祉法人として求められている役割を適切に担い、事業展開を図っていただくことを期待するものであります。

次に、障害者差別解消法に関する対応についてであります。市では法案施行に合わせ、市職員の対応要領として要綱及び対応マニュアルを作成し、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について周知徹底を図るとともに、市民の皆様や事業者に対し、周知・啓発活動を行っております。市におきましては、法の規定に基づいた取り組みを進めていくこととし、新たな条例の制定は考えておりません。

次に、手話言語条例の制定に向けての考えと全国手話言語市区長会への参加についてであります。手話言語条例及び全国手話言語市区長会の趣旨は、聴覚者障害者に対する情報保障の環境整備を進めることと伺っております。全国的な動きとしては、聴覚障害者に対する情報保障の環境整備に関する手話言語法につきまして、地方議会で法制定を求める意見書が採択され、法制定の機運が高まっております。市としましては、国の手話言語法制定の動向を注視したいと考えております。

次に、介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の位置づけについてであります。総合事業は区市町村が中心となって区域の実情に応じて多様なサービスを充実することにより、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能にすることを旨とするものであります。サービスの類型、基準及び単価は、区市町村の実情に応じて設定できるとされており、現行の保険給付と比べ要支援の方が選択できるサービスを充実させることで、在宅生活の安心を確保することが可能となるものと考えております。

次に、現在までの検討状況と平成29年4月以降の事業展開についてであります。総合事業として実施します訪問型サービス及び通所型サービスにつきましては、それぞれの類型及び基準案を設定しております。サービスの担い手としましては、訪問型サービスにおいては現行の訪問介護員に加えて、新たに市がヘルパー養成研修を行い、介護人材の確保につなげる予定としております。

次に、現在のサービスの継続についてであります。現在、要支援認定を受けている方につきましては、平成30年3月31日の要支援認定の更新の際に、総合事業へ移行することとなります。したがって、現在要支

援サービスを受けている方につきましては、総合事業移行後の介護サービス、もしくは平成30年3月末までの間の保険給付サービスを利用できることとなります。

次に、ボランティアの方々に対する研修や支援についてであります。市では平成29年4月からの総合事業の移行に際しまして、ボランティアの方々がかかわるサービス類型の設置の予定をしております。このため、ボランティアの方々に対する研修につきましても実施の予定はございません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、は～とふるについてです。

職員の採用についてということで、そういったことを市はどのように認識しているかというところをお尋ねしたかたんですけども、これまでも私、この職員に関しては、100人規模、場所が必要だということで、早目に何とかできないかということなども、議会でも取り上げさせていただきましたけれども、職員採用については運営事業者によるものということで、市は把握してないというような御答弁が以前あったと思います。

そんな中で、今回、ツアー面接会ですか、それを行うということで、このことに関しては先日、議会で他の議員の方の質問の中で、ハローワークとの共催事業だということがわかりました。このことについては、そういう認識であったということはわかったんですが、それにしてもこの職員の募集が、職員が足りてないんじゃないかという状況は予測されていたことだと思いますけれども、この時期にそういったことを、ツアー面接会を企画したということ、私はもっと早い時期に対応する必要があったのではないかと思いますけれども、その時期的なことについて何かありましたら御意見、どうしてこの時期になったのかということをお教えください。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センター は～とふるの職員の採用についてでございますが、障害部門と、それから特別養護老人ホームの部門、合わせておよそ100名程度の職員が必要であるということ、事業実施者のほうからは伺っておりました。その中で、当初、幹部候補となる職員の方たちの採用がございまして、4月から開設準備室の職員ということで従事していただいております。その後、7月に募集を行いまして、その過程の中で障害部門につきましては、おおむね必要な職員数の確保はできてきているというふうに伺っておりました。さらに、特養の部門で若干人数が必要な状況とか、それから専門的な資格を持った職員の方、そういうような方が、必要数以上に配置をしたいというようなこともございましたので、8月のツアー面接会というような形で、さらに募集を行って職員を採用を進めていくと、そういうような形で取り組んでおるといふふうに伺っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今のような状況が、あちらの運営事業者のほうであるということがわかって、ハローワークとの共催ということになったと思いますけれども、また今後の実際に動き出した中で、人手が不足して事業に支障が来すような事態になったときには、市としてはどのような対応をしていくのかお伺いします。

○福祉部長(吉沢寿子君) 人員が不足して事業ができないというようなことは、指定の事業者、サービス事業者となりますことから、それはないというふうに考えております。もし人員が不足すると、ほかの今も既に事業を行っている市内の社会福祉法人等のいわゆる指定をとられるサービス事業者におかれましても、職員は流動的に動いたりしていますので、そういった場合には順次それぞれの法人が責任を持って職員を採用して

いるという状況でございますので、それと同様になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) では、そういったことも運営事業者のほうで対応していくということだと思います。

それから、次のところに移ります。②番のほうの広報のあり方などについてということで、9月1日の市報に、このは〜とふるの事業内容一覧というのが挟み込まれました。これについては、市が作成したものなのかということをお伺いしたいと思います。

先ほどの市長答弁ですと、民設民営なので委託の部分については市も、広報というか、伝えていくということはあるというようなことだったと思いますけれども、9月1日の市報に載ったものに関しては、事業の一覧ということで、全体の事業、運営事業者が行う独自というか、その事業を含めた内容が書かれていました。そのことについて、どのような趣旨で挟み込んだのかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 9月1日号の市報への折り込みのチラシについてでございますが、この間、事業実施者と基本計画で定めた必須事業等、事業実施者のほうで行う任意事業、それらにつきまして市と事業実施者の間で、実施に向けて具体的な協議を進めてまいりました。それらをまとめた段階でお知らせするというような趣旨で、市と事業実施者でつくったものを、今回の9月1日の市報に折り込んで、その中でも多目的集会室ですとか、継続的に御利用するというようなところもございまして、特に利用案内の部分に従前の事業概要に加えるというような形で御案内をしたと、そういうような趣旨でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私は、こういった一覧も、本来、運営事業者が作成するものだと思ってました。

ちょっと先にいきますけれども、このほかにも市内の事業者に対して福祉部のほうから手紙が送られたということが、私も聞いていたんですが、このことについては先日、やはり議会の中で他の議員の質問の中でも、情報提供だったという御答弁があったので、市の認識はわかりましたけれども、そのとき質問された議員からも、公平じゃないというような発言がありました。ほかにも個別に、個別に市内事業者に通う方に対して声をかけて、利用者と呼び寄せているんじゃないかというような話まで、私のほうに入ってきました。また、運営補助金については、以前の議会でも話題が出ましたけれども、送迎費の問題など、は〜とふるばかり優遇されてるんじゃないかという不公平感がまだ根強くあります。これらのそれぞれに対しては、今御答弁は求めませんが、こういった声がかかる原因というのが、やはり私は先ほどの事業一覧の作成が、市がやったのか運営事業者がやったのか、両方で相談しながらということだったんですが、そのあたりのどちらがやるのかとか、そういったことが、やはり民設民営というふうに言っていながら、そのあたりが、公平性とか透明性のところの部分不明確だということから、不公平感があるんじゃないかというふうに考えてます。

このは〜とふるという施設のあり方について、そういうような不公平感を感じてる方が非常に多いということで、そのあたりについて情報公開と、次の③の情報公開ともかかわってくるんですけども、幾つかちょっと確認しておきたいことがあります。

まず1つ目は、総合福祉センター は〜とふるという施設の位置づけなんですけど、管理者、運営者、建物の所有者、これは誰なのか、その権利を持つてるのは誰なのかを確認させてください。

○市長(尾崎保夫君) 民設民営ということで、今までやったことないようなやり方をしているということは事実だと思いますね。それで、その中でやってることは、11の基本事業というのは、これはもともと私どものほうが委託事業ということでお願いするわけですけど、それ以外にも地域の方々のために多目的広場だとか、ある

いはのぞみ集会所のかわりに、あそこの集会室を使ってもいいですよとあって、いろんなことを使っているわけですが、それを市役所の広報に載せるときに、11の事業は載せますよ、これは載せない、そういうのは広報的にはおかしいと私は思いますよ。少なくとも、あそこの運営が始まって、ある一定の時期がたてば、それは民設の部分についてはしっかりやってくださいと、それは当たり前のことです。今は立ち上げるときなんだから、市としては全面的に応援しますよ。利用する人からしてみれば当たり前の話ですよ。私はそう思っています。それを不公平だって考える方は、見方が違う、立ち位置が私と違うというふうに思います。使う、利用する方々にとって、どれだけあそこのところが使いやすくなるか、少しでもよくなるためにどうしたらいいかって思いで一生懸命やってるわけですから。ですから、ぜひそういうふうな見方の人がいたら、そうじゃないですよ。市長は、利用する人が何とか少しでもよくなってほしいと思うからということで、一生懸命、今やってんですよ、そういうふうにとりあえず伝えといていただきたいなというふうに思います。私の思いとしては、そういう思いで一生懸命やってるつもりでございますので、よろしくお願いします。

○4番(実川圭子君) 私もそういう思いでやりたいところなんですけれども、ここが民設民営ということを始め取り組む事業ということなんですけれども、それが民設民営なんだけれども、市がそこにかかわっている官民連携という枠の中で私はやられてるというふうに認識してるんですが、そのことについて法的な根拠というのがはっきりわからないんですね。法的な根拠は、何に基づいてここを官民連携の事業というふうに言っているのか。

例えばハミングホールとかでしたら、指定管理者ということで指定管理制度という地方自治法に載ってる制度にのっとってやってると思いますし、官民連携でもPFI事業ということであれば、PFI法というような法律に基づく運営になるだろうし、独立行政法人であればそういった法律もあります。この総合福祉センターについては、どういった根拠に基づいて行われていくのかということをお答えください。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センターの位置づけについてでございますが、官民連携事業、PPPとして行っておりまして、そのPPPの中にも、今議員のおっしゃったPFIという手法もございます。ただ、PFIにつきましては、PFI法や国の基本方針に即した手続をとって行うというようなことでございますので、そのPPPの中でも、この総合福祉センターにつきましては民設民営ということで、PFI的な手法として民設民営の事業として行うということでございます。この民設民営の場合には、施設を管理運営する民間主体に対し、一定の要件のもと、行政が支援をしていくというような方式でございまして、今回の総合福祉センターにつきましては、事業実施者と市とが結んだ協定がもとになるというふうに認識しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) そういうことだと思うんですけれども、その協定というところなんです、協定というのは運営事業者と市が結んだものであって、その内容ですとか、そのことが市民に対しては何も見えないものがないんですね。私がここにこだわってるのは、今回、議会の初日でもみのり福祉園の条例というのが廃止になりました。それは決まりどおりでやるんですけれども、それに対して、じゃ新しくできてるのは〜とふるというのは、一体、条例にも規定されない、公共施設ではないということだと思いますけれども、条例もない、それから一定の支援をするということでしたけれども、じゃ一定の支援を市がどのようにするかという、例えば要綱もないし、その約束というのが市民からは見えない、見えていないということなんです。ですので、やはりそこに何では〜とふるは、そうやって支援をしてもらえるのっていうことが、言う方がいらっしやるということなんです、そういった、私は何かしらこのは〜とふるという施設の設置に関して要綱ですとか、あ



とは運営ルールなども、そういった市としての規則みたいなものを形としてつくる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） は～とふるの運営につきましては、10月1日以降、先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、市のほうで規定している基本計画に定めた事業、委託の事業等がございます。それらにつきましては、これから委託契約ということで仕様書の中で詳細を詰めていくということになります。それ以外の任意的な事業、特別養護老人ホームとか、その他の事業については、もう従前から申し上げて、御答弁させていただいておりますとおり、東京都の指定の事業者としてきちんと運営基準の中で適切に事業を実施していただくというようなことになるというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 事業については、東京都ですとか市の委託とか、そういうところは見えますけれども、施設としては、施設全体として、は～とふるという施設がどういうところなのっていうことですか、そこに民設民営で建てたけれども、ただ単なる民設民営ではなくて、市もかかわってる官民連携の施設だということがわかるようなものが必要なのではないかというふうに言ってるんですが、その点についてもう一度お願いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回非常に大きい事業ということで、何年来もずっと懸案になってた事業がようやくここで形になるわけでございますけれども、高齢者福祉の部分では、ここまで大きなものではございませんけれども、民間の土地で民間の事業者によってサービスを実施していただいて、しかしそれはいわゆる公共的なものやっていたらというふうなもの、例えば高齢者の在宅サービスセンターであったり、一部は当然市の公の施設として指定管理でやっていただいておりますが、それ以外のところは社会福祉法人のほうで実際に土地を所有して、そこに建物を建てていただいておりますというふうなものもございまして、高齢者ほっと支援センターにしても、そういったような方式でやっているものでございますので、今回そのは～とふるについては、非常に大きい事業ということでございますけれども、その建物について何かしら規定をすべきではないかというふうなことについては、これまでもほかのもので同様にやっておりますので、そういったことは特に必要はないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私はこの問題は、ちょっと福祉部だけの問題ではなくて、今後、民間活力を使っていろいろな市の事業を民間と一緒にやっていくということが、東大和でも必要だというふうには思っていますので、そのときにきちんと目に見えるようなルールが必要なんではないかと思います。このことはちょっとまた後ほどお伺いしたいと思います。

ちょっと先にさせていただきます。こういった市と運営事業者が連携して運営されているこういった事業ですけれども、そういった運営に関して、例えば民設民営ということになってるので、例えば市のチェックとかというのはどうしていくんだろうとか、そういったところも私はちょっとまだよくわかってないところなんですけど、もう一つはやはり市民の方ですとか利用される方が、いろいろ要望などを聞いてもらえるのか、これまでも協議会などをつくってほしいというようなことも議会でも、私も言ってきましたけれども、そういった声が今後きちんと届くのかというところが必要だと思ってるんですね。そのことについて、少しお伺いしたいと思います。

福祉センターができるまでは、たくさんこれまでも長い期間かかって、あそこをどうしていこうという検討

がたくさんあったと思います。市民の方々とか、いろんな団体からの要望ですとか、またその後、建設市民懇談会をつくらたり、検討委員会を立ち上げたり、そして基本計画策定検討委員会、またみのり福祉園のほうでは運営協議会というようなものをつくって、当事者の方ですとか御家族の方や市民の方など、たくさん入っていただいて意見を出し合いながら進めてきたと思います。そういった意見が今後も運営事業者と、そういった意見交換ができていくのかというところが、一番、私としては心配なところなんですけど、民設民営というのは、やはり民間の力をかりて最大限生かしていくということが前提でありますけれども、そこに市民要望ですとか、いろんなことが反映する場、そういった協議ができるような場をぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターは、今後、地域福祉の一翼を担うというような施設として運営されていくということでございますので、そのための連絡調整の場というものについては必要であるということで、市と事業実施者との間で協議を進めておるといようなところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） そういったようなことを進めていくような話にもなっているかと思っております。

2年前の平成26年の9月に、運営事業者が市民向けの説明会を行ったときの資料が、ちょっと私、また手元にあるんですけども、その資料の最初のところに、地域福祉の担い手としてやっていきますということが、文面に書かれてるんですけど、その中に施設運営に当たっては東大和市、利用者及び家族、地域住民の方々、障害関係団体の方々などが協議できる場を設け、東大和市の地域福祉の担い手として機能を果たしていけるよう努力してまいりますとしっかり書かれています。今、連絡調整という御答弁をいただきましたけれども、私はやはりこの運営事業者が協議ができる場というふうに言っていますので、ぜひそういった場がしっかりできるよう市も責任を持って指導していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 事業実施者のほうで、今議員の御指摘のような御説明をこれまでされてこれたかなというふうには思います。市といたしましては、繰り返しになるんですけども、協議、市の公設の施設ですと運営協議会というようなものを設置いたしますが、連絡調整の場として協議ができる場というようことを進められればということで、事業実施者と調整をしているという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私のイメージですと、連絡調整というのと運営の協議というのはちょっとイメージが違うんですが、そういったいろいろな関係の方が入った場を、しっかりつくっていただくようお願いしたいと思っております。

それから、先にいきまして、情報公開というところにもかかわるんですけども、今回、私、資料請求ということで、この運営事業者の事業計画というのがあったら出してほしいということを請求したんですけども、そういったものは市は把握していないということでした。今後、運営していくに当たって、私はやはり市も官民連携でやっていくことですから、市もしっかりとそのことはかかわって、そのサービスがきちんとされていくかどうか、そういったところをチェックしていくのが市の役割だと思っております。例えば今回のPPPの手法の一つであるPFI法のところを見れば、民間事業者の運営に関して内閣府からモニタリングガイドというのが示されてまして、モニタリングという、監視ですね、そういったことが大切だということが示されてます。そして、その際に、その基準となるような業務要求水準書などを、取り交わした内容に沿って適切に運営しているかをチェックしていくことというふうになっています。事業報告書を出してもらうことにはなっていると

ますけれども、そのほかに業務要求水準書のような、これだけのサービスを、このようなサービスを行いますというふうなものだと思いますけれども、そのような書類はこれまで作成しているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 業務要求水準書とか、そういう書類につきましては、例えば地方自治法に基づく指定管理者制度であれば法の中でもきちんとやっておりますし、PFI法であれば法律の中でそういったものが規定されてるということですが、先ほどから担当課長のほうからも御答弁させていただいておりますとおり、あくまでもこれは民設民営方式で、官民連携ということでの方式で大きい枠の中でやってるものがございますので、先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、委託事業に関しましては詳細に仕様書等で委託契約をしていくということになります。それ以外の事業につきましては、指定を指定事業者として適切に運営基準等にとつとて、事業を実施していただくということになりますので、そういったものを求めるといふ予定は全くしておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 確認なんです、その委託した事業というのは、基本計画に載ってる10の事業ということではなくて、市が委託として出してる事業のことを指してるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 委託事業に関しましては、市のほうで委託をお願いをする事業になります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市が委託として出してないものでも、基本計画に載っている、例えば就労継続支援Bとか生活介護とか、そういう部分に関しては市はどのような対応をするのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） それにつきましては、東京都のサービス事業者としての指定をこれからとるわけがございますので、現在のみのり福祉園につきましても公設施設でございますが、東京都のサービス事業者として指定を受けて運営をしております。それと同様に、10月1日からは事業運営者のほうで指定をとつとて、適切に基準にとつとて運営をしていただくということになります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、市がつくった総合福祉センター基本計画の10の事業というのは、私は基本計画に載ってる10の事業と、あとは運営事業者が行う任意事業ですか——というふうに捉えていたんですが、市としては10の事業のうちの市が委託する部分に関しては詳細に資料などは出していくけれども、そのほかの部分、基本計画に載ってるほかの事業でも、詳細に関しては東京都のほうに、詳細というか、その後のチェックですとか、そういうことに関しては東京都のほうが行うというふうに捉えているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 基本計画にあります事業のうち、障害者総合支援法に基づいた給付費の事業、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、短期入所等の事業につきましては、総合支援法の基準にとつとて事業を進めていただくということで、そこでのチェックに関しましては、法に基づく指導、検査等を東京都と市で行っていくということでございます。その他の、その中で10の事業の中でも、委託で行う事業が3事業ほどございます。地域活動支援センター、就労生活支援センター、それからケアラー支援事業、これらにつきましては委託事業でございますので、仕様書及び契約書の中で一定の業務水準というのを定めて、その中で適正に運営をしていただくということを予定しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） それでは、事業年度が終わつて事業報告を出すというようなことは、協定の中にも結ばれてましたけれども、その事業計画を出して、その後の先ほど御紹介したPFI法とか、官民連携でやるとき

には、そういった官側というか、行政側のチェックというのが非常に大事なんで、サービスを維持していくためには大事なんだということが非常に書かれているんですけども、そういった点については事業が終わった年度で、市はどこまでそのモニタリングというか、チェックというか、そういったことを行っていくのか。もう一度、ちょっと今のだと範囲が、委託は仕様書、細かく出してるからそここのところはやっていただけだと思いますけれども、そのほかのところについてはどのようにしていくのか、監督、指導というところですね、そのあたりどのようにしていくのかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 基本計画にあります10の事業につきまして、先ほど申し上げたような委託、あるいは給付費の事業に伴う通常のチェックに加えて、毎年度、それらの事業につきまして、これ協定書の中で規定しておくことですが、記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、毎年度、事業終了後、速やかにその状況を報告することとさせていただきます。通常の給付費、民間が行う給付費の事業につきまして、このような規定で市に報告を求めるとことはございませんので、官民共同で行うという前提にのっとり、このようなチェックをする機能を設けておけるといところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 先ほど最初に広報するときには、どの事業がどうだということではなくて、あそこは～とふる全体として知らせる必要があるんで市長が力を込めておっしゃっていたのと、じゃうまくいってるのかどうかチェックするときにはそれぞれでというようなことでは、やはり私は市民の方は納得はいかないんだらうなと思います。

は～とふるという市もかわって、なおかつこの基本計画にのっとり事業をやっていくというところで、やはり私はいろんなことがあった場合に、市がそれをしっかりと監督していく責任があるというふうに思っています。今後、運営事業者との協議のことについては、先ほど協議会なども設置していただけるということだったんですが、例えばいろんな市民の方から苦情などがあった場合のその苦情処理の仕組みですとか、あるいは第三者による評価なども最低限、行っていただくことを求めたいと思います。

ちょっと先にいきまして、次に情報公開と、それからもう一方、地域に開かれた場となることということで、地域福祉の拠点ということも言ってますので、あそこが本当に市民に親しまれた場所になってもらいたいというふうに思います。喫茶や売店ですとか、あと集会施設なども市民の方も利用できるということなんですが、建物が建っても、あの近隣に住んでる方も入っていいのかなのかというようなところが、まだなかなか、これから開設ですのであれなんですが、どのようなところなのかなというところになると思いますけれども、また開かれるということと、一方で守られる、利用者の方の安全とかを守るということも必要だと思いますけれども、そのあたりについて地域福祉の拠点の役割ということの観点から、開かれるということと守られるということについて、ちょっとどのようにしていくのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、地域に開かれた施設ということでは、まずは10月1日に開設する前に、来週以降、一般の市民の方々に内覧会を行って、まずは見ていただくというようなことで、まずはそういったことをするというふうに法人のほうから伺っております。10月1日の開設以降は、順次、地域交流、連携というところで、多目的集会室を利用させていただいたり、ボランティアや職場実習などを受け入れるとか、それから先ほど議員からお話ありましたけれども、喫茶、売店など、また相談支援とか、それからそのほかには地域行事とか地域活動、それから地域のイベントへの参加など、そういったさまざまな取り組みをしていきたいということで、法人のほうからは伺っているところでございます。

それから、安全安心の確保というところで、防犯の体制につきましては、24時間365日の施設が一部あるということになりますので、ただ普通の市民の方も含めて自由に出入りができる時間帯もあるということになってまいりますので、法人のほうといたしましては、有人警備というような形で、人を配置しての警備というようなことを考えてるということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） あの中を見させていただいたときも、防犯カメラなどもなくて、監視という観点よりは利用してる方の安全を守るという意味でも、私は必要なのかなというふうには思ったんですが、今有人警備というお考えだということでした。

しかし、例えば万が一、事故などがあった場合の責任の分担なども、市とその運営事業者では書面で確認されてるとか、そういうのはあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 事故発生時の取り扱いにつきましては、まずはやはり施設管理者の問題であるというふうに考えておりますし、東京都の事業者指定をとったものにつきましては、適切に事故報告等を出していただいて、対応をしていただくというようなことと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その事故の大きさとかにもよると思いますけれども、今の御説明ですと市の責任というのはどのように考えてるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市の責任ということですが、あそこは公の施設ではございませんので、それぞれの役割に沿って、それぞれで担う部分は行っていくということになりますので、例えば委託事業の中において何か大きな事故があったりということになりますと、市の委託ということになりますので、そこには市の一定の責任等が発生するものというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 最初のほうにも、ちょっと不公平感を感じてるというようなことを言いましたけれども、それぞれの事業については運営事業者のやることだということはわかるんですけども、それがうまくいくように、今は準備段階というのもありますけれども、市のかかわりというのがどこまでなのかというのが、本当に今の御説明でもちょっとわからないなというのが私の正直なところなんですけども、私はこの官民連携ということで民間がやるということを最大限尊重して、それをきっちりできていない部分に関しては、やはり委託事業だろうが、ほかの事業だろうが、基本計画をつくって、それをやるということですので、市はやはりそこに責任を持ってきちんとやってもらうという必要があるのではないかとこのように考えます。

民設民営ということで、今回、官民連携ということで新しい試みに取り組むということですけども、先ほども申し上げました民間活力の活用というのは、今後ほかの市の公共施設でも関係してくると思います。民間の力をかりるといいと思うんですけども、その官民連携のときに、私はやはり官というか、市の側がしっかりとしたものを持っていないと、その後のチェックの方法も、これは余り厳しくないからモニタリングとか要求水準もありませんということでいくと、本当に、じゃ事業所のやりたい放題になってしまうのかという不安もすごく感じるころなんですけども、そういったことが起きないように、やはりいろいろな部分でチェックするということが必要なんだということが、そのPFI法とかにも細かく書かれていますので、今回はそのPFI法にはのっとってないからそれは必要ないんだということではなくて、しっかりとできるところは私はやっていくべきだと思います。これは福祉部だけの問題じゃなくて、公共施設、今後どうしていくか、官民連

携を進めていくのかということの中で、今後、市としてどのように取り組むのか、その方向性などお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（小島昇公君） もともとは、できれば公設公営でというふうにスタートをした総合福祉センターでございますが、やはり取り巻く情勢が厳しいという中で、公設でやっていくことがなかなか難しいというところで、公設はするけど、民営にしてもらおうかというような経過もあった中で、民設民営でここまでたどり着いた事業でございます。協定を結ぶ中で、用地は使っていいですよというのが、事業者にとって大きなメリットだと考えております。それ以外のところは、施設も事業者のほうに建てていただきますよという条件で、公募をいたしまして皆さんに手を挙げていただいて、御承知のようにスタートをします。ですから、聞いている議員の皆さんは大体もう御理解をさせていただいてるというふうに思いますけれども、そういう中で一定の条件をクリアできる過程を経ていく中で、ほかの事業者さんは、その条件だととてもできませんというところで、今回、受けてもらっている事業者さんが最後まで残って、責任を持ってやっていきますよと。市が責任を持つべきところは、当然市が責任を持ちますし、法に基づいて、法で縛られる分についてはそちらにゆだねるのが、総合福祉センターだけを例にとるんじゃなくて、全てほかのものと同様でございます。ですから、市は先ほどのPRをですね、一緒にやるのが不公平だというようなちょっとお話ありましたけども、市民の皆さん、福祉の拠点として皆さんにとってどういういいサービスができるかという1点で、一つの施設の中にあるある部分だけは別にしなさいよというわかりづらいPRでなく、市民のためのPRをしたということで、皆さんは御理解してもらってると私は思ってます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私もちろんそれをするなということではなくて、もちろんそれをやっていくべきだと思うんですけども、そこにその理由というか、民間はここまでやる、これをやる、市はここをやるという、その部分をきちんと文書として、文書としてというか、見えるような形で何かがなければ、例えば協定はありますけれども、本当に市民の側から見たら、ここの施設って本当は、東大和市総合福祉センターって書いてあるけれども、じゃこれは市がやってるのっていうふうに、多分多くの市民の方は捉えると思いますけれども、そこに区別は、私は市民側からはないとは思いますが、じゃ何か問題があったときとか、サービスがうまくいってないときとか、じゃそのことについては市はどこまでやるのかとか、やれてなかったらどこまでチェックができるのかとか、そういったことをきちんとルール化していかないと、今後、本当にそのルールとして、そういったものをきちんと示していかなければ、やはり市民の中から不公平を感じたりとか、これにのっとってやってるということがきちんと見えなければ、やはりそういったことが出てくるのではないかとというふうに私は考えます。ぜひ、事業者がきちんとやってくれるんじゃないかということではなくて、しっかり、じゃそれをどうやってチェックしていこう、市の立場としてはどうやってチェックしていこうとか、あるいはきちんとその事業者ができてなかったらどのように指導していくかとかということが、市民の方にもきちんと見えるような形にしていっていただきたいなと思います。

その点について、もう一度、お考えをお聞きしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま副市長からも御答弁いただきましたとおり、市がやるべきことは市としてきちんとやっていきますし、法律にのっとって、そのもとで適切に社会福祉法人として担っていただくところは適切に行っていただくと、そういう形で考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それぞれの事業については、そうだと思うんですけども、あれだけの大きな施設の中でいろんな事業があつて、一方では、宣伝するときには事業を別々じゃなくて全部まとめてきちんと知らせるんだって言いつつ、チェックするときにはそれぞれの事業だっていうふうに言われてしまうと、じゃあの施設は官民連携というところで市はどういうふうに施設全体にかかわっていくのかというのが、本当に見えないというか、事業ごとにかかわっていかうとしてるのか、いや事業ごとじゃなくて、市民の皆様には全体として知らせるんだって、逆のことを言ってるように私は感じるんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 先ほどから御答弁させていただいておりますけれども、当然地域福祉の拠点として大切な施設ということで市は位置づけておまして、地域福祉計画の中でも障害者の障害福祉計画の中にもそのように位置づけておりますので、そこは東大和市総合福祉センターは〜とふるというのは、市にとって大変重要な地域福祉の中核となる施設というような位置づけで、私どもはこれまでも取り組んでまいりましたし、今後もそういう姿勢で私どもとしては対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) これから新しく開設するということで、本当にいろんな市民の方に親しまれる地域福祉の拠点と私もなっていたきたいと思っておりますので、ぜひ力を合わせて御協力させていただきながら、また進めて、意見などあつたらまた私のほうも言わせていただきたいと思っております。そういった市民の声ですとか、いろいろな方の声も取り入れて、みんなに親しまれるいい施設になっていただきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

これで、この1番目の総合福祉センターの質問は終わらせていただきます。

---

○議長(関田正民君) お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時43分 延会